

## 令和2年6月定例会会議録（第1号）

令和2年6月9日 火曜日 午前10時00分開会  
議長 下山准一 副議長 新田道尋

### 出席議員（17名）

1番	佐藤悦子	議員	3番	叶内恵子	議員
4番	八畝長一	議員	5番	今田浩徳	議員
6番	押切明弘	議員	7番	山科春美	議員
8番	庄司里香	議員	9番	佐藤文一	議員
10番	山科正仁	議員	11番	新田道尋	議員
12番	奥山省三	議員	13番	下山准一	議員
14番	石川正志	議員	15番	小嶋富弥	議員
16番	佐藤卓也	議員	17番	高橋富美子	議員
18番	小野周一	議員			

### 欠席議員（0名）

### 欠 員（1名）

### 出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	小松孝
総務課長	関宏之	総合政策課長	渡辺安志
財政課長	平向真也	税務課長	森正一
市民課長	荒田明子	環境課長	山科雅寛
成人福祉課長 兼福祉事務所長	青山左絵子	子育て推進課長 兼福祉事務所長	西田裕子
健康課長	田宮真人	農林課長	三浦重実
商工観光課長	柏倉敏彦	都市整備課長	長沢祐二
上下水道課長	荒澤精也	会計管理者長 兼会計課長	亀井博人
教育長	高野博	教育次長 兼教育総務課長	武田信也
学校教育課長	高橋昭一	社会教育課長	渡辺政紀
監査委員	大場隆司	監査委員 局長	吉田浩志

選挙管理委員会 委員長	武田清治	選挙管理委員会 事務局長	小関孝
農業委員会 会長	浅沼玲子	農業委員 会会長	津藤隆浩

### 事務局出席者職氏名

局長	滝口英憲	総務主任	叶内敏彦
主任	庭崎佳子	主任	小田桐まなみ

### 議事日程（第1号）

令和2年6月9日 火曜日 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 報告第6号一般財団法人新庄市体育協会の経営状況の報告について

（一括上程、提案説明、採決）

- 日程第 4 議案第41号新庄市農業委員会委員の任命について
- 日程第 5 議案第42号新庄市農業委員会委員の任命について
- 日程第 6 議案第43号新庄市農業委員会委員の任命について
- 日程第 7 議案第44号新庄市農業委員会委員の任命について
- 日程第 8 議案第45号新庄市農業委員会委員の任命について
- 日程第 9 議案第46号新庄市農業委員会委員の任命について
- 日程第10 議案第47号新庄市農業委員会委員の任命について
- 日程第11 議案第48号新庄市農業委員会委員の任命について
- 日程第12 議案第49号新庄市農業委員会委員の任命について
- 日程第13 議案第50号新庄市農業委員会委員の任命について
- 日程第14 議案第51号新庄市農業委員会委員の任命について
- 日程第15 議案第52号新庄市農業委員会委員の任命について
- 日程第16 議案第53号新庄市農業委員会委員の任命について
- 日程第17 議案第54号新庄市農業委員会委員の任命について
- 日程第18 議案第55号新庄市農業委員会委員の任命について
- 日程第19 議案第56号新庄市農業委員会委員の任命について
- 日程第20 議案第57号新庄市農業委員会委員の任命について
- 日程第21 議案第58号新庄市農業委員会委員の任命について
- 日程第22 議案第59号新庄市農業委員会委員の任命について

(一括上程、提案説明、採決)

- 日程第23 議案第60号新庄市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第24 議案第61号新庄市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第25 議案第62号新庄市固定資産評価審査委員会委員の選任について

(上程、提案説明、質疑、討論、採決)

- 日程第26 議案第63号財産の取得について
- 日程第27 議案第64号財産の取得について

(一括上程、提案説明、質疑、討論、採決)

- 日程第28 議案第65号明倫学園校舎棟建設工事の内建築工事請負契約(令和元年議案第60号)の一部変更について
- 日程第29 議案第66号明倫学園校舎棟建設工事の内機械設備工事請負契約(令和元年議案第61号)の一部変更について
- 日程第30 議案第67号明倫学園校舎棟建設工事の内電気設備工事請負契約(令和元年議案第62号)の一部変更について

(一括上程、提案説明、議案(1件)を除き総括質疑)

- 日程第31 議案第68号第5次新庄市総合計画基本構想について
- 日程第32 議案第69号新庄市市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 議案第70号新庄市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第34 議案第71号新庄市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第35 議案第72号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第36 議案第73号新庄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第37 議案第74号新庄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第38 議案第75号新庄市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第39 議案第76号新庄市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
  
- 日程第40 第5次新庄市総合計画基本構想審査特別委員会の設置
  
- 日程第41 議案・請願の第5次新庄市総合計画基本構想審査特別委員会、各常任委員会付託

(一括上程、提案説明)

- 日程第42 議案第38号令和2年度新庄市一般会計補正予算(第3号)
- 日程第43 議案第39号令和2年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

日程第44 議案第40号令和2年度新庄市水道事業会計補正予算（第1号）

### 本日の会議に付した事件

議事日程（第1号）に同じ

## 開 会

**下山准一議長** 改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は17名です。欠席通告者はありません。

それでは、これより令和2年6月新庄市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第1号）によって進めます。

### 日程第1 会議録署名議員指名

**下山准一議長** 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において佐藤文一君、山科正仁君の兩名を指名いたします。

### 日程第2 会 期 決 定

**下山准一議長** 日程第2 会期決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長石川正志君。

（石川正志議会運営委員長登壇）

**石川正志議会運営委員長** おはようございます。

それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について報告いたします。

去る6月2日午前10時から、議員協議会室において議会運営委員5名出席の下、執行部から

副市長、関係課長並びに議会事務局職員の出席を求め議会運営委員会を開催し、本日招集されました令和2年6月定例会の運営について協議したところであります。

初めに、執行部から招集日を含め、提出議案等についての説明を受け、協議を行った結果、会期につきましてはお手元に配付しております令和2年6月定例会日程表のとおり、本日から6月19日までの11日間に決定いたしました。また、会期中の日程についても日程表のとおり決定いたしましたので、よろしく願いいたします。

このたび提案されます案件は、報告1件、令和2年度補正予算3件、議案36件、請願1件の計41件であります。

案件の取扱いにつきましては、本日報告1件の後、議案第41号から議案第62号までの議案22件につきましては人事案件でありますので、提案説明の後、委員会への付託を省略して直ちに審議をお願いいたします。議案第63号から議案第67号までの議案5件につきましては、同様に提案説明の後、委員会への付託を省略して直ちに審議をお願いします。

議案第68号から議案第76号までの議案9件につきましては、本日の本会議において一括上程、提案説明の後、議案第68号を除いた議案について総括質疑を行い、所管の常任委員会に付託し審査していただきます。

議案第68号につきましては、全議員で構成する第5次新庄市総合計画基本構想審査特別委員会を設置し、同委員会へ付託をして審査をしていただきます。

議案第38号から議案第40号までの令和2年度補正予算3件につきましては、本日は提案説明のみにとどめ、委員会への付託を省略して、6月19日最終日の本会議において審議をお願いします。

次に、一般質問についてであります。今期

定例会の一般質問通告者は7名であります。したがって、1日目4名、2日目3名に行っていただきます。なお、質問時間は、質問、答弁を含めて1人50分以内といたします。質問者並びに答弁者の御協力を特にお願いいたします。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。議会運営委員会における協議の経過と結果についての報告といたします。

下山准一議長 お諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日から6月19日までの11日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、会期は6月9日から6月19日までの11日間と決しました。

### 令和2年6月定例会日程表

会期	月 日	曜	会 議 別	場 所	開議時刻	摘 要
第1日	6月9日	火	本 会 議	議 場	午前10時	開会。報告(1件)の説明。人事案件(19件)の一括上程、提案説明、採決。人事案件(3件)の一括上程、提案説明、採決。議案(2件)の上程、提案説明、質疑、討論、採決。議案(3件)の一括上程、提案説明、質疑、討論、採決。議案(9件)の一括上程、提案説明、議案(1件)を除き総括質疑。第5次新庄市総合計画基本構想審査特別委員会の設置。議案、請願の第5次新庄市総合計画基本構想審査特別委員会、各常任委員会付託。補正予算(3件)の一括上程、提案説明。
			第5次新庄市 総合計画基本 構想審査特別 委員会	議 場	本 会 議 終 了 後	正副委員長の互選
第2日	6月10日	水	本 会 議	議 場	午前10時	一般質問 佐藤文一、山科春美、小嶋富弥、 押切明弘の各議員
第3日	6月11日	木	本 会 議	議 場	午前10時	一般質問 庄司里香、叶内恵子、佐藤悦子の 各議員

会 期	月 日	曜	会 議 別	場 所	開 議 時 刻	摘 要
第 4 日	6 月 12 日	金	常任委員会	総務文教 (議員協議 会室)	午前 10 時	付託議案、請願の審査
第 5 日	6 月 13 日	土	休 会			
第 6 日	6 月 14 日	日				
第 7 日	6 月 15 日	月	常任委員会	産 業 厚 生 (議員協議 会室)	午前 10 時	付託議案の審査
第 8 日	6 月 16 日	火	第 5 次新庄市 総合計画基本 構想審査特別 委 員 会	議 場	午前 10 時	付託議案の審査
第 9 日	6 月 17 日	水	休 会			本会議準備のため
第 10 日	6 月 18 日	木	休 会			本会議準備のため
第 11 日	6 月 19 日	金	本 会 議	議 場	午前 10 時	第 5 次新庄市総合計画基本構想審査 特別委員長報告、採決。各常任委員 長報告、質疑、討論、採決。補正予 算（3 件）の質疑、討論、採決。

### 日程第 3 報告第 6 号一般財団法人 新庄市体育協会の経営状況の報告 について

**下山准一議長** 日程第 3 報告第 6 号一般財団法人  
新庄市体育協会の経営状況の報告についてを議  
題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** 6 月定例会議、御応招、また御  
参加、よろしくお願ひしたいと思います。

また、新型コロナウイルスにつきましては、  
県内で一月以上発生がないということで、大変  
喜ばしい結果になっております。全国でも確実

に少なくなっている状況、早く経済復興などが  
できればいいなと願っているところでありませ

す。それでは、報告第 6 号一般財団法人新庄市体  
育協会の経営状況の報告について御説明申し上  
げます。

この経営状況の報告は、地方自治法第 243 条  
の 3 第 2 項の規定により、同協会の令和 2 年度  
事業計画及び予算について議会に報告するもの  
であります。この令和 2 年度事業計画及び予算  
につきましては、同協会の令和元年度第 5 回理  
事会におきまして議決されたものでございます。

令和 2 年度の予算といたしましては、別冊の  
令和 2 年度事業計画書・予算書の 1 ページ目  
にありますとおり、新庄市のスポーツを振興し、  
市民の体力向上と健康の増進並びにスポーツ精  
神の高揚を図り、明るく豊かな市民生活の形成  
に寄与することを目的に、スポーツ振興事業を

一層充実させるとともに、指定管理者としてスポーツ施設を適正に管理し、施設利用者の安全とサービス向上に努め、公益法人として安定した法人運営を図るため、総額1億7,403万5,000円の予算を計上しております。

なお、詳細につきましては、別冊の事業計画書・予算書を御覧ください。

以上、一般財団法人新庄市体育協会の経営状況の報告とさせていただきます。

**下山准一議長** ただいまの報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定による報告でありますので、御了承願います。

## 議案19件一括上程

**下山准一議長** 日程第4議案第41号新庄市農業委員会委員の任命についてから日程第22議案第59号新庄市農業委員会委員の任命についての議案19件を会議規則第35条の規定により一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第41号新庄市農業委員会委員の任命についてから議案第59号新庄市農業委員会委員の任命についての議案19件を一括議題とすることに決しました。

ここで、農業委員会会長浅沼玲子さんの退席を求めます。

暫時休憩いたします。

(浅沼玲子農業委員会会長退席)

午前10時11分 休憩

午前10時12分 開議

**下山准一議長** 休憩を解いて再開いたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、議案第41号から議案第59号までの新庄市農業委員会委員の任命について御説明申し上げます。

本案は、令和2年7月19日に新庄市農業委員会委員の任期が満了するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意をお願いするものであります。

新たに任命をしようとする方は、佐藤啓右さんをはじめとした19名であります。任期は令和5年7月19日までの3年で、参考といたしまして候補者の経歴を添付しておりますが、本市の農業を振興していく上で誠にふさわしい方々であると存じます。

御審議いただき、御同意くださいますようお願い申し上げます。

**下山准一議長** お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第41号から議案第59号までの各議案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会への付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。

本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第41号から議案第59号は直ちに採決することに決しました。

初めに、議案第41号新庄市農業委員会委員の任命については、これに同意することに御異議ありませんか。



いては、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第54号はこれに同意することに決しました。議案第55号新庄市農業委員会委員の任命については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第55号はこれに同意することに決しました。議案第56号新庄市農業委員会委員の任命については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第56号はこれに同意することに決しました。議案第57号新庄市農業委員会委員の任命については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第57号はこれに同意することに決しました。議案第58号新庄市農業委員会委員の任命については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第58号はこれに同意することに決しました。議案第59号新庄市農業委員会委員の任命については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第59号はこれに同意することに決しました。暫時休憩します。

(浅沼玲子農業委員会会長復席)

午前10時18分 休憩

午前10時19分 開議

**下山准一議長** 休憩を解いて再開いたします。

### 議案3件一括上程

**下山准一議長** 日程第23議案第60号新庄市固定資産評価審査委員会委員の選任についてから日程第25議案第62号新庄市固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの議案3件を会議規則第35条の規定により一括議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第60号新庄市固定資産評価審査委員会委員の選任についてから議案第62号新庄市固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの議案3件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** 議案第60号から議案第62号までの新庄市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

新庄市固定資産評価審査委員会委員の3名の方の任期が本年6月23日をもって満了となることに伴い、地方税法第423条第3項の規定により、市民、市税の納税義務者、固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから委員を選任することにつきまして、議会の同意を得る必要があることから御提案申し上げます。

新たに選任する方として、早坂利啓氏、矢口雅彦氏、また引き続き再任する方として佐藤正弓氏であります。任期は令和5年6月23日まで

の3年間であります。

参考といたしまして3名の方々の経歴を添付しておりますが、知識、経験とも豊富であり、本委員会を適正に運営していく上で適任の方々であると考えております。

御審議いただき、御同意くださいますようお願い申し上げます。

**下山准一議長** お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第60号から議案第62号までの各議案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会への付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。

本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第60号から議案第62号は直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第60号新庄市固定資産評価審査委員会委員の選任については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第60号はこれに同意することに決しました。

議案第61号新庄市固定資産評価審査委員会委員の選任については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第61号はこれに同意することに決しました。次に、議案第62号新庄市固定資産評価審査委

員会委員の選任については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第62号はこれに同意することに決しました。

## 日程第26議案第63号財産の取得について

**下山准一議長** 日程第26議案第63号財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、議案第63号財産の取得について御説明申し上げます。

本案は、小型除雪車を取得するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものであります。

取得する財産は、小型除雪車1.3メートルクラスであり、同型機種が国の定める更新基準を超過したため、国の助成を受けて更新するものであります。

契約方法は、指名競争入札による物品購入契約とし、本市に本店または営業所を有する2者を含む3者による入札を行った結果、新庄市大字鳥越字熊ノ沢1496番地31、寒河江重車輛株式会社新庄営業所から2,129万4,390円で取得するものであります。

以上、御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。

**下山准一議長** お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第63号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議あり

ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第63号財産の取得については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

## 日程第27議案第64号財産の取得について

**下山准一議長** 日程第27議案第64号財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、議案第64号財産の取得について御説明申し上げます。

本案は、スクールバス用としてマイクロバス3台を取得するに当たり、議会の議決に付すべ

き契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものであります。

取得するマイクロバスは、29人乗りで、明倫学園開校に伴う学校統廃合で遠距離通学となる児童生徒の通学手段確保のための2台、また現在運用している同型機種が国の定める処分制限期間を超過したための1台、合計3台を国の助成を受けて更新するものであります。

契約方法は、指名競争入札による物品購入契約とし、本市に本店または営業所を有する5者による入札を行った結果、新庄市大字鳥越字熊ノ沢1498番地7、山形日産自動車株式会社鳥越店から2,072万4,000円で取得するものであります。

以上、御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。

**下山准一議長** お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第64号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第64号財産の取得については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

### 議案 3 件一括上程

**下山准一議長** 日程第28議案第65号明倫学園校舎棟建設工事の内建築工事請負契約（令和元年議案第60号）の一部変更についてから日程第30議案第67号明倫学園校舎棟建設工事の内電気設備工事請負契約（令和元年議案第62号）の一部変更についてまでの議案 3 件を会議規則第35条の規定により一括議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第65号明倫学園校舎棟建設工事の内建築工事請負契約（令和元年議案第60号）の一部変更についてから議案第67号明倫学園校舎棟建設工事の内電気設備工事請負契約（令和元年議案第62号）の一部変更についてまでの議案 3 件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、議案第65号明倫学園校舎棟建設工事の内建築工事請負契約（令和元年議案第60号）の一部変更について、議案第66号明倫学園校舎棟建設工事の内機械設備工事請負契約（令和元年議案第61号）の一部変更について及び議案第67号明倫学園校舎棟建設工事の内電気設備工事請負契約（令和元年議案第62号）の一部変更についてまでは、いずれも明倫学園校舎棟建設工事に係る請負契約でございますの

で、一括して御説明申し上げます。

昨年 9 月定例議会において御可決いただき、工事着手し建設を進めております明倫学園校舎棟建設工事のうち建築工事、機械設備工事及び電気設備工事につきまして、契約内容について変更する必要が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により御提案申し上げるものであります。

変更する内容でございますが、議案第60号建築工事の契約金額について 3 億998万3,300円を増額いたしまして25億7,488万3,300円に、議案第66号機械設備工事の契約金額について241万100円を増額いたしまして 5 億1,501万100円に、議案第67号電気設備工事の契約金額について 1,155万1,100円を増額いたしまして 2 億7,247万1,100円とするものであります。

建築工事の主な変更内容といたしまして、下足箱やランドセル収納棚などを設置する家具工事や、黒板、ホワイトボードの設置工事、教室名や案内板などを設置するサイン工事を追加するとともに、各部屋の断熱性と遮光性を高めるための窓用カーテンボックスの追加設置や、廊下からの見える化を図るための地域交流ホールの扉や各階トイレ入り口脇の壁の木製格子への変更、子供をけがや汚れから守るための内部コンクリート部分の塗装やコーナーガードの追加、階段室の明るさと換気を確保するための窓の追加、給食室や光庭の防水機能強化など、子供たちの安全安心をより確保するとともに、将来的なランニングコストを抑えながら、より長寿命化を図る工夫を加えております。また、作業場の支障となる既存の排水ますやコンクリート柱などの埋設物や支障物の解体処分の追加、工事で発生した残土の硬化処理や重機作業用の地盤強化などとなります。

機械設備工事の主な変更内容といたしましては、近隣住宅や事業所への影響を考慮し、屋外

給水設備の位置を校舎南側から北側へ変更するものであります。

また、電気設備工事の主な変更内容といたしましては、文部科学省が進めるGIGAスクール構想の実現に対応するため、LANケーブルの高規格化や特別教室などへのWi-Fi設置の追加や電話設備工事の追加、給水引込みルートの変更に伴う電源工事の変更などとなります。

以上、御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。

**下山准一議長** お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第65号から議案第67号までの各議案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会への付託を省略することに決しました。

初めに、議案第65号明倫学園校舎棟建設工事の内建築工事請負契約(令和元年議案第60号)の一部変更について、質疑に入ります。質疑ありませんか。

**3 番(叶内恵子議員)** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番(叶内恵子議員)** ただいま説明がありました。まず、説明の中で埋設物や支障物の解体処分などがありました。通常、埋設物については、土地の過去の履歴であったりそういったものがあつたのかどうかということ伺いたいと思っております。今回追加することについて妥当性がどうかということになるかと思っております。

そして、次に、今回追加しようとしている工事については、昨年9月の議会で賛成多数で、家具工事、黒板工事、サイン工事については別立てとするというような、もしくは新たに契約をするというような内容で進んでいったかと思

います。その中で、これは議決もされたということで、やむを得ない場合に該当するかと思うんです。

しかし、そのほか今説明のあつた項目についてというのが、基本設計や実施設計の段階で含まれていてしかるべき内容であつたのではないかと思うんです。それが設計の段階で考えられていなかったとするならば、まだまだ協議が足りなかったのではないかと思います。協議が足りなかったということを表しているのではないかと思います。今回増額する、本当に必要な工事であるのか、真に必要な工事であるのかどうか伺いたいということです。

まずは以上です。

**武田信也教育次長兼教育総務課長** 議長、武田信也。

**下山准一議長** 教育次長兼教育総務課長武田信也君。

**武田信也教育次長兼教育総務課長** ただいま埋設物等の話と追加した分、当初予定したものではないかという2点だったと思っております。

埋設物等につきましては、ある程度確認させていただいているものと、開けて分かつたものとあるんですが、基本的に建築工事をする時点で特に邪魔になるものではないと考えておつたところですが、実際に工事をする段階でやはりそれを撤去しないと工事が進まないということで、今回追加とさせていただいているものでございます。

そして、家具工事、黒板、ホワイトボード、そしてサイン以外のものについて、最初から予定できたのではというお話でございますが、当初の設計では予定してございませんでした。設計後に様々な角度から、私ども、そして学校等ともいろいろな話し合いを進めながら、様々な角度から検討してきた結果といたしまして、子供たちの安全安心で快適な学習環境を確保するための工夫、例えば地域交流ホールの扉、そして

トイレ入り口脇壁の格子化をすることによる見える化、カーテンボックス設置によります断熱性と遮光性の確保、それから窓設置によります階段室の明るさや換気性、通気性の確保、それから子供たちを汚れから守るための内部コンクリートの塗装や衝突によるけが防止のためのコーナーガードの設置など、また別の視点では開校後のランニングコストを抑えるための工夫として、カーテンボックスの設置による断熱化、それから窓設置によります階段室の明るさ確保など、それを加えるとともに、もう一つの視点として、建物全体を長くもたせるための工夫として、給食室や光庭の防水性の強化、そして内部コンクリート部分の塗装などを加えさせていただいたところでございます。

これにつきましては、先ほど申し上げましたが、当初設計で予定したものではなくて、工事動きながら実際に学校現場等とも検討を重ねた上で、やはりこういう工夫が今後60年70年もつかもしい学校を維持していくため、そして子供たちのためにしたほうがいいのではないかという検討の下にこのような追加をさせていただいたところでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** 追加する工事について理解をしないということではないです。理解をしないということではないんですが、計画や工事執行というのは、管理も含めて、当初のところでも本当に協議をして詰めて進んできたことなんだと思うんですね。それで途中から、やはりこうだ、こう変わる、こう変わる、こう変わるというふうに、加算、加算となっていくならば、結局財政の面からいっても統制は取れていない、計画がずさんなんじゃないかということ指摘されても仕方がない内容なのではないかと思うんです。

今回この増額をするということがどの段階で決定をされたのかというのが、私には分かりないのでありますが、昨年の段階の中で、こういうふうに増額になるというのであれば、やはり債務負担行為によって額を変更するというこの手続が必要だったのではないかと思うんですね。何のために債務負担行為をするのかというその基本原則ということをしっかり考えなければいけないのかと思うんですが、いかがでしょうか。

**武田信也教育次長兼教育総務課長** 議長、武田信也。

**下山准一議長** 教育次長兼教育総務課長武田信也君。

**武田信也教育次長兼教育総務課長** その最初の当時でしっかりと協議をするべきではないか、ずさんではないかと言われると、すいませんと言うしかないのかなとは思いますが、当時の建設、設計、どんなものを準備していくかというところを決めていく中で、できるだけ経費を抑えながらやっていきたいという第一の考えが私にございました。そういったこともありまして、ここまでは必要ないでしょうという判断で抑えていたところで、そこから外していたもので、当初の実施設計の段階から落としていたもの、落としていたというか、提案はあったけれどもそれは採用しないという方向で考えておりました。しかしながら、学校等といろいろ協議を進めていく中で様々な角度から判断して、やはり必要でしょうということで今回加えさせていただいているというところでございます。

それから、債務負担行為の前に、いつ決まったのかというお話ですが、いつ決まったのかというのは、今回の変更の施工回議書を確定させる今年5月であります。

債務負担行為についてであります。債務負担行為といいますのは実際に契約をする段階で予算が確保されていなければ契約できないんで

すが、その次の年までの2か年であるとか3か年であるとかという契約をできるようにするために、予算は確保していないんだけど、後年度、次の年の債務負担を予算書で明示することによって次の年までにかかる契約もできるといった行為、債務負担行為でございますので、その辺は議員がおっしゃる内容とはちょっと違ってくるのかなと考えています。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** 財政統制という原則から、金額が、そもそも今年5月にこういう変更を確定したとおっしゃるんですけども、その本当に当初のところから協議会であったり策定委員会であったりということですと議論を重ねて、今も重ねられているわけじゃないですか。そうすると、本当に子供の安心安全ということを考えてずっと話をされている中で、本当に必要なか必要でないのかというのはもっと議論して、最初の段階から組み入れる、ちゃんと組み入れていくということをするべきだと私は思います。

債務負担行為については、後年度の義務費となる、事業費ですね、それを必ず義務として執行するんだ、使うんだということで債務負担行為を設定するわけですから、そうすると最初の段階でしっかり詰めているならば、子供の安心安全という観点でこうします、こうします、それを市民も議会も納得しないわけではないと思うんですね。それが途中になって、いやこうすればよかった、ああすればよかったと、ぶれるようであれば、課長が言うように予算を少なくしようとしているにもかかわらず、だんだんだんだん膨らんでいくということを表している、だからずさんになるということを行っているわけなんです。よくなっていくことを反対する、反対というか、それに対して賛成、よくなっていったほうがよいとは思いますが、この在り

方には納得がいかない。

更新契約をする場合というのは、特に必要な場合またはやむを得ない場合に限り行うということを決めているわけですよ。そのやむを得ない理由というのが、本当に厳密にやむを得ないということが、誰が聞いても本当にやむを得ないという妥当性がなければいけないわけです。その妥当性が、今お伺いすると、いや、もっと早い段階でできたんじゃないかとか、そう理解できるものですから、設計図書で明示されていない施工条件について、予期することのできない特別の状態が生じた場合、予期できない特別の状態、誰が考えても予期できない特別の状態ではないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

**武田信也教育次長兼教育総務課長** 議長、武田信也。

**下山准一議長** 教育次長兼教育総務課長武田信也君。

**武田信也教育次長兼教育総務課長** 全く私のことを信用していただけてないのかなと思いますが、先ほど議員がおっしゃられたように、基本的にはきちんと詰めた中でやってきているつもりです。やってきております。そのやってきた結果として、やはり必要だということで今回追加させていただきたいということになります。

以上です。

**下山准一議長** ほかにありませんか。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**下山准一議長** 佐藤悦子さん。

**1 番（佐藤悦子議員）** 今回の議案第65号の校舎の建設工事の一部変更の金額は、増額が3億998万3,300円増えるということで、おおよそ3億1,000万円増えるという内容です。これは学校施設整備計画では明倫学園は総額46億円という予定でした。このたびの増額変更によって明倫学園の総額はどうなるかと見ているのでしょうか。

**武田信也教育次長兼教育総務課長** 議長、武田信也。

**下山准一議長** 教育次長兼教育総務課長武田信也君。

**武田信也教育次長兼教育総務課長** 今、議員がおっしゃった学校施設整備計画は平成29年度に策定したものであると思います。そこで46億円何がしの額が出ていたかと思いますが、その額についてはその時点で想定していた想定額というものを出していたと思われま。

今回、この変更に基づいて総額がどうなるかといった御質問かなと思いますが、基本的に当初予算のときなどでも、60億円、設計やら解体やら含めて全ての経費を含めると60億円程度というお話をさせていただいたと思うんですが、今回の変更したことに関係なく、関係ないという表現もおかしいのかなと思いますが、変わらず60億円程度と想定して今事業を進めているところであります。

**1 番(佐藤悦子議員)** 議長、佐藤悦子。

**下山准一議長** 佐藤悦子さん。

**1 番(佐藤悦子議員)** 財政の在り方として、なるだけ節約してということも含めて、新庄市の財政計画あるいは公共施設の管理計画を立て、このぐらいでやってこのような財政計画でやっていけるというような内容でこのたびの学校づくりが行われたと思っております。

しかし、こうして見ますと大幅な大変大きな増額になってしまうということで、このことについて財政担当としては、財政の見通しというか、計画に合っているのかどうなのか、合わせるためにどんなことが必要だったかという考えはなかったのか、このたび増額させることになってしまうことについて、もっと早くから財政担当として、ならないようにする方法はないのかという真剣な検討が必要だったように思うんですが、そこはあったんでしょうか。

特に、先ほど叶内議員からは新しい設計の内

容の在り方をもっと早く本当は設計段階のときから組み入れるべき内容だったのではないかと、最初の入札でそこも入れてやってほしいと入れるべき内容だったろうという御意見がございました。私もそれはそのとおりだと思います。

しかし、今回の3億1,000万円の大部分、大きな部分は、去年9月の再入札のとき、設計から除いた3つ、そして入札した内容、家具と黒板、白板、サイン工事、ここの部分が2億8,000万円ぐらいになっておりまして、去年9月の再入札のときの在り方が問われるというか、一番最初の去年8月の入札のとき不調になったわけですが、その入札のときの新庄市の担当課長、先頭に立った、見積額は決して間違いがあったとは思えないというか、正しくやったんだと思います。それがなぜこのように上がるようなことにさせねばならなくなったのか、入札の在り方に問題はなかったのか、そういう反省はないのか、財政の在り方として御意見を聞きたいなと思います。

**平向真也財政課長** 議長、平向信也。

**下山准一議長** 財政課長平向真也君。

**平向真也財政課長** 財政計画あるいは公共施設管理計画におけます学校施設の経費の在り方ということでございますけれども、現在の中期財政計画におきましては、平成27年度に策定したものでございますが、その中で今回の明倫学園の建設費を5か年計画の中で見込んできたものでございます。その中で必要な部分についての増額ということでございますので、計画上そういった部分を見込んで全体的なバランスをとっていくということが一番大事なのかと思っております。

この計画につきましては、今年度さらに新たに策定を予定しておりまして、今後の財政の在り方あるいは公共施設に要する経費の部分につきましてもさらに見直しをかけて精度を高めてまいりたいと考えているところでございます。

それから、2点目の入札の在り方についてでございますが、1回目、昨年、議員おっしゃるとおり、入札参加者がいないということで入札不調となったものでございます。それで、設計金額を見直ししまして、2回目の入札を行いまして、1共同企業体から入札参加をいただいて落札したという経過でございますので、その入札の進め方については適正であったと我々は判断しているところでございます。

以上でございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 去年8月8日、入札参加者は2者が辞退、そして再び再入札が9月10日に行われて、1者のみ参加で落札となっておりました。そして、これがこのたびの設計変更で増額、約3億円近く、それで増額になったわけです。8月8日の予定価格は約19億7,000万円、消費税10%を入れたとして21億7,000万円になるものです。今回の改正で増額の変更予定を見ると25億7,000万円、その差額が4億円増額となっております。一般競争入札といいながら事実上の随意契約だったのではないか。競争にならないまま設計変更し増額する。最初の見積りの19億7,000万円というのはいいかげんな見積りだったと言えるのでしょうか。最初の見積り、一番最初の見積りは、いかげんな見積りになってしまったと言えたのでしょうか。

武田信也教育次長兼教育総務課長 議長、武田信也。

下山准一議長 教育次長兼教育総務課長武田信也君。

武田信也教育次長兼教育総務課長 また私のことを信じていただいてないのかなと思いますが、最初の予定価格、一番最初の入札をしたときの19億何がしという予定価格、いかげんに積算したものでございませぬので、何とか信用していただければなと思います。

下山准一議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第65号明倫学園校舎棟建設工事の内建築工事請負契約（令和元年議案第60号）の一部変更については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 御異議がありますので、電子表決システムにより採決を行います。

議案第65号については、原案のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

（電子表決）

下山准一議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 投票を締め切ります。

投票の結果は、賛成14票、反対2票、賛成多数であります。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

ただいまから10分間休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時11分 開議

下山准一議長 休憩を解いて再開いたします。

次に、議案第66号明倫学園校舎棟建設工事の

内機械設備工事請負契約（令和元年議案第61号）の一部変更について質疑に入ります。質疑ありませんか。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** 屋外給水設備の位置変更ということで、変更契約というのは、先ほども申しましたが、不可抗力なので変更がやむを得ない場合ということ。この不可抗力でやむを得ない事由について説明を求めます。

**武田信也教育次長兼教育総務課長** 議長、武田信也。

**下山准一議長** 教育次長兼教育総務課長武田信也君。

**武田信也教育次長兼教育総務課長** 変更の詳しい内容というお話だと思います。

機械設備の変更につきましては、当初、校舎の南側に給水タンクを設置して、南側の水道管から取水する予定で設計をしておりました。これはなぜかといいますと、その位置であることによって、我々工事する場合に配管の量が少なくなくて済むという判断で、これまでその設計でさせていただいております。

今現在の明倫中学校なんです。学校の北西の部分に給水タンクがありまして、北側の水道管から取水しております。新しい、今建設中のものについては当初南側に予定しておったんですが、学校で取水する、かなりの量を取水するわけでありまして、もしかすると近隣の住宅もしくは事業所、特に医療機関が多くありますので、南側から取水した場合にその近隣の医療機関をはじめとする事業所や普通の家屋等に影響を与えるおそれがあるかもしれないといったことから、今までも北側から取水しているわけですが、それで今のところ影響がないということで、そのまま今までと同様の形で北側から取水をしようとするものでございます。それに伴いまして配管の距離が170メートルほど

延びてしまいまして、そのことによって増額になるものであります。以上です。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** 私がお尋ねしたのは、不可抗力で変更がやむを得ない理由です。今の御説明いただいたのは、事前にもっと詰めていけばできたと理解できます。

なので、変更契約をする場合、財政課にしてもお分かりだと思うんですが、厳密に設計図書で明示されていない施工条件について、これはこう書いてないですか、予期することのできない特別な状態が生じた場合、特別な状態なんですね。それをもっと上位法に遡っていくと、不可抗力などで変更をやむを得ない場合なんですね。不可抗力といたらどういうことが想定できるのかということ、もっと厳密に考えていただきたいなと思います。

それで、今回また変更契約で増額したいという提案なんです。先ほどのところでは質問できなかったんですが、別契約立てで契約をするという考えはなかったんでしょうか。

**武田信也教育次長兼教育総務課長** 議長、武田信也。

**下山准一議長** 教育次長兼教育総務課長武田信也君。

**武田信也教育次長兼教育総務課長** 確かに議員おっしゃるように別契約でやるという方法はございます。ただ、今、工事が遅れて進行している中で別契約で発注してしまいますと業者の数が増えてしまいます。業者の数が増えてしまえばしまうほどその調整に時間がかかってスピードが遅くなってしまふといったことを考慮いたしまして、今回変更として組み込ませていただいております。

**下山准一議長** ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** ほかに質疑なしと認めます。よっ

て、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ  
討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討  
論を終結し、直ちに採決したいと思います。こ  
れに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第66号明倫学園校舎棟建設工事の内機械  
設備工事請負契約(令和元年議案第61号)の一  
部変更については、原案のとおり決することに  
御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、  
議案第66号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号明倫学園校舎棟建設工事の  
内電気設備工事請負契約(令和元年議案第62  
号)の一部変更について質疑に入ります。質疑  
ありませんか。

**1 番(佐藤悦子議員)** 議長、佐藤悦子。

**下山准一議長** 佐藤悦子さん。

**1 番(佐藤悦子議員)** 変更の理由が、G I G  
Aスクールのため、LANケーブル、高規格化  
などの情報化というか、国で進めるG I G Aス  
クール構想を入れるためとお聞きいたしました。  
そうなりますと、これは国がやっていることで  
ありますので、国の補助が出るんでないかと思  
いますが、そこはどうでしょうか。

**武田信也教育次長兼教育総務課長** 議長、武田信  
也。

**下山准一議長** 教育次長兼教育総務課長武田信也  
君。

**武田信也教育次長兼教育総務課長** 確かに議員が  
おっしゃるようにG I G Aスクール構想の実現  
に関わる事業につきましては国の交付金メニ  
ューがございます。ございますが、このたびの明

倫学園の建設に係る変更の内容につきましては  
交付金を充てないという判断をさせていただ  
いております。それはなぜかと申しますと、基  
本的に明倫学園の建設工事は国の負担金事業を  
主にしてやってございます。これにG I G Aス  
クールで増えた分の変更分が大体550万円ぐ  
らになります。これを交付金に充てると100万  
円いくかいかないかになるんですが、それを交  
付されるような形でやってしまうと要は国の支  
出金の二重取りに当たる可能性が強いという  
ことで、これは県にも確認しておるんですが、  
県からもちょっとそれはまずいでしょうとい  
う御判断をいただいております。今回はG I G  
Aスクール関係の交付金は使用しないで明倫  
学園に組み込んでいきたいと考えております。

**1 番(佐藤悦子議員)** 議長、佐藤悦子。

**下山准一議長** 佐藤悦子さん。

**1 番(佐藤悦子議員)** 交付金は100万円とい  
うことで、全体から見るとそうでもない、大  
きい金額かもしれませんが、しかしあくまでも  
国の施策でやる内容に、やるためにこのたび  
の増額のことが出てきたわけですので、一緒  
に、同じ業者がやるということではありませ  
んけれども、国の制度で、施策でやることにな  
ったものでありますので、できるだけ国の交  
付金出ないかと、さらに詰めて、できるだけ  
使って、出しているように、駄目だったらそ  
れは仕方ないかもしれませんが、もう一回  
よく確かめて検討していただきたいと、交  
付金が出る方向になるように検討していただ  
きたい。どうでしょうか。

**武田信也教育次長兼教育総務課長** 議長、武田信  
也。

**下山准一議長** 教育次長兼教育総務課長武田信  
也君。

**武田信也教育次長兼教育総務課長** 今の段階  
で県とも相談しながら、やはり二重取りに  
なる可能性が高いという状況の中ではなか  
なか難しいのかなと思っております。無理  
をしてそういう二

重取りになりそうなことをして、後ほど来る会  
検で指摘をされてまた返却という形になるとそ  
の辺の損失がかなり大きくなるということもあ  
りますので、それよりは、今回、これは起債が  
充当されるわけでありましてけれども、交付税  
50%の有利な起債を活用したほうがより得策で  
はないかなと考えております。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 萩野学園のときの1億  
5,000万円返還、会計検査院から返還を求めら  
れたことを言っているんだと思いますが、あれ  
は私は今考えても、市も県も一生懸命文部科学  
省に聞いて、いいよと言われた内容でやってい  
たはずなんです。そういう意味では、文部科学  
省、国の人足りないのか分かりませんが、けれ  
ども、国からのオーケーで使ってやっていたも  
のでありまして、そういう意味では国の施策が問  
題、国の在り方が問題だったんだろうと私は思  
います。そういう意味で、もちろんそうならな  
いように気をつけながら、そうならないように  
しながら、二重取りだとかって言われないよう  
にしながらも、できるだけもらえるものはもら  
えるように話できればありがたいということで、  
お願いします。

下山准一議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 ほかに質疑なしと認めます。よっ  
て、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ  
討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 討論なしと認めます。よって討論  
を終結し、直ちに採決したいと思います。これ  
に御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第67号明倫学園校舎棟建設工事の内電気  
設備工事請負契約（令和元年議案第62号）の一  
部変更については、原案のとおり決することに  
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、  
議案第67号は原案のとおり可決されました。

## 議案9件一括上程

下山准一議長 日程第31議案第68号第5次新庄市  
総合計画基本構想についてから日程第39議案第  
76号新庄市後期高齢者医療に関する条例の一部  
を改正する条例についてまでの議案9件を会議  
規則第35条の規定により一括議題としたいと思  
います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、  
議案第68号第5次新庄市総合計画基本構想につ  
いてから議案第76号新庄市後期高齢者医療に関  
する条例の一部を改正する条例についての議案  
9件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 議案第68号第5次新庄市総合計画  
基本構想について御説明申し上げます。

総合計画における基本構想につきましては、  
平成23年の地方自治法の改正により法律上の策  
定義務がなくなりましたが、本市におきまして  
は将来にわたって持続可能なまちづくりを進め  
るとともに、様々な課題に対して各種施策を総  
合的かつ計画的に実行するため、平成30年9月  
に新庄市総合計画策定条例を制定しております。

本案は、新庄市総合計画策定条例第5条の規  
定により、基本構想を定めるに当たって議会の

議決を経る必要があることから御提案申し上げるものでございます。

第4次新庄市振興計画では「自然と共生 暮らしに活力 心豊かに笑顔輝くまち 新庄」を将来像とし、5つの基本目標と将来像実現のための推進指標を掲げてまちづくりに取り組んでまいりました。

現計画の10年間で時代は大きく変化し、人口減少、少子高齢社会がさらに加速する中で、暮らし方や働き方も変わり、市民のニーズも多様化してきております。成熟社会を迎え、これまで以上に自分らしく豊かに暮らすことが大切な時代となりました。だからこそ市民一人一人が心の豊かさを実感できるまちを目指し、新庄ならではの住みよさを追求したいとの思いから、第5次新庄市総合計画では目指す将来像を「住みよさ」をかたちに「新庄市」として提案させていただきます。

また、その実現のために取り組むべきことをまちづくり分野ごとに、子育て、教育、健康・福祉、産業、生活環境、都市基盤に分けて柱立てするとともに、その施策を効果的、効率的に実施するために、シティプロモーション、いわゆる行政の宣伝、広報、営業活動、そして将来にわたって持続可能なまちの実現に向けた行政経営を横断的に展開することで、本計画を着実に推進してまいります。

基本構想案の策定に当たりましては、市民アンケートや半年にわたる市民ワークショップを経て、市民の皆様からの御意見や御提案を頂戴しながら策定を進めてまいりました。また、本年2月に新庄市総合計画審議会に第5次新庄市総合計画の策定について諮問いたしまして、去る5月19日に基本構想の答申を受けたことを踏まえて基本構想案としたものであります。

次に、議案第69号新庄市市税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が公布され

たことに伴い、新庄市市税条例等の改正の施行日が令和2年4月1日のものについて、3月31日に専決処分を行い、5月臨時会で御承認いただきましたが、本年10月1日に施行される部分及び新型コロナウイルス感染症関連で令和2年4月30日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴う必要な改正を行うため御提案申し上げるものであります。

主な改正の内容は、個人住民税につきましては、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除及び住宅借入金特別税額控除の特例をそれぞれ新設いたします。また、軽自動車税の環境性能割につきましては、令和2年9月30日までに取得した軽自動車については税率1%減税する規定を令和3年3月30日まで6か月延長する改正、また中小事業者等の償却資産及び事業用家屋に係る令和3年度の固定資産税、都市計画税につきましては課税標準を売上高の減少率に応じて零または2分の1とする規定、中小事業者が新規に設備投資を行う場合、事業用構築物について固定資産税の課税標準を3年間零とする規定を盛り込んでおります。さらに、たばこ税のうち軽量な葉巻たばこにつきまして、従来はその重量で紙巻きたばこに換算して課税していたものを本数で換算する方法に変えるための経過措置となる改正を行います。

これらは施行日が様でないため、附則においてその期日を定めております。

次に、議案第70号新庄市手数料条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

住民基本台帳法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、新庄市手数料条例について必要な改正を行うものであります。

改正の内容といたしまして、1点目は住民票の除票の写し等及び戸籍の附票の除票の写しを交付する制度が明確に位置づけられたことに伴い、これらの交付に係る手数料をこれまでと同

額の400円と規定するものであります。

2点目は、個人番号を通知する通知カードの新規発行が廃止されることに伴い、通知カードの再交付手数料を削除するとともに、文言の整備を行うものであります。施行日は公布の日であります。

次に、議案第71号新庄市介護保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

改正の理由といたしましては、介護保険法施行令の改正に伴い、本市の介護保険料について、国の保険料の算定に関する基準に基づく改正を行うものであります。また、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の収入が一定程度減少したことなどによる第1号被保険者の保険料の減免に対する財政支援が決定されたことに伴い、本市においても介護保険料の減免を行うため、必要な改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、保険料について、第1号被保険者に対する介護保険料9段階のうち所得段階1段階から3段階までの所得の少ない方に対する保険料の軽減を強化し、減額賦課を行うものであります。今回実施される保険料の減額賦課については、昨年度に減額幅2分の1で軽減を実施し、今年度で完全実施となるため、さらに軽減の強化が図られるものであります。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が一定程度減少したことなどによる第1号被保険者の保険料の減免について、申請の期限を延長し、遡って減免を可能とするため、必要な改正を行うものであります。

施行日については公布の日とし、改正後の保険料については令和2年4月1日から、保険料の減免申請の期限の延長については令和2年2月1日から適用するものであります。

なお、国民健康保険につきましても、現行の

条例の規定を適用し、介護保険料と同様の減免措置を予定しているところであります。

次に、議案第72号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

改正の理由といたしましては、内閣府令の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことにより、必要な改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満の子供について、従来その保育の提供の終了に際して保護者の希望に基づき引き続き連携施設において受け入れ、保育を提供することとされているところですが、市の調整により卒園後も引き続き教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じている場合は、卒園後の受入先確保のための連携施設を不要とする旨の改正を行うものであります。施行日は公布の日であります。

次に、議案第73号新庄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

改正の理由といたしまして、厚生労働省令の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことにより、必要な改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、家庭的保育事業等の提供を受けていた乳幼児については、従来その保育の提供の終了に際して保護者の希望に基づき引き続き連携施設において受け入れ、保育を提供することとされているところですが、市の調整により卒園後も引き続き教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じている場合は卒園後の受け入れ確保のための連携施設を不要とする旨の改正を行うものであります。

また、保護者の疾病等の理由により養育を受

けることが困難な乳幼児に対し、居宅訪問型保育の実施を可能とする改正を行うものであります。施行日は公布の日であります。

次に、議案第74号新庄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

改正の理由といたしましては、厚生労働省令の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことにより、必要な改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、放課後児童支援員は、保育士等の資格を持ち、都道府県知事または政令指定都市の長が行う認定資格研修を修了した者としておりますが、研修の実施者として中核市の長を加える改正を行うものであります。

併せて、放課後児童支援員の資格要件である認定資格研修を修了した者について、「認定資格研修を修了することを予定している者を含む」とする経過措置の期間の延長を行うものであります。施行日は公布の日であります。

次に、議案第75号新庄市国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

改正の理由といたしましては、国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策の一つとして、国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し支給額全額について国が特例的な財政支援を行うことを本年3月10日付で決定したことを受け、本市においても国民健康保険の被保険者が感染するなどした場合に傷病手当金を支給するため、必要な改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、傷病手当金の支給要件や支給額など傷病手当金の支給に必要

な事項を規定するとともに、文言の整備を行うものであります。

施行日は公布の日とし、傷病手当金の支給に関する規定は令和2年1月1日まで遡った対応ができるよう適用日を定めるものであります。

次に、議案第76号新庄市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

改正の理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした後期高齢者医療の被保険者に対する傷病手当金の支給に関し国の財政支援が決定されたことを受け、山形県後期高齢者医療広域連合では4月30日付で傷病手当金支給に係る条例の改正と補正予算の専決処分を行いました。これを受け、山形県後期高齢者医療広域連合が実施する傷病手当金の支給に関し、本市において申請書の提出の受付事務を行うため、必要な改正を行うものであります。施行日は公布の日であります。

以上、御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。

**下山准一議長** ただいま説明のありました議案のうち議案第68号第5次新庄市総合計画基本構想についてを除いた議案8件について総括質疑を行います。質疑ありませんか。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**下山准一議長** 佐藤悦子さん。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議案第75号で、傷病手当金を支給するようにするというので、国民健康保険としては初めてのことなので、前進の一つだろうと思います。

対象者について、被用者とおっしゃっていただきましたが、その被用者の詳しい内容を教えてくださいたいと思います。事業をやっている方の家族とか日雇で働いている方とかそういう方はどうなるのか、お願いします。

**田宮真人健康課長** 議長、田宮真人。

**下山准一議長** 健康課長田宮真人君。

田宮真人健康課長 今回、条例改正案を提出いたしました傷病手当金の対象者でございますが、先ほど市長申し上げたとおり、被用者に限定されておるところでございます。被用者については、自営業は含まれず、アルバイト従業員や家族的経営に従事し、給与収入を受けている者も含まれる形となっております。

以上でございます。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子さん。

1 番(佐藤悦子議員) 給与収入を得ている方だということですが、自営業者の家族も従業員として、給料を直接もらっているかどうかは分かりませんが、もらっている人もいるし、家族だけでもらっている人もおられるし、家族だということで支給はされてないが働いている人として受け取られている家族もおられるし、そういう家族をどこまで見ておられるのかということ、また例えば農家などの手伝いの仕事とよく言われますが、そういう仕事は給与と見ておられるのか、お願いします。

田宮真人健康課長 議長、田宮真人。

下山准一議長 健康課長田宮真人君。

田宮真人健康課長 家族の部分でございますが、今申し上げましたとおり、家族的経営に従事し給与を得ている者は対象となるという形でございます。農業の部分で議員からお話がありましたけれども、農業の例えば申告において、青色申告、白色申告をしている方が家族を専従者のような形で取り扱っている場合については対象となるような形となっております。

下山准一議長 いいですか。ほかにありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

## 基本構想審査特別委員会の設置

下山准一議長 日程第40第5次新庄市総合計画基本構想審査特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。

議案第68号第5次新庄市総合計画基本構想についてを審査するため、委員会条例第6条第1項の規定により、第5次新庄市総合計画基本構想審査特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、第5次新庄市総合計画基本構想審査特別委員会を設置することに決しました。

これより、ただいま設置されました審査特別委員会の委員を選任いたします。

お諮りいたします。

第5次新庄市総合計画基本構想審査特別委員会の委員につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により議長において全員を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、全議員を第5次新庄市総合計画基本構想審査特別委員会の委員に選任することに決しました。

なお、委員会条例第10条第1項の規定に基づき、本日の本会議終了後、本議場において第5次新庄市総合計画基本構想審査特別委員会を開催し、委員長の互選を行っていただきますので、御参集のほどお願いいたします。

日程第41議案・請願の第5次新庄市総合計画基本構想審査特別委員会、各常任委員会付託

日程第40第5次新庄市総合計画

下山准一議長 日程第41議案・請願の第5次新庄市総合計画基本構想審査特別委員会、各常任委員会付託を行います。

議案・請願の委員会付託につきましては、お手元に配付してあります付託案件表によりそれぞれ所管の委員会に付託いたしますので、よろしくをお願いいたします。

### 令和2年6月定例会付託案件表

付託委員会名	件名
第5次新庄市総合計画基本構想審査特別委員会 議案（1件）	○議案第68号第5次新庄市総合計画基本構想について
総務文教常任委員会 議案（1件） 請願（1件）	○議案第69号新庄市市税条例の一部を改正する条例について ○請願第2号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1還元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択についての請願
産業厚生常任委員会 議案（7件）	○議案第70号新庄市手数料条例の一部を改正する条例について ○議案第71号新庄市介護保険条例の一部を改正する条例について ○議案第72号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について ○議案第73号新庄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について ○議案第74号新庄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について ○議案第75号新庄市国民健康保険条例の一部を改正する条例について ○議案第76号新庄市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

### 議案3件一括上程

下山准一議長 日程第42議案第38号令和2年度新庄市一般会計補正予算（第3号）から日程第44議案第40号令和2年度新庄市水道事業会計補正予算（第1号）までの補正予算3件につきまして、会議規則第35条の規定により一括議題とし

たいと思います。これに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第38号令和2年度新庄市一般会計補正予算（第3号）から議案第40号令和2年度新庄市水道事業会計補正予算（第1号）までの補正予算3件を一括議題とすることに決しました。  
提出者の説明を求めます。  
市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** 議案第38号から議案第40号までの令和2年度新庄市一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の補正予算について御説明申し上げます。

議案第38号一般会計補正予算であります、歳入歳出それぞれ6億5,843万3,000円を追加し、補正後の予算総額を244億5,966万9,000円とするものであります。

4ページの第2表におきましては、小中学校等情報通信ネットワーク環境整備事業、いわゆる1人1台パソコンの環境を整備するGIGAスクール構想に係る地方債を新たに追加するとともに、国交付金の内示に合わせ各種事業に係る地方債の金額を変更するものであります。

7ページからの歳入についてであります、15款国庫支出金では、社会資本整備総合交付金等の内示に合わせ、補正に加え、GIGAスクール構想に係る補助金を補正しております。

8ページ、18款寄附金におきましては、4月の専決予算に引き続き、ふるさと納税寄附金を追加補正しております。

9ページからの歳出では、2款総務費に新型コロナウイルスに係る支援策として、本市出身の学生に対する応援給付金やふるさと納税事業に係る費用を計上しております。

10ページ、6款農林水産業費には、県の補助制度に係る各種補助金を計上しております。

また、11ページ、7款商工費には企業立地等雇用促進奨励金に係る経費を、8款土木費には国庫支出金の内示に合わせた事業費の補正を行っております。

12ページ下段から14ページの10款教育費では、各小中学校などコンピューター教育振興事業費としてGIGAスクール構想に係る経費を計上しております。

新型コロナウイルスの追加支援策も含め本市の今年度の事業が効果的に展開できるよう国・

県の動きに呼応するなど、適切な対応を要する補正内容としております。

続きまして、15ページ、議案第39号国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金の支給について必要な補正を行うものであります。

議案第40号水道事業会計補正予算につきましては、高規格泉田道路築造関連の布設替え工事と県立新庄病院改築関連の布設替え工事の事業費が確定したことにより、工事負担金と工事請負費を計上するものであります。

私からの説明は以上であります、各会計の詳細につきましては財政課長及び上下水道課長から説明させていただきますので、御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。

**下山准一議長** 財政課長平向真也君。

(平向真也財政課長登壇)

**平向真也財政課長** それでは、議案第38号から御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

議案第38号一般会計補正予算(第3号)でございます。

一般会計補正予算は、歳入歳出それぞれ6億5,843万3,000円を追加し、補正後の総額は244億5,966万9,000円となります。

各款各項の補正予算額並びに補正後の額につきましては、2ページ、3ページの第1表歳入歳出予算補正を御確認いただきたいと思います。

次に、4ページを御覧ください。

第2表地方債補正でございますが、小中学校等情報通信ネットワーク環境整備事業、いわゆる1人1台パソコンの環境を整備するGIGAスクール構想に係る地方債を新たに追加するとともに、社会資本整備総合交付金等の内示に合わせ、地方道路等整備事業に係る地方債の変更を行ってございます。

続きまして、7ページからの歳入について御説明申し上げます。

初めに、15款国庫支出金でございますが、2項6目土木費国庫補助金につきまして、社会資本整備総合交付金等の内示に合わせた補正を行うとともに、7目教育費国庫補助金においてG I G Aスクール構想に係る補助金を計上してございます。

16款県支出金でございますが、2項4目農林水産業費県補助金につきましては、歳出にも同額を計上しておりますが、県の10分の10の補助制度に係る各種補助金について補正を行うものでございます。

めくっていただきまして8ページになります。18款ふるさと納税寄附金につきましては、新型コロナウイルスの自粛要請における特殊需要ということで3億円の専決予算を御承認いただいたところでございますが、引き続き好調な伸びを示していることから、さらに4億円を増額補正するものでございます。

19款繰入金につきましては、このたびの予算補正の財源の一部といたしまして財政調整基金からの繰入金5,461万6,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、9ページからの歳出について御説明申し上げます。

初めに、2款1項7目企画費でございますが、新型コロナウイルスに係る支援策といたしまして、本市出身の大学、短大及び専門学校生等に対する1人当たり2万円の応援給付金やふるさと納税事業に要する費用を計上してございます。

続いて、10ページを御覧ください。

3款2項1目児童福祉総務費のシステム改修業務委託料につきましては、児童手当に係るマイナンバーの情報連携体制整備に伴うシステム改修費を計上しております。

また、6款農林水産業費につきましては、歳入でも御説明申し上げましたが、県の補助制度に基づく補正といたしまして、3目農業振興費に新たな2つの補助金を計上するとともに、6

目水田農業対策費では既存の補助金について県の内示額に合わせた補正を行うものでございます。

11ページの7款商工費でございますが、1項4目企業誘致費におきましては、昨年度奨励金の指定を行いました市内企業に対する企業立地等雇用促進奨励金400万円を計上しております。

8款2項2目道路維持費及び3目道路新設改良費並びに12ページの8款6項2目雪総合対策費の各事業費につきましては、社会資本整備総合交付金等の内示額に合わせて補正を行うものでございます。

また、12ページの8款4項3目公園費の修繕料につきましては、当初予算で不足する部分につきまして必要な修繕費を増額するものでございます。

続きまして、10款1項3目教育指導費の図書購入費につきましては、今年度の小学校教科書改訂に伴う教師用指導書等の購入費用を補正するものでございます。

12ページの下段から14ページにかけまして、10款教育費では、各小中学校等コンピューター教育振興事業費としましてG I G Aスクール構想に係る経費を計上しております。内容といたしましては、校内の情報ネットワーク環境の整備と児童生徒1人1台端末の整備を行うものでございます。

最後に、14ページでございますが、5項3目公民館費におきましては、八向地区公民館の耐震診断に係る費用の補正を行ってございます。

以上で一般会計を終わります。特別会計に入らせていただきます。

15ページを御覧ください。

議案第39号国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)でございますが、歳入歳出それぞれ84万3,000円を追加し、補正後の予算総額を31億5,862万8,000円とするものでございます。

19ページをお開きください。

内容といたしましては、歳出でございますが、新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金の支給について補正するものでございまして、財源として全額特別交付金を充当するものでございます。

以上で一般会計及び特別会計の補正予算案の説明を終わります。

御審議いただき、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**下山准一議長** 上下水道課長荒澤精也君。

(荒澤精也上下水道課長登壇)

**荒澤精也上下水道課長** それでは私から、水道事業会計補正、御説明させていただきます。

議案第40号令和2年度新庄市水道事業会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

水道事業会計補正予算書1ページをお開き願います。

第1条、令和2年度新庄市水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによります。

第2条、業務の予定量の補正につきましては、このたび建設改良事業費について補正するため記載したものであります。

第3条、資本的収入及び支出の補正であります。収入は第1款資本的収入を378万6,000円増額し、計5,453万3,000円とします。支出は第1款資本的支出を2,671万7,000円増額し、計3億7,825万4,000円とします。これらは高規格泉田道路築造関連の布設替え工事と県立新庄病院改築関連の布設替え工事の事業費が確定したことにより工事負担金と工事請負費をそれぞれ増額するものであります。

なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額3億2,372万1,000円は、過年度損益勘定留保資金等で補填いたします。

2ページには補正予算実施計画を記載しておりますので、御参照願います。

以上、令和2年度新庄市水道事業会計補正予

算(第1号)について御説明申し上げます。

御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

**下山准一議長** お諮りいたします。

ただいま説明のありました補正予算3件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第38号、議案第39号及び議案第40号の補正予算3件については、委員会への付託を省略し、6月19日金曜日、定例会最終日の本会議において審議をいたします。

散 会

**下山准一議長** 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日6月10日水曜日午前10時より本会議を開きますので、御参集願います。

本日は以上で散会いたします。

御苦労さまでした。

午後0時00分 散会

## 令和2年6月定例会会議録（第2号）

令和2年6月10日 水曜日 午前10時00分開議  
 議長 下山准一 副議長 新田道尋

### 出席議員（16名）

1番	佐藤悦子	議員	3番	叶内恵子	議員
4番	八畝長一	議員	5番	今田浩徳	議員
6番	押切明弘	議員	7番	山科春美	議員
8番	庄司里香	議員	9番	佐藤文一	議員
10番	山科正仁	議員	12番	奥山省三	議員
13番	下山准一	議員	14番	石川正志	議員
15番	小嶋富弥	議員	16番	佐藤卓也	議員
17番	高橋富美子	議員	18番	小野周一	議員

### 欠席議員（1名）

11番 新田道尋 議員

### 欠 員（1名）

### 出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	小松孝
総務課長	関宏之	総合政策課長	渡辺安志
財政課長	平向真也	税務課長	森正一
市民課長	荒田明子	環境課長	山科雅寛
成人福祉課長 兼福祉事務所長	青山左絵子	子育て推進課長 兼福祉事務所長	西田裕子
健康課長	田宮真人	農林課長	三浦重実
商工観光課長	柏倉敏彦	都市整備課長	長沢祐二
上下水道課長	荒澤精也	会計管理者長 兼会計課長	亀井博人
教育長	高野博	教育次長 兼教育総務課長	武田信也
学校教育課長	高橋昭一	社会教育課長	渡辺政紀

監査委員	大場隆司	監査委員局長	吉田浩志
選挙管理委員会 委員長	武田清治	選挙管理委員会 局長	小関孝
農業委員会 会長	浅沼玲子	農業委員会 局長	津藤隆浩

### 事務局出席者職氏名

局長	滝口英憲	総務主任	叶内敏彦
主任	庭崎佳子	主任	小田桐まなみ

### 議事日程（第2号）

令和2年6月10日 水曜日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

1番	佐藤文一	議員
2番	山科春美	議員
3番	小嶋富弥	議員
4番	押切明弘	議員

### 本日の会議に付した事件

議事日程（第2号）に同じ

## 令和2年6月定例会一般質問通告表（1日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	佐 藤 文 一	1. 新型コロナウイルス感染症対策について 2. 教育現場の新型コロナウイルス感染症対策について 3. 新型コロナウイルス感染症対策の財政計画について	市 長 教 育 長
2	山 科 春 美	1. 新型コロナウイルス感染症対策について	市 長 教 育 長
3	小 嶋 富 弥	1. 新型コロナウイルス禍について	市 長 教 育 長
4	押 切 明 弘	1. 市所有の遊休土地の利用について 2. 農振の見直しについて	市 長

## 開 議

下山准一議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は16名です。

欠席通告者は新田道尋君の1名です。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第2号）によって進めます。

### 日程第1 一般質問

下山准一議長 日程第1 一般質問。

これより一般質問を行います。

今期定例会の一般質問者は7名であります。質問の順序は配付しております一般質問通告表のとおり決定しております。

なお、質問時間は答弁を含めて1人50分以内といたします。

本日の質問者は4名であります。

### 佐藤文一議員の質問

下山准一議長 それでは最初に、佐藤文一君。

（9番佐藤文一議員登壇）

9 番（佐藤文一議員） おはようございます。

今定例会最初の一般質問をさせていただきます。議席9番、市民・公明クラブの佐藤文一です。

質問に先立ちまして、このたびの新型コロナウイルス感染問題における市民の皆様への支援、また施策の立ち上げや執行事務に対しての連日の作業に感謝いたしますとともに、今後も手綱を緩めることなく継続をお願いいたします。

また、このような事情から、このたびの一般質問において3密を少しでも回避するため、当会派では各自の質問を会派にて集約し、会派統一の質問とさせていただきますので、御了承のほどよろしくお願いをいたします。

さて、先ほども申し上げた新型コロナウイルス感染問題ですが、世界的に感染が拡大し、山形県でも3月31日に米沢市で確認、新庄市では4月2日に60代男性の感染が確認されました。そして、国内では4月7日に7都府県の緊急事態宣言が発出され、同16日、宣言の対象が全国へと拡大されました。

当市では、感染症対策として2月28日に第1回新型コロナウイルス感染症対策本部を設置して以来、各課の対応状況の報告、そして第一弾、第二弾の緊急経済対策などに取り組みられています。

この件に関しては、市民の皆様からも、思ったより市の対応が早く助かったという意見が多数あり、安堵しているところではございますけれども、一方では、民間の企業努力によって補われている部分を行政は理解しているのか、地域経済はこれから大変な時期を迎えるとの意見もあり、楽観視できない状況であります。

現在、県内では感染拡大が収まり小康状態が続いていますが、今後、第2波、第3波がいつ発生するか分からず、体制を整える必要があると考えます。

それでは、質問をさせていただきます。

このたびの感染拡大に当たり、情報の収集、提供、共有が後手となった点は否めないと思っております。新庄市のホームページの活用の仕方、またSNSを使つての情報発信、防災無線の活用等、改善の余地は十分にあると考えますが、今後、市民からの情報収集や市民への情報提供をどのように強化し、予防対策や蔓延防止策を行うのかを伺わせていただきます。

次に、これから本格的な梅雨、そして台風シ

ーズンを迎える中、災害発生も念頭に入れておかなければならないと考えます。

先日6月8日付の新聞にも、国交省の方針として、災害避難施設の増強、密集対策の後押しという記事がありました。今後、災害発生に備えた避難体制の構築、特に避難所の感染症対策について伺います。

次に、現在、企業に対しては国が主導しての各種支援が行われ、県、そして新庄市独自の緊急経済対策事業も行っておりますが、小規模企業者を除く中小企業に関しては支援不足の声が数多く聞こえてまいります。業種にもよりますが、雇員人数が多ければ多いほど、その支援不足は顕著に現れてきているのが現状でございます。

この先、企業の倒産、解雇等が急速に進むことが懸念されている今、支援不足とされることに対しての当市の単独支援策が急務と考えますが、どのように考えているのか伺います。

次に、教育現場に対しての質問です。

全国の緊急事態宣言により、市内の小中学校も休校を余儀なくされ、教育現場も混乱している状況かとは思いますが、こちらも早急に体制を整える必要があると考えます。

まずは、校内で使用する石けん、マスク、消毒液等の備蓄状況について。また、今後気温上昇とともにマスク着用で授業を受ける際、熱中症などの健康被害の可能性に対し、フェースシールド等の配布の必要について伺わせていただきます。

また、3密回避のための対応、例えば空き教室の確保、それに伴う空調設備の状況、教職員の配置、不足の場合の学習支援員、ボランティア等の増員など様々な問題が出てくるのが予想されますが、その考えを伺います。

次に、このたびの休校により子供たちの接触が制限され、かなりのストレスがたまっているという話が多数聞こえてまいりました。昨今の

ネット環境を使い、何か子供同士の交流を図ることはできないものかという声も少なからずありました。

それを踏まえ、今期の補正予算にも組み込まれております文科省が推進をするGIGAスクール構想の早期実現に向けての動きについて伺います。

最後に、今後の新型コロナウイルス感染対策として、県、国の支援策はもちろん、当市の単独支援策も拡充していくことが必要不可欠な状態であると考えます。

今後、さきに述べたような事態を想定したとき、当市の財政基盤を維持していくために、どのような財政計画の在り方を考えているのかを伺います。

また、次年度から市税収納率の低下が考えられますが、不可抗力で納税できない方への救済措置に対しての考え方を伺います。

質問数が多いですが、答弁のほう、よろしくお願いを申し上げます。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**下山准一議長** 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** おはようございます。

それでは、佐藤市議の御質問にお答えさせていただきます。

市民への情報提供ですが、4月2日に市内で感染者が確認されて以降、市のホームページ、新聞の折り込み、区長の使送による全戸配布、市報により感染者の発生状況や小中学校、保育施設、市有施設等の休校、閉園、休館、感染防止、拡大阻止を図るためうがいや手洗いの励行、3つの密の回避などのお願いを市民の皆様にご案内してお知らせしてまいりました。

今後も、基本的には市のホームページと市報でお知らせしますが、市内での感染が再び拡大し緊急事態が生じた場合、新聞の折り込み、区長の使送による全戸配布など、あらゆる広報媒

体を活用して速やかに情報提供してまいります。

市民の情報収集につきまして、感染者情報は県が一元的に管理しているため、市が公表できるタイミングは知事の会見後となりますが、速やかに市のホームページに情報提供してまいります。

次に、予防対策や蔓延防止対策についてですが、本市においては4月17日以降新たな感染者は確認されておりませんが、国の専門家会議では、感染防止の手を緩めれば第2波、第3波が襲来すると警告しております。

本市におきましても、これまで市民の皆様にお願ひしてまいりましたうがいや手洗いの励行、3つの密の回避などの感染症の予防対策の徹底に加え、国が提唱しております新しい生活様式の実践をお願ひし、今後、国や県から新たな医学的知見に基づく有効な感染防止策が示された場合は、速やかにお知らせし、実施してまいりたいと考えております。

次に、今後発生が予想される台風による風水害等の災害に備えた避難体制の構築、特に避難所における感染症対策等についてお答えさせていただきます。

災害時の避難体制につきましては、新庄市地域防災計画及び大規模災害時行動マニュアルに基づき対応をしております。

避難誘導などにつきましては、市防災行政無線、エリアメール、テレビやラジオ放送と連動し、文字放送へ対応したアラートなどを活用して、迅速に市民の皆様へお伝えしてまいります。

避難所での感染症対策といたしましては、ノロウイルスによる感染性胃腸炎やインフルエンザ等の一般的な感染症に加え、新たに新型コロナウイルス感染症対策が急務となっております。

その対応につきましては、山形県避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに沿い、関係各課で連携し、衛生用品の備蓄や避難計画を策定しているところでございます。

また、避難所内での感染拡大を防ぐため、マスクの着用、手洗い、せきエチケットなど、個人が行う基本的な対策を励行するとともに、共用部分の消毒の徹底、密閉、密集、密接の3つの密を避ける、市保健師による健康観察を行うなど、環境衛生の確保を行ってまいります。

また、発熱などの症状がある方と一般の方の出入口、居住スペースやトイレ及び動線を区分することにより、感染症拡大防止対策を図ってまいります。

今後、避難所の感染症対策、特に新型コロナウイルス感染症対策につきましては、市広報、ホームページへの掲載などにより、十分な周知を行うよう努めてまいります。

次に、新型コロナウイルスの影響を受けた事業者向けの市の独自支援策としてですが、雇用調整助成金申請支援事業、飲食店等応援給付金、事業者持続化給付金の3つを実施しております。

1つ目の雇用調整助成金申請支援事業は、市内事業主が新型コロナウイルスの特例措置に係る国の雇用調整助成金を申請する際、申請や書類作成を社会保険労務士に依頼した場合の費用を最大40万円給付します。本日までの申請受理1件、給付予定額は30万円です。

2つ目の飲食店等応援給付金は、経済的な影響が特に大きい事業者に給付するものです。対象業種は、飲食店、旅行業、ホテル、旅館業、タクシー、貸切りバス、運転代行業で、本日までの申請受理320件、給付予定額は6,632万円です。

3つ目の事業者持続化給付金は、国の持続化給付金の交付決定を受けた市内在住の事業者に対し、市がその給付額の1割相当額、最大で法人20万円、個人10万円を上乗せするものであります。本日までの申請受理170件、給付予定額は2,069万円です。

また、企業の資金繰り対策として、県の地域経済変動対策資金では、通常1.6%の融資利率

のところ、県と市が0.5%ずつ、金融機関が0.6%を負担することで、企業に無利子での融資を実施中です。3月議会で融資総額5億円に対する10年間の利子補給についての債務負担行為を議決いただきましたが、5月25日時点で市内企業の融資認定71件、融資実行額9億4,600万円と既に予定した枠を超過いたしました。

その他、新型コロナウイルス関連の支援としまして、市から直接の予算支出はありませんが、企業が融資を受ける際、信用保証協会より通常の保証枠とは別枠で保証が受けられるセーフティーネット貸付けに必要な市の認定書を3月以来149件発行いたしました。

また、国の小規模事業者持続化補助金を申請する市内事業者に対し、補助金の審査で加点を受けるための市の認定書発行が3月以降10件ございます。

このように、市としては取り得る限りの様々な手段で市内事業者への支援策を実施してまいりました。今後の施策につきましては、新型コロナウイルス感染の動向を注視しながら、引き続き庁舎内で検討を重ねてまいりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、新型コロナウイルス感染症対策の財政計画についての御質問であります。現在、市が単独で実施しております各種感染防止対策及び緊急経済対策につきましては、その財源として多額の財政調整基金を活用しておりますが、今回のような不測の事態に備えこれまで積立てを行ってきたことで、迅速な対応ができていたものと実感しております。

本市においては、コロナウイルス対策の財源として現在まで5億円ほどの財政調整基金を取り崩して対応しておりますが、国においても2次補正予算に地方創生臨時交付金を2兆円追加することとしておりますので、相当の金額が補填されるものと見込んでいますのでございます。

今後のコロナウイルス関連のさらなる支援策につきましては、国、県の補助金を的確に見込むとともに、各種基金の残高にも留意しながら財源を確保し、後年度の財政負担とならないよう適切な措置を講じてまいります。

なお、令和3年度からの新中期財政計画につきましては今年度策定する予定としておりますが、計画の前提といたしましては、今年度の決算見込みを正確に捉えることが策定のスタートとなるものでございます。

今年度のコロナウイルス対策に係る経費を的確に見込むことはもちろんですが、景気低迷による来年度の市税の税収見込みに加え、本来の計画策定に必要な人件費の適正化、地方債の発行制限、経常経費の削減など、歳出の見直しを的確に踏まえながら、健全な財政運営となるよう計画の策定に努めてまいります。

次に、市税の納付が困難な場合の救済措置に関する御質問であります。新型コロナウイルスの影響によって収入が大きく減少したことにより市税の納付が困難になる事例が発生しております。本市においては、市税の減免や徴収の猶予などの措置を講じながら対応していくこととしております。

1つ目といたしまして、市税の減免の措置であります。新型コロナウイルスの影響によって収入が減少したことで納付が困難な場合に、申請に基づいて減免を行うものであります。今年度においては、国民健康保険税、介護保険料、収入の減少や前年所得に応じて減免いたします。

また、令和3年度に限り、地方税法の規定により中小企業者の事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税を減免する措置を予定しており、事業収入の減少割合に応じて2分の1または全額を減免いたします。

これらの減免についての減収分については国が全額補填することが示されております。

2つ目といたしまして、今年度新たに創設されました徴収猶予の特例制度があります。全ての税目を対象として、各市税の納付期限から1年の間徴収を猶予することで、督促手数料及び延滞金を免除いたします。

徴収の猶予期間内においては計画的な分納を推進することで、納税者の経済状況に配慮した柔軟な対応を行ってまいります。

これらの減免や徴収の猶予の措置を適切に取ること、新型コロナウイルスによる経済的な影響に対し、市民を支援し、併せて税の公平性を保ちながら、確実な税収の確保を行っていく考えであります。

教育現場のコロナウイルス対策、教室での3密の回避、あと、感染症対策につきましては、教育長より答弁させますのでよろしく願いいたします。

今後、第2波、第3波に備え、また様々な情報を収集しながら、第四弾、第五弾の経済支援等も検討しなければいけないというふうに考えております。

壇上からの答弁は以上とさせていただきます。

**高野 博教育長** 議長、高野 博。

**下山准一議長** 教育長高野 博君。

**高野 博教育長** まず、おはようございます。

学校現場での新型コロナウイルス感染症対策における感染予防防止のための消耗物品につきましては、原則的に各校の自主的判断で使用することができる学校管理費配当予算にて対応しております。

児童生徒の感染防止は手洗いによるウイルス除去が基本となりますが、石けんなどの準備は各校の使用状況に応じて各校でその対応を行っており、手洗いでの感染防止が難しい保護者などの来校者を中心とした対応のため、アルコール消毒液を教育委員会で一括購入し、必要に応じて各校に配付しております。

また、不特定多数の方が手を触れるドアノブ

などの殺菌消毒に効果的な次亜塩素酸ナトリウム消毒液、いわゆる塩素系漂白剤を利用した消毒液作成のため、教育委員会で一括購入し各校に配付しております。

マスクに関しましては、児童生徒全員に着用しての登校を指導するとともに、保護者の皆様にもその徹底をお願いしており、マスク着用を忘れてきた場合にのみ、各校で常備しているマスクを配付するなどの対応をしております。

また、授業中のマスク着用による健康への影響につきましては、これから暑くなる時期を迎えるため、熱中症リスクへの低減策も併せて必要と考えております。国では、体育の授業においていわゆる3密の状態を回避しながら、必要に応じてマスクを外しての活動も可能としておりますが、各校の事情を踏まえた対策を講じることが必要と考えております。

なお、フェースシールドに関しましては、国では一律に必要なものかどうかは考えておらず、自治体における対応も様々であります。新型コロナウイルスはいまだに未知の部分も多く、感染防止対策も試行錯誤しながらの対策を講じている状況ではありますが、フェースシールドの活用についてはマスク同様一長一短があるようですので、そのことを踏まえながら今後考えていかなければならないと思っております。

次に、3つの密を回避するための教室の確保や人員の配置などについてお答えいたします。

主に授業を行う教室においては、児童生徒の間隔を1メートル以上空けて座席を取るなどの配慮を行っております。難しい場合は、学習を広い教室で行ったり隣接する多目的スペースを活用したりしながら、それぞれ工夫をしております。

また、人数が多い学級は空いている教室を活用し、2つのグループに分けて学習し、児童生徒はマスクを着用しており、これからの季節で気温が上昇することも踏まえ、空調がある場所

に移動して学習することも想定しております。

教職員の配置につきましては、感染対策のために、担任のほか空き時間の教員や担任以外の個別学習指導員等を工夫して活用しています。

このたび、文部科学省から、地域の感染状況に応じて、小6、中3を中心に3,100人の教員を追加することや6万1,200人の学習指導員や2万600人のスクール・サポート・スタッフを増員することが方針として示されましたので、今後動向を見ながら要望をしております。

また、ボランティアの増員につきましては、感染拡大を防ぐため、これまで外部からの来校者に制限を設けておりました。今後、状況を見ながら、補習などの必要があった場合、ボランティアの活用について検討しております。

3つ目のGIGAスクール構想の早期実現に向けた取組についてであります。当初、国では、校内通信ネットワーク環境の強化と児童生徒1人1台端末整備のうち、小5、小6、中1に係る整備を令和2年度までに完成するため、その所要額を令和元年度国補正予算において措置するとともに、後年度以降は段階的に整備を図り、令和5年度までに児童生徒1人1台端末整備を完了することとしておりましたが、これを前倒しし、今年度中に児童生徒1人1台端末整備を完成させるため必要な予算を令和2年度国第1次補正予算において措置しております。

このような国の動きを受けまして、本市でもGIGAスクール構想における校内通信ネットワーク環境整備と端末整備を加速化させることといたしました。特に端末整備については令和元年度国補正予算及び令和2年度国第1次補正予算に呼応しての、3人に2台分の端末整備に加え、地方財政措置に基づき、自治体単独予算で整備すべきとされており、残り3人に1台の端末整備についても新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用を視野に入れながら、併せて整備を行うため、このたびの6月

補正予算案に校内通信ネットワーク環境整備費と市内児童生徒全員分の端末整備費を計上し対応してまいります。

また、国では、このGIGAスクール構想によって災害や感染症の発生などによる学校の臨時休校等の緊急時においても子供たちの学びの保障を実現するために、学校と児童生徒が円滑にやり取りを行える環境を整えることを目指しており、本市においても新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用も視野に入れながら、今後効果的かつ効率的な事務事業の効果的な事業手法を検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

**9 番（佐藤文一議員）** 議長、佐藤文一。

**下山准一議長** 佐藤文一君。

**9 番（佐藤文一議員）** 丁寧な御答弁ありがとうございます。

それでは、一つ一つ再質問させていただきます。

まずは、情報発信について先ほど説明を受けたのですが、この件に関しましては、感染者数とかその日の当日の状況というものが全く見えないことで、皆様不安を感じていたところがあります。

まとまった情報としては、市長からの答弁のとおり、迅速な対応はあったのですが、その日その日の対応の目が見えないということで、市民の皆さんちょっと不安がっていたところがあるので、そこら辺の状況をお聞かせいただければと思います。

**田宮真人健康課長** 議長、田宮真人。

**下山准一議長** 健康課長田宮真人君。

**田宮真人健康課長** これまでの情報発信の状況でございますが、まず、4月2日に最初の感染者が確認されたわけですが、先ほど市長の答弁のほうでございましたが、県知事の公表後に我々市町村のほうで公表できるという形にな

っております。4月2日に16時から県知事が会見したわけなのですが、それを受けまして、同日5時から市長が記者会見を行いました、市としまして、ホームページに発生したということに掲載したのが18時30分というふうな形でございます。

また、4月4日に5名の感染者が確認されたわけですが、11時から知事の記者会見がございましたが、その終了後、13時から市長も記者会見を行いました、市長の記者会見の中でも感染者が発生したという情報については提供しておりますが、その後、14時20分に市のホームページに掲載したところでございます。

いずれについても終了後直ちにホームページのほうに掲載したという形、感染者情報についてホームページのほうに掲載しまして、市民の方にお知らせすることができたと考えているところでございます。

また、4月16日最後の感染者が確認されましたが、16日午後に知事の会見がございました。それを受けまして、翌日の18時に市のホームページに掲載したところでございます。

県の公表を受けまして市のホームページへ掲載するまでに時間を要したときもございましたが、市といたしましては、感染者情報だけでなく、感染の発生を受けて今後どのように対応していくか対策も併せて市民の方にお知らせすることが重要であると考えておりますので、今後とも早さとともに慎重に対応していきたいと考えているところでございます。

**9 番（佐藤文一議員）** 議長、佐藤文一。

**下山准一議長** 佐藤文一君。

**9 番（佐藤文一議員）** ありがとうございます。

ただいまの答弁でホームページがメインということだったのですけれども、ホームページ見られない方も多々いるかと思っておりますので、今後、防災無線等使いながら、市民の皆様には伝わるような形でやっていただければと思います。

情報が無いというのがやはり一番不安なところだったと思いますので、情報がなければ対策の取りようもないということもあり得ますので、ぜひ今後の情報収集、情報発信をできる限り迅速にかつ的確にお願いしたいと思っております。

続きまして、避難対策についてでございます。避難所について。

昨年、豪雨を見込みまして、市民プラザ、わくわく新庄に避難所を開設した際、私も状況をちょっと拝見しに行きました。

特に気になったのが、わくわく新庄に関して、畳の部屋ということの気遣いもあったと思うのですが、手狭感がどうしても否めないような印象でした。情報に関しても、プラザにはテレビ画像があったのですが、ラジオのみというのもちょっと不安要素をあおるような気がしたのも確かでございます。

避難場所の分散も含め、国でも自治体に財政支援するという、来年度の予算に盛り込むという言及もしていることですので、より安心できる新たなハザードマップの更新をお願いしたいと思っております。そこら辺の予定についてお伺いできればと思います。

**山科雅寛環境課長** 議長、山科雅寛。

**下山准一議長** 環境課長山科雅寛君。

**山科雅寛環境課長** コロナ対策に関する避難所の対策ということでの御質問でございましたが、今回、市長答弁にございますように、山形県避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインというのが県のほうから示されております。

そちらの中で、3密を防ぐ、また避難所を通常よりも多く開設する、あと健康観察を十分に行う、また市民の方が避難する際に、避難所だけではなく親戚や友人のほうへの避難も考えていただく、そういったことも周知していくものだという示されております。

当市におきましてそういった避難所の開設

について、平成30年にありました豪雨災害の時点の避難者数が約500名ほどとなっております。

議員がおっしゃいましたわくわく新庄につきましては140名ほどの避難者がございまして、このたびの避難所の3密を防ぐということで、約2メートル間隔程度の間隔を取った場合、どの程度の避難者の受入れが可能かという点について確認してございます。そうした場合、やはり十分な2メートルを取りますと、避難者の数が限られてくるということで、70名ほどまず可能なのかなということで考えております。

そういった場合、ほかの施設となりますけれども、日新小学校、日新中学校が隣接して避難所となっておりますので、そちらのほうでもそれぞれ150名ほどの避難者が避難可能であるということで捉えております。

そういった分散をしながら、避難所の開設に関しては十分対策を練りながら、今後の豪雨災害等もしも起きた場合の対策について検討を重ねているところでございます。

以上です。

**9 番（佐藤文一議員）** 議長、佐藤文一。

**下山准一議長** 佐藤文一君。

**9 番（佐藤文一議員）** ありがとうございます。こちらもいつ起こるか分からないことではございますので、準備のほう万全にさせていただいて、対応のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、企業支援についてでございます。

今、市長のほうから現状ある助成金等御説明ありました。企業支援につきましては、この新型コロナウイルス感染症拡大につきまして、ほぼ全業種が少なからず打撃を受けている状態だと思ひております。

飲食店、ホテル、旅館業はメインで直接被害を受けているところでももちろんではございませうけれども、その業種に付随する酒屋また食品加工会社、そこにまた対する酒卸業者、また食材

を提供する店、そこで使う、今度は箱とか袋、こちらの製造工場まで至る、もう全部つながっているような状態で、業種に関しては大変な思ひをしていることかと思ひます。

しかしながら、企業全体で考えれば、収支、経営状況に関しましては、きついものはある程度限られているものだと思ひております。売上原価、あと人件費、それとそれに付随する社会保険、雇用保険等、また固定費といわれる家賃とか水道光熱費、それと税金ですね、法人税というようなもの、ほかにも事務用品費とか交際費とかあるのでしようけれども、メインで言えばそういうふうなことを、全ての業種がかぶっておると思ひております。

ただいま説明ございました助成金につきましてはある程度の部分は補助されていること、足りるかどうかはそれぞれの企業次第ですけれども、ちょっとそこに関して、支援というか特例の猶予ということで、支払いの延長になっているものが社会保険料、厚生年金等、また水道料、光熱費、あと税金等、こちらが猶予という形で、いずれ払わなきゃならないというような形になっております。

こちらのほうの今言った3点に関しまして、市単独の助成金の対象になり得る可能性があるのかどうか質問させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

**柏倉敏彦商工観光課長** 議長、柏倉敏彦。

**下山准一議長** 商工観光課長柏倉敏彦君。

**柏倉敏彦商工観光課長** ただいまの佐藤議員の質問の中では、現在納期が猶予されている社会保険料等の減免等の措置が可能かどうかという御質問だと思ひますけれども、現在、市でやっている支援策のほか、そちらにつきましても他市の状況、それから市の内部での検討を踏まえまして、できるかどうかについても改めて検討していかなければならないと思ひております。

また、先ほどの市長の説明の中でも、来年度

市税の固定資産、償却資産とか事業用家屋の減免制度も来年度されるということもありますので、そちらと併せて検討する必要があるのかなというふうに考えておりますので、御理解のほどをお願いしたいと思います。

以上です。

**9 番（佐藤文一議員）** 議長、佐藤文一。

**下山准一議長** 佐藤文一君。

**9 番（佐藤文一議員）** ありがとうございます。

今、大変な状況という話もしておりますけれども、地元企業の倒産、解雇等に関しましては地元の活性化の衰弱、後退にもつながりますし、新庄市の歳入にも大きく関わる問題だと思います。ぜひ最良の対応をしていただくようお願いを申し上げます。

続きまして、学校関係のほうに移らせていただきます。

ただいま教育長のほうから答弁いただきました。各学校でその備蓄に対して対応しているということですが、実際のところ、その備蓄に関しての問題は今現在であるのかどうか。

また、先ほど言ったマスク、忘れたときには子供に配付するという話ですが、ここら辺は、その忘れた子供に金銭的な流れとか、例えば売るとかそういうようなものはあるのかどうか。

また、もう一つ気になるのが、今、回収ボックスほかいろんなところで置かれておりますけれども、俗にアベノマスクと言われるようなものが、今はもう必要ないということで回収ボックスが置かれているところに結構集まってきているという話も聞くのですけれども、そちらのほう、どうなっているのか、お聞かせいただければと思います。

**高橋昭一学校教育課長** 議長、高橋昭一。

**下山准一議長** 学校教育課長高橋昭一君。

**高橋昭一学校教育課長** 市内の小学校、中学校、義務教育学校ですが、学校規模も様々ございま

して、5月18日から学校再開を段階的に行ってまいりまして、分散登校が終わって、このたび6月から一斉登校ということで動いております。

そのような中で、先ほど備蓄のお話でしたが、アルコール等については非常に今多く使っております。給食も始まっておりますので、各学校消費が激しいと思っております。

先ほど配当予算の中でということで、それぞれ現時点であと何か月とかいう形の報告はいただいておりますが、必要に応じて配付をしているところであります。

マスクにつきましては、マスクを忘れたときに学校にあるマスクを配付しておりますので、金銭的なものとかポスト等については私は報告はいただいております。

なお、これにつきましても、学校の規模が様々ですので、数か月何とかもつというところもありますので、状況を把握してまいりたいと思っております。

**田宮真人健康課長** 議長、田宮真人。

**下山准一議長** 健康課長田宮真人君。

**田宮真人健康課長** ただいま、議員のほうから回収ボックスというお話がございました。既に新聞報道等によれば、南陽市、米沢市、寒河江市のほうでも既に設置しているというようなことを、私どもも把握しているところでございます。

先ほど国のマスクということでもお話がありましたが、市の対策本部としまして、そういった形でマスクの回収、現実的に市民相談室のほうにもマスクを届けに来たという方がおられたという話もありましたので、今後、回収ボックス設置に向けて準備していきたいと考えているところでございます。

**9 番（佐藤文一議員）** 議長、佐藤文一。

**下山准一議長** 佐藤文一君。

**9 番（佐藤文一議員）** ありがとうございます。  
今の内容だと、学校だけではなく市民全体の部

分ということだと思います。ぜひ、捨てるのではもったいないと思いますので、回収できるものは回収していただいて活用できるような形になればいいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

今後、やはり2波や3波という可能性がございます。児童生徒の安全安心を最優先に考えていただいて、教育のほう、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、GIGAスクールについてちょっと質問させていただきます。

今、流れのほう、ある程度聞かせていただいたのですが、具体的にいつ頃を目標にしてそれを稼働させるのかというものをお聞かせいただければと思います。

**武田信也教育次長兼教育総務課長** 議長、武田信也。

**下山准一議長** 教育次長兼教育総務課長武田信也君。

**武田信也教育次長兼教育総務課長** 今回の6月補正予算案のほうに入れさせていただいておりますが、これが可決次第、基本的には端末については県の共同調達のほうに乗っていこうかと思っております。実際に全国全てのところでそういう動きがあるので、いつになるかは分からないということが本当のところなのですが、できるだけですが、今年度の予算ですので今年度中に整備をして、来年度から何とかできるようにできないかなというふうに考えております。

**9 番（佐藤文一議員）** 議長、佐藤文一。

**下山准一議長** 佐藤文一君。

**9 番（佐藤文一議員）** ありがとうございます。すみません。もう一つ、聞きたいことがありました。

こちらのほうは、もう一度休校というような状態が起きたときに、家に持ち帰って活用できるような方策とかというものが、もしあればお願ひいたします。

**武田信也教育次長兼教育総務課長** 議長、武田信也。

**下山准一議長** 教育次長兼教育総務課長武田信也君。

**武田信也教育次長兼教育総務課長** 実際にこの端末につきましては、基本的には世の中の流れに対応した形の事業展開を図るための教育ツールになります、基本的には。したがって、基本的には、学校のほうで管理をしながら学校の中で使うといったことを想定してございます。

ただ、今、議員が御指摘あったような、そういうふうな非常事態になった場合には、それを貸出しして活用するということが想定しております。

**9 番（佐藤文一議員）** 議長、佐藤文一。

**下山准一議長** 佐藤文一君。

**9 番（佐藤文一議員）** ありがとうございます。

時間も限られておりますので、歳出に関しては収支のバランスもあって財政支援ということは重々分かっておるつもりです。国県等の支援もフルに活用していただきまして、市民全員が笑って暮らせるようお願いしたいと思います。

今回、この新型コロナウイルス感染の拡大問題につきまして集中的に質問させていただきましたけれども、丁寧な答弁ありがとうございました。

現在、徐々に様々なことが解除されてきてはおりますけれども、経済状況に関してはこれから大変な時期になると思われま。第2波、第3波の可能性も払拭されていない今ですけれども、いま一度気を引き締めなければならない状況でもありますし、また、地元経済の早期回復も同時に行わなければいけない状況でもあるのも事実です。

今後、早期にこの問題が解決することを祈念いたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**下山准一議長** ただいまから10分間休憩いたしま

す。

午前10時49分 休憩

午前10時59分 開議

下山准一議長 休憩を解いて再開いたします。

### 山科春美議員の質問

下山准一議長 次に、山科春美さん。

(7番山科春美議員登壇)

7番(山科春美議員) こんにちは。

6月定例会2番目の質問をさせていただきます議員番号7番の起新の会の山科春美でございます。去年5月より市議会議員にならせていただき、1年過ごすことができました。今後も皆様方より御指導をいただきながら、市民の声を届けるべく頑張りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、今回、新型コロナウイルス感染症にて山形県では闘病中の方がまだ2名いらっしゃいますが、一日も早い御回復をお祈りしますとともに、御家族や関係者の皆様、仕事等で影響を受けている皆様に対しましても、心よりお見舞いを申し上げます。現在も感染の危険がある中で、医療現場などで治療や感染拡大防止に御尽力されている医療従事者の皆様には感謝の念に堪えません。一日も早く新型コロナウイルス感染症が終息することを願ひまして質問させていただきます。

それでは、新型コロナウイルス感染症対策と経済の両立についてお尋ねいたします。

中国の武漢で発生したと言われている新型コロナウイルスは世界中で猛威を振るっており、感染者は世界全体で既に600万人、死亡者は39万人を超えており、さらに感染拡大は続いてお

り、終息する気配はありません。

我が国におきましても、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が出され、5月25日には全ての都道府県で解除されておりますけれども、今のところ感染拡大はひとまず収束する兆しを見せていますが、国内の感染者は約1万7,000人、死亡者が900人ということになっており、今後も第2波、第3波と感染者は増えていくことが予想されております。

そのような状況の中、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、日本経済は急速に危機的状況に近づいております。昨年10月から12月のGDPは消費増税の影響により年率換算でマイナス1.7%でしたが、6月8日に発表された本年1月から3月期のGDPはマイナス2.2%となり、既に2期連続の大きなマイナス成長となっております。

4月から6月期は、緊急事態宣言に伴う休業要請や外出自粛などの影響で、リーマン・ショックのときのマイナス17.8%を超えてマイナス20%を超える極端なマイナス成長になるとも予想されています。

民間の保険会社のエヌエヌ生命保険の中小企業経営者調査ということで、3月の下旬に調査を実施して4月26日の共同通信の記事ですけれども、これによりますと、中小企業の6割以上が6月末までに経営危機に陥るとの調査結果も出ており、経済活動の再起動は待たなしの状況となっております。

中小企業のみならず大企業も、この数か月で経営収益は大きく減少しており、倒産も危惧されております。もしそうなれば下請企業も共倒れになり、日本経済は大打撃を受け、さらに多くの失業者を生み出すこととなります。

失業率と自殺率は強い相関関係にあることから、このままの状況が続けば、経営を苦にする自殺者が大幅に増えることは目に見えております。最近の自殺者数は年間2万人を超える程度

でしたが、景気が悪かった時期は3万数千人にも上っており、経済衰退による、より数千人あるいは1万人以上の自殺者が増える可能性が十分にあります。今すぐにも経済の再稼働にかじを切らなければ、結果的には新型コロナウイルスの死亡者数よりもはるかに多くの自殺者が出るということです。

感染症により亡くられる方も不況の影響で自殺により亡くられる方も、命の貴さは一緒です。過度に感染の恐怖をあおり、休業や外出自粛等で経済活動の極端な停滞を生み出すことは、多くの自己破産者や多重債務者を生み出し、また家庭崩壊や犯罪の増加の懸念も含めて、感染そのものよりも大きな人的及び社会的損失につながると考えられます。

当初から政府の対応は、感染症の専門家の見解を根拠に対応を判断しておりましたが、経済や教育、心理的に与える影響については配慮が不足していたのではないのでしょうか。長引く休業要請や外出自粛、移動制限等は経済を破壊させかねないだけでなく、営業時間の短縮や一部休業なども特定の場所と時間に人を集中させる要因となり、感染拡大防止に向けては逆効果となり得るものです。

子供たちにとっても学校休業等が長引くほど、学力の低下、学力格差が広がり、心理面の悪影響をもたらし、子供自身や家庭、学校の負担も相当大きなものとなります。

新型コロナウイルスの終息にはワクチンと治療薬の開発が必要であります。ワクチンの実用化には2年以上の時間が必要であるとも言われております。我が国及び自治体の財政状況を鑑みても、数年間にわたり今回のような休業要請とその補償、企業や家計への経済支援を続けることは、国家財政及び自治体財政の破綻の危険性も甚大であり、国全体を危機的状況に陥らせるおそれもあります。

このことから、今の我が国の必要なことは、

長期的かつ大局的な視点に立ち、いかに国民の生命、財産を守るかについて知恵を振り絞る、感染対策と経済活動の両立を成し遂げることが大事だと思います。

日本はこれまで欧米に比べて外出規制等が緩やかであったにも関わらず、諸説ありますけれども、公衆衛生の意識の高さや医療・高齢介護の充実度、また、BCGの接種などによる影響もあるとか、感染による死亡者数は欧米諸国に比べて数十分の1から100分の1と、比較的到低いレベルにとどまっております。致死率につきましても、感染が広がり始めた頃に言われているよりもかなり低いのではないかと考えております。

このことを考えれば、オンライン受診とかテレワークとかさらなるいろんなことが普及されてくると思うのですが、施設内での感染防止対策など実態に応じた工夫を徹底させて、最大限に感染の拡大リスクを抑制した上で自粛ムードを一掃させ、経済の再起動にシフトすべきだと考えています。

そこで、新型コロナウイルス感染症への対応策は多岐にわたりますが、今回は次の点について質問をさせていただきます。

まず1点目として、本感染症の状況についてということで、このたびの緊急事態宣言による本市への影響をどのように分析しておられますか。

また、当市の中核部である市役所で感染者が発生し一時閉鎖した場合、あるいは職員に感染が拡大した場合の対策などは考えておられますか。

2点目として、経済対策についてということで、国、県及び本市で取組を進めている経済対策の内容と進捗、成果はどのようになっていますか。

また、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金は具体的にどのように活用して

いきますか。

3点目として、家庭や教育の影響についてということで、学校休業等による学習低下や学力低下が指摘されていますが、現状と対策はどのようなになっていますか。

学校休業や外出自粛などによる子供のスマホ依存、ゲーム依存等への影響と対策はどうなっていますか。

学校休業等が長引いた場合に、児童虐待、家庭内暴力などが全国的に取り沙汰されていますけれども、本市の現状と取組はどのようなになっていますか。

4番目として、地域コミュニティの影響についてということで、外出自粛により地域の中でも人と会えない状況が続き、孤独な思いをした方も多かったと思いますが、今後、そのようなにならないためにどのような対応を考えていますか。

ネット経由以外の住民への周知もどのように考えていますか。

国際的にワクチンの研究も進められていますが、個人のできる努力として免疫力を高めることが必要と思われていますが、市民の健康対策の支援についてはどのように考えていますか。

急激な社会変化に伴い、経済的に立ち行かない状況を苦にして鬱とか自殺なども増えてくると懸念されますけれども、その対策はどのように考えていますか。

5つ目として、子育て支援についてということで、国の特別定額給付金の対象に漏れた方、少しの違いで給付ができなかった新生児に対する給付の検討余地はありませんかということ。

また、6点目として、今後の対応についてということで、感染状況のフェーズに合わせた今後の体制や対応方法をどのように考えていますか。

感染症対策と経済を両立するため、休業要請や外出自粛、移動制限を最小限とし、経済活動

の再起動を積極的に推し進めることが必要だと思いますけれども、どのように考えていますかということで、質問をさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**下山准一議長** 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、山科市議の御質問にお答えさせていただきます。

いろいろな資料から持論を展開されて、なるほどなというようなこともございました。死亡者1,000人に満たない中で、今回の経済対策の不況により自殺で亡くなる方がさらに増えるのではないかというようなこと。

しかし、対応する薬がないということが、今一番国民の中での不安になっているのかなど。先ほど言ったワクチンも1年半から2年という期間をどのように乗り切るか。本当に知恵を使い闘いながらと言いつながら、経済はどちらかで、困っている人がいると、またそれを生産している人もいるというのも事実で、お互いウィン・ウィンになる形にどう持っていけるかというのが、これからの大きな課題だというふうな中で、今の御質問にお答えさせていただきたいと思ひます。

このたびの国の緊急事態宣言による本市への影響についてですが、山形県におきましては、4月16日に緊急事態が宣言され、5月14日に緊急事態宣言が解除されるまでの間、市民の皆様には感染拡大防止に向けた様々な要請に御協力いただいた結果、4月17日以降は市内での新たな感染者は確認されておりません。

しかし、その代償と市民生活における悪影響も確認しております。

1点目は、保育施設や小中学校及び市有施設を休園、休校、休館措置したことによる保護者への負担の増大。2点目は、外出の自粛要請による健康面での不安や懸念の発生。3点目は、

会議やイベントの中止の混乱や経済的損失の発生などの影響があったものと認識しております。

また、4点目として、営業の自粛要請に起因する地域経済への影響は大きく、特に飲食業や宿泊業、旅行業において著しい減収が生じております。

経済的影響は今後も継続することが懸念されますので、国や県の経済対策に合わせて市独自の経済対策を展開し、一日も早い地域経済の回復を目指してまいりたいと考えております。

次、市役所内において感染者が発生し、または感染拡大した場合における対策についての御質問ですが、2月28日に新型コロナウイルスに係る対策本部を設置して以降、庁舎内における消毒やフロア内の定期的な換気などの対策を講じるとともに、職員に対しては日々の健康管理はもちろんのこと、業務上または私的な旅行を避ける、また発熱などの症状があった場合は在宅での勤務を指示するなどの対応により、職員の感染や職場内での感染を防止する対策を講じてまいりました。

また、緊急時における組織体制の確保につきましては、昨年4月に、災害発生時や感染症の拡大時において、市民の安全安心に関わる業務、継続して実施する業務と中断・休止する業務に仕分けし、非常時の限られた職員数で市の業務をどう継続していくかを定めた新型インフルエンザ等業務継続計画を策定しております。

職員の感染などにより市役所内の課、室の単位で通常業務ができなくなった場合にあっては、業務継続計画に基づいて、課内または他課の職員による応援体制により、担当職員以外の職員であっても業務を円滑に実施できる環境を構築することで、市民サービスの提供が停滞することのないように対応することとしております。

緊急事態宣言の全国的な解除を受けて、徐々に規制が緩和されてきているところでございますが、今後とも状況の変化に応じて感染防止対

策を継続していく必要があると考えております。

新型コロナウイルス感染拡大に係る市独自の経済対策として、雇用調整助成金申請支援給付金、飲食店等応援給付金、事業者持続化給付金の3つの事業を4月30日に専決処分させていただきまして、事業に着手したところであります。

雇用調整助成金申請支援給付金は、市内の事業主が新型コロナウイルスの特例措置に係る国の雇用調整助成金を申請する際、申請や書類作成を社会保険労務士に依頼した場合の費用を上限40万円まで給付するものです。

本日まで申請受理1件、30万円の給付予定にとどまっておりますが、ハローワーク新庄では、5月末日現在、市内事業者30社より雇用調整助成金の申請を受理しているところなので、これから市への申請が本格化するものと思われま

す。飲食店等応援給付金は、経済的な影響が特に大きい事業者に給付するもので、飲食店と旅行業1店舗につき15万円、配達、持ち帰りサービスを実施するにつけては3万円上乗せをしております。ホテル、旅館は定員数1名につき1万5,000円、タクシー、貸切りバス、運転代行は車両1台につき5万円を給付しているところであります。本日までの申請受理は320件、給付予定額は6,632万円であります。

事業者持続化給付金は、国の持続化給付金の交付決定を受けた市内在住の事業者に対し、市がその給付の1割相当、最大で法人20万円、個人10万円を上乗せしているものであります。本日までの申請受理170件、給付予定額は2,069万円であります。

このほか、県の緊急経営改善支援金がございます。企業活動の自粛要請に協力し、かつ新型コロナウイルスを乗り越えるための経営改善を検討した事業主に対し、法人20万円、個人10万円を交付するものであります。加えて、事業所を賃借する個人に10万円を上乗せして交付しているものであります。6月4日までの県の申請

受理273件、給付予定額4,620万円であります。

これら本市独自の支援に加え、国県それぞれの施策により、特に多くを占める小規模の事業者にとりまして事業継続の一助となる成果があったものと認識しております。

次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用についての御質問ですが、この交付金は令和2年4月7日に閣議決定されました新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、新型コロナウイルス感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るため、緊急経済対策の全ての事項についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、内閣府より創設された交付金であります。

国の補正予算によるもので、第1次の地方創生臨時交付金補正予算計上額は1兆円、交付対象となる事業は緊急経済対策に掲げられた4つの柱、感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発、雇用の維持と事業の継続、次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復、強靱な経済構造の構築のいずれかに該当する国庫補助事業等及び地方単独事業となっております。

市では、4月の議員懇談会、5月の臨時議会及び今6月定例会にて補正予算を計上させていただき、感染防止対策として、市民への周知、マスク配布事業、雇用の維持と事業継続などの経済対策として事業者持続化給付金事業、飲食店等応援給付金事業、山形牛のふるさと地産地消拡大事業、園芸振興作物減収対策事業、プレミアム付商品券事業や市出身学生応援給付金事業などの市単独事業と、休業等に伴う収入の減少により家賃の支払いに困り住居を失うおそれが生じる方々に家賃相当額を支給する生活困窮者自立相談支援事業費等負担金の地方負担分などの各種緊急経済対策事業に取り組んでおりま

す。

なお、地方創生臨時交付金は人口、財政力、新型コロナウイルスの感染状況、国庫補助事業の地方負担額などにに基づき算定されることになっており、新庄市への第1次交付限度額は1億5,828万3,000円となっております。交付金の活用に向け、国に対して既に手続を行っているところであります。

学校休業等が長引いた場合の児童虐待や家庭内暴力に対する本市の現状と取組についてであります。新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策で市内の小中学校が臨時休業となりました。3月2日から5月末日現在までの現状ですが、虐待通告件数は0件で、昨年と同時期と比較すると1件の減少となっております。

また、家庭内暴力に関しては、情報提供を受けたケースが数件ありましたが、迅速に関係機関と連携し、相談、支援対応を行ったところであります。

学校休業中における本市の取組については、特に見守り、支援を必要とする市要保護児童対策地域協議会に登録されている家庭の児童の安否確認を、保育施設等関係機関へ依頼し、家庭状況の把握をいたしました。

さらに、市内小中学校児童においては、学校教育課と連携し、各学校で家庭訪問を行った際に心配される家庭があった場合は、情報共有し協力して対応することとしております。

一時保護を伴う虐待通告などの事案は発生しておりませんが、今後とも関係機関と連携し、支援を必要とする家庭の早期発見、早期対応に努めてまいります。

地域住民への周知方法について御質問ですが、即時性のある市ホームページや、市報、新聞折り込み、全戸配布、チラシといった紙媒体による感染症予防や緊急経済対策の情報発信を行っていました。今後においても緊急時の場合には、地域住民に対し有効な手段を選択し、

速やかに情報提供を行ってまいります。

今回、特に情報提供に当たりましては、第一弾に新聞折り込みを行った後、次に全戸配布を行っているということでもあります。まずは、市の広報ですと月に2回という制限がありますので、いち早く新聞折り込みをやって、その後、正確なチラシを全戸に配布するという二段構えの手段を使わせていただいたところでございます。

また、外出自粛により人との交流ができなく孤独な思いをされた方や、様々な情報があふれどりの情報を信用したらいいかよく分からない状況になった方もおられたかと思えます。そのような市民の不安を受け止める行政としての役割を補完していただいているのが民生委員児童委員の皆さんになりますが、残念ながら、新型コロナウイルスの影響で活動ができない状況にありました。

緊急事態宣言が解除されましたので、当面の活動としましては、対面ではなく、手紙や電話などを活用していただき、対面でお話する必要がある場合、徹底した感染防止策を講じた上で訪問していただくこととしております。

なお、日頃より見守りや声がけをしていただいている世帯で気がかりなことや緊急なことがあった場合などは、成人福祉課へ御連絡いただき、連携しながら対応しております。

外出の機会が減り人と話すことが少なくなっている高齢者の方にとって、民生委員の活動が少しでも人とつながっている安心感を得ていただけるような活動をしてまいります。

また、困り事をお聞きするだけでなく、特に新型コロナに関する正しい情報の発信に努めていただくことも大切な役割と考えております。

これからの新型コロナの状況を見ながらとなりますが、延期をしましてまいりました在宅高齢者基礎調査などの従来からの活動を再開してまいりたいと考えております。

新しい生活様式に沿った活動と正しい情報の

伝達を行い、市民皆様の不安を軽減できるように努めてまいります。

今回の自粛の環境の中でそれぞれ不安な日々を過ごした皆様がおられるわけですが、高齢者の皆様の状況を見ておりますと、自分ひとりだけではなく、全ての人がこのような状況にいるということで、あまり目立ったクレームあるいは相談などがなかったのも、1つの逆の事例だということも御報告させていただきたいと思えます。

全市民への健康対策の支援についてですが、緊急事態宣言が発出され、長期間外出を控えた結果、運動不足、栄養過多あるいは低栄養、持病の悪化、高齢者においてはフレイル、認知機能の低下など、健康二次被害と言われる状況が懸念されております。

宣言解除後においても感染予防を第一としますが、感染症を恐れるあまり自宅に閉じ籠もりがちになり生活が不活発になることは、心と体の免疫力を低下させることにつながります。

国では感染拡大を予防する新しい生活様式を公表し、具体的な実践例を示しております。市としては不安解消に向けて取り組むとともに、新しい生活様式の中で一人一人が自らの生活習慣を見つめ直す好機と捉え、健康をつくり上げる機会に転換していけるよう広く周知を図り、健康や健康相談、健康マイレージ事業などを進めながら、健康づくりを支援してまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う鬱、自殺対策についてですが、このたびの新型コロナウイルス感染症拡大による影響によって全ての人が経験のない不安や恐怖、ストレスを抱える状況となりました。

このような中、緊急事態宣言の発出後、いち早く山形県公認心理師・臨床心理士協会から、感染流行期における心のケアについての助言と資料の提供を受け、広報並びにホームページへの掲載、回覧などにより市民にお知らせするこ

とができました。

また、市が実施するこころの健康相談を、この間も緊急性に配慮し相談の受付を行っております。

今後、感染症の影響の長期化により、抱える問題も変化し、複雑、多様化していくことが想定されます。市民に心の健康について継続して普及啓発を行うとともに、相談者については庁内横断的な情報共有、連携体制の下、複合的な問題に対応できるよう包括的な支援に努めてまいります。

国の特別定額給付金事業についてであります。各市区町村の令和2年4月27日時点における住民基本台帳記録者に対して行われることとなっております。本市でも同日のデータを基に対象者を把握の上、既にオンラインで申請した方などを除いた対象世帯に5月12日に一斉に申請書を発送しました。既に95%の世帯が申請し、順次給付も行っているところであります。

さて、この給付金制度は4月27日を基準に給付対象や給付自治体を決定する仕組みとなっておりますので、御指摘のとおりその翌日以降に生まれたお子さんは給付対象とはなっておりません。恣意的に出生日を決めることは当然できませんが、いずれかの時点で基準に対象か否かを判断することもやむを得ないと考えております。給付金に関しては、国の基準に基づいた事業実施を今後も行ってまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

続いて、感染状況のフェーズに合わせた今後の体制や対応方法であります。本市では平成26年2月に策定しました新庄市新型インフルエンザ等対策行動計画において、未発生期から小康期までの6つのフェーズごとに市が取り組むべき対応策等を定めております。

さらに、平成31年4月に策定しました新庄市業務継続計画新型インフルエンザ等においては、

あらかじめ通常業務に優先順位を決めておくことで、職員や職員の家族が感染し出勤できない状態になった場合でも行政サービスを提供できる態勢を整備しております。

既に市が取り組むべき対応策は策定しておりますが、今回の新型コロナウイルス感染症の発生により、各フェーズに応じた公共施設や小中学校の取扱い、市民の皆様への事業所へお願いしなければならない事項が生じることが判明したため、今後、教育委員会とも調整し、併せて他市の状況も参考にしながら、追加すべき対応策等検討してまいりたいと考えております。

次に、山形県の新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言が5月14日に解除され、新たな感染者も5月5日以降発生しておらず、徐々に物と人の移動が回復しつつある気配が感じられます。

御質問の経済活動の再起動について取り組むべき時期との認識に立ち、5月臨時会にて議決いただいた市独自の経済対策第二弾新庄市プレミアム付商品券事業の実施に向け、現在、事業主体の新庄商工会議所と詰めの作業を行っております。

商品券は2種類で、1つは、登録された取扱店全てで使用できるがんばっぺや商品券、1万3,000円分の商品券を1万円で販売いたします。市内の全世帯にこれを2冊購入可能な引換券を今月下旬に送付予定であります。

もう一つは、取扱店のうち市の飲食店等応援給付金が給付された店舗で使用可能なまげねぞ飲食応援券で、7,500円分の券を5,000円で販売します。こちらは購入希望者にはがきで応募していただき、当せん者に購入引換券を送付します。

双方とも商品券販売時に密集が発生することを避けるため、先着順ではない販売方法を選択したことを御理解願います。

市内での消費を広く喚起して、経済活動の再起動につなげ、沈滞した地域経済の活性化と事

業者の事業継続の一助を図ってまいりますので、よろしくお願いたします。

学校休業等による家庭や教育への影響については教育長より答弁させますので、よろしくお願いたします。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

**高野 博教育長** 議長、高野 博。

**下山准一議長** 教育長高野 博君。

**高野 博教育長** それでは、臨時休業中の学習や体力についての現状と対策についてお答えいたします。

本市においては、3月2日から臨時休業とし、5月18日から段階的に学校再開を行っております。臨時休業中は一人一人に課題を配布したり、有効なサイトなどの情報を提供したりしながら、学習の支援をしております。

特に4月は新しい教科書や教材を使った課題を取り入れ、意欲を持ちながら学習できるようにしました。

また、規則正しい生活を送り、学習時間を確保するため、家庭学習の計画表を作るなどの指導を行ってきました。

体力につきましては、臨時休業中、外出を自粛していたこともあり、運動する機会が少なくなったため、家庭でできる運動を紹介するプリントやメールなどで情報を提供してきました。

学校再開後も運動不足による体力の低下が見られることから、活動中のけがを防止するため、体育や部活動については無理をせず段階的に運動量を増やしております。

臨時休業や外出の自粛によるスマホ依存、ゲーム依存につきましては、スマホやゲームの時間が長く課題になった事案や生活リズムが崩れた事案が一部ありました。対策としては、家庭の生活について記録をし振り返るカードを活用したり、お便りなどで保護者に対して協力を依頼したりしました。

今後も規則正しい生活習慣を維持し、スマホ

やゲームについて家庭のルールを守り使用するよう指導してまいります。

以上でございます。

**7 番（山科春美議員）** 議長、山科春美。

**下山准一議長** 山科春美さん。

**7 番（山科春美議員）** 質問も長くなってしまって、御答弁も本当にたくさんしていただきまして、ありがとうございます。

いろいろ市の職員の方々本当に頑張ってくさっているのだなと思ひまして、本当にありがたいなというふうに思ひました。

今、本当にどこで、自治体の中でどこが困っているのかということも十分に把握されておられて、そして、その対応策を考えていらっしゃるのだなというふうに思ひました。

また、市役所で、もしものときですけれども、そういう感染者が発生したときの対応ももう以前から考えていらっしやっていたので、本当に何かありましたとき即座の対応をよろしくお願いたします。

あと、経済対策のところも本当にいろいろな経済対策ということで、何度もお話しさせていただいております。

今の経済対策のところですが、テレワークなどの普及によって大都市圏に本社があっても、例えば新庄でも居住しながら仕事ができるみたいな、何かAmazonの会社に勤めるとかそういった方も、知っている方でいたのだけれども、U I Jターンを推進する契機になることもこれから出てくるんじゃないかと思うのですけれども、ちょっとそのあたりはどのようにお考えでしょうか。

**渡辺安志総合政策課長** 議長、渡辺安志。

**下山准一議長** 総合政策課長渡辺安志君。

**渡辺安志総合政策課長** ただいま山科議員のほうから、テレワークのことでU I Jターンにつながるんじゃないかということで、移住のほうになるんじゃないかなんていう形があるのですけ

れども、確かにテレワークということで場所を選ばずできるという、そうした1つの新しい生活様式の中で話題になってきているなどは思っておりますが、そのためにこれから5Gとかかわれる様々な通信回線が整備されたりとか何かされると思うのですけれども、そういった動向を見ながら、我々、移住定住に関する施策のほうにおいても十分注視しながら、そういった可能性というのは探っていきたいなと思っております。よろしくお願ひします。

**7 番（山科春美議員）** 議長、山科春美。

**下山准一議長** 山科春美さん。

**7 番（山科春美議員）** ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

地方創生臨時交付金の具体的な活用も本当にこれからまた検討していくところでありますけれども、ぜひよきものに使われるかと思ひますが、すごく期待しております。

あと、学校のところですが、やはり市内の外出自粛などで子供たちの体力に影響がなかったのかということですが、ちょっと市内の、自分のところもそうなのですけれども、あちこちでブランコとか滑り台とかが使えない状態になっているところも一部あるように思うのですけれども、多分3月とか4月時点で雪が解けて、そしてブランコを設置しようというところですが、今ちょっと遊ぶことによって密になるということでもまだブランコをつけていないみたいなのもあると思うのですけれども、そのあたりは町内ごとの対応なのかもしれないのですが、ぜひ子供たちもこれからどんどん遊べると思ひますので、市からも呼びかけをお願ひしたいなと思うのですが、いかがでしょうか。

**長沢祐二都市整備課長** 議長、長沢祐二。

**下山准一議長** 都市整備課長長沢祐二君。

**長沢祐二都市整備課長** 公園の遊具の活用ということで、春の準備の期間のときにコロナウイルス感染予防ということで遅れた部分があるので

はないかというふうなことで御質問いただいたところですが、市の都市公園につきましては、管理のほうに指示いたしまして、遊具の活用については利用できるような態勢を整えているところでございました。

町内の遊具に関しましては、それぞれの町内の中で動いているところもございまして、そちらにつきましては町内ごとの対応となっている部分もあるかと思ひますので、御理解いただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

**7 番（山科春美議員）** 議長、山科春美。

**下山准一議長** 山科春美さん。

**7 番（山科春美議員）** 学校のところだったのでしたけれども、やはり異例の長期休校によりまして、子供たちも学力も影響を受けているということで、数学とか英語の積み重ねの授業などはもう3か月もやらないと忘れてしまうみたいなのもあって、また学校のよさというか、やはり友達の頑張りとか先生方の情熱から受ける刺激が何よりも大事だったという声がありましたので、ぜひ……学校休業とか外出自粛のところですが、これから何か起きたときでも、そういった対応もぜひしていただければありがたいと思ひます。

あと、コロナいじめみたいなのも、ほかの地域ですけれどもあるようで、原発事故などで避難した子供に原発避難いじめみたいなのがあったみたいなのもあって、何か医療関係者のところのお子さんたちがそういったことを言われているみたいなのもあったので、そういったことがないように、また、大人の配慮に欠ける言動を子供たちが聞いていて、それを言うてしまうみたいなのもあると思ひますので、そのあたり気をつけていただきたいというふうに思ひます。

あと、もう時間がなくなってきましたので、地域コミュニティーのところですが、何が不安かということで、やはり自分の家から出

したくないんだと、みんなに迷惑かけるし、何か本当に困ると感じる感じで、そういうことで自と他を分ける人間不信みたいな感じになってしまっているところがあるので、やはりそういうふうに分ける自分を守るというふうになってしまうのだと思うのですけれども、ぜひいろんな取組をされているかと思いますが、そのあたり、心のケアのところも頑張っていたいただきたいなと思います。

すみません。ちょっと時間なので、最後、結論という形になるのですけれども、今本当に現代のようにグローバル化した時代で、世界は今すごくアメリカとか中国とか、コロナ問題、香港問題、台湾問題に関して米中の関係が緊張状態にある中、それに伴う関連事業、市内の中国関連の事業とか中国関係の取引のある事業とかそういったところもちょうど大変なこともあると思うのですが、そのあたりのところは大丈夫でしょうか。

**柏倉敏彦商工観光課長 議長、柏倉敏彦。**

**下山准一議長 商工観光課長柏倉敏彦君。**

**柏倉敏彦商工観光課長** ただいまの中国関連の影響で企業のほうに影響がないかというふうな御質問でございましたが、融資制度の中でセーフティーネットの融資を実行しておりますけれども、その中での関連の影響で記載されていた、中国からの部材が入らないというふうなこの理由を書かれた業者が3社ございます。

業種につきましては建築業、それから照明器具の製造、それからワイヤーハーネスの製造といったことで、この3社の方がそういった影響があるんだということを書かれておりましたけれども、現在のところは、そちらのほうは少しずつではありますが改善の方向に向かっているようなことをお聞きしておりますので、今後はいい方向に向いてくるのではないかなというふうに思っております。よろしくお願ひします。

**7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。**

**下山准一議長 山科春美さん。**

**7 番（山科春美議員）** ありがとうございます。

本当に世界の流れがこの地域にも直結しているところもいっぱいありますので、かじ取りは本当に難しいと思いますけれども、いろいろな対応を頑張っていたいただきたいなと思います。

今回の事態の収束は数か月で終わるわけではなくて、過去の感染症の例から数年かかると言われており、感染症対策と給付金などの支援のみでは国家的な危機を乗り越えることはできません。繰り返しになりますけれども、過度な休業要請や外出自粛、学校休業等は経済と社会に壊滅的な打撃をもたらす、国家財政の破綻にもつながっていきます。やはり今大事なことは、新型コロナウイルスへの過度な恐怖心に打ちかって、感染症対策と経済の両立に向けて英知を結集して取り組むことが大事だと思います。

また、民間の経営者の皆さんも、本当に先の見通しがつかない中、何とかしなければと今現在頑張っておられるようです。コロナウイルスと共存しながら、知恵を絞ってサバイバルして経済活動を進めていこうと頑張っておられるようです。

個人としては、本当に体を大事にして免疫力を高めつつ、知恵を絞って経済活動を再開しなければ、本当に大変な状況になると思います。今、成熟社会の中で個人主義が広がってきていると言われておりますが、コロナ禍の中で人と人との関わりがなくなるとか仕事ができなくなるとか学校に行けないということが続き、家族の絆、地域の絆、友人がいること、共に学べるということがいかに大切かということをお思い出されたこともあったと思います。

上手に感染予防もしながら、信頼関係を取り戻しつつ、助け合ってこのコロナ禍を官民一体となって乗り切っていけたらと思います。ぜひ市長、皆様方におかれましても、市民の生活と安全を守るために、経済的にも社会的にも安心

して暮らせるまちづくりに向けてぜひ有効な施策を進めていただくことをお願いしまして、本質問を終わらせていただきます。

**下山准一議長** ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時46分 休憩

午後 1時00分 開議

**下山准一議長** 休憩を解いて再開いたします。

### 小嶋富弥議員の質問

**下山准一議長** 次に、小嶋富弥君。

(15番小嶋富弥議員登壇)

**15番(小嶋富弥議員)** 議長にお願いします。私、政府からもらったアベノマスクをしていましたけれども、やはり息苦しくて、ソーシャルディスタンスの範囲内だと思いますので、マスクを取っての発言は許可いただけないでしょうか。

**下山准一議長** はい、許可いたします。

**15番(小嶋富弥議員)** ありがとうございます。それでは、滑舌が悪いものですから、ありがとうございます。

令和2年6月定例議会一般質問、午後からの質問者、議席番号15番起新の会の小嶋富弥であります。ひとつよろしく願い申し上げます。

今日、国内はもとより地球規模に感染の終息のつかない新型コロナ禍についてお尋ねしたいと思います。

午前中にもこれらに関してお二人から質問がありました。私も市民から負託を受けた議員の1人として、別の観点から通告に従いましてお伺いしたいと思います。

まず初めに、特別定額給付金についてであります。

国では12兆7,344億1,400万円、事務費1,458億7,900万円と、とてつもない金額の補正予算を計上し、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計の支援を行うため、基準日において住民基本台帳に記録されておる人に1人10万円給付の事業であります。

この給付事業費は、政府、実施主体は市町村で、新聞やテレビ等は自治体間の給付のスピード競争をあおった報道がなされました。当市では5月中旬の頭から給付金の手続書が送付され、郵送で申請書類を提出した市民には5月の19日から振り込まれたと認識しております。振込はスピード感のある対応であると評価するものであります。

国もマスコミなど、マイナンバーカード所有者がオンライン申請するとより早い給付とのことで、鳴り物入りでうたっておったわけですが、各市で問題が多く取りやめた自治体が多数あると伺っております。

一般の臨時議会でも、これらについて議員の質問で答えられましたが、改めてその後の経過を含めまして、過程と現況についてお尋ねいたすものであります。

また、併せて市内の飲食店等応援給付金事業についても同様にお伺いいたすものであります。

次に、学校関係についてお伺いいたします。

見えざる感染菌拡大予防のため、安倍総理は全国の小中、特別支援学校の3月2日から春休み明けまでの臨時休校を要請されました。しかし、なかなか解除が進まず、長期休校が余儀なく、ようやく市においては5月18日から5月22日まで週3回半程度の分散登校を開始し、6月1日から一斉登校通学を開始いたしました。

その間、卒業式、入学式など今までの慣例でない方法を余儀なくされ、現場を預かる先生方、関係者の方々は、感染予防対策を講じながら再開を目指し大変な御苦勞をなされたものと思っております。

通年より遅い学校再開なのですが、積み残した学習年度内完了の原則措置等の課題が山積しておるものだと思います。先生方も座席の配置の工夫、ソーシャルディスタンスの確保、児童生徒のコンディションの状況等踏まえながらの疲労感も増しておるのではないのでしょうか。

通年行ってきた運動会、修学旅行、部活の指導、その他学校行事の進め方など、そして、保護者間での学習の遅れの心配と不安も強まっておるものと思います。

異常的事態の今日において、当市におけるところの今年度のこれからの教育行政をどう図られていくのでしょうか、お尋ねいたします。

次に、3点目の質問を行います。

最上地方唯一の地域医療の主軸を担っておる県立新庄病院に関して伺います。

この病院は昭和27年、社会保険協会所属の社会保険における旧町立新庄病院が県に移管され、山形県立新庄病院として発足したと伺っております。その基となすには、新庄出身の当時の副知事高山政夫氏の努力があればこそと聞き及んでおります。

それからまた、一時この病院の運営主体の見直しが問題になりましたが、最上の医療体制を考える会の組織を立ち上げ反対をし、当時の知事が新庄病院を県立で維持することを表明した経過があります。

2015年1月、山尾市長ら最上管内の首長が県知事と懇談し、老朽化早期改築を要望いたし、2016年度、県は県立新庄病院改築整備基本構想を策定し、同年の11月30日、県は現在地から全面移転の方向を明らかにし、移転先として新庄富士通ゼネラル跡地に最上地方の首長、県議をはじめ関係者が要望し、2023年の秋に開院の整備事業が図られましたことは、まさに記憶に新しいところであります。最上に住む我々は心強く喜んで期待しておるわけです。

しかし、ここに来て新型コロナ感染問題が起き、大変な思いの暮らしを余儀なくされておるわけです。新たにできる新病院の感染症の体制、感染時の受入れ、また検査、病床数、治療等は、地域に生きる市民にとっては安全安心な地域医療がとつてもとつても大事なことは申すまでもありません。

そこで、これらの話合いの協議、要請要望は、市としてどう取り組んできたのでしょうか、伺います。

次に、4番目の質問をいたします。

新型コロナウイルスの緊急事態宣言の解除がなされましたが、感染菌がなくなったわけではありません。これからは当分気を緩めず、防止対策を講じながらの政策が余儀なく進むものと思います。

当然、この現状に合う働き方も新型コロナウイルスの社会情勢に対応しなければなりませんし、現に国内だけでなくグローバルにそのような変化が、ICT、AIの活用で会社ファーストから生活ファーストに移ろうとしております。それはテレワーク、リモートワーク、すなわち在宅勤務の導入が進んでおるからであります。

東京の都心のオフィスの移動が大変減少しておるそうです。新型コロナウイルスの感染症の心配で、人口の密集し、3密の可能性の高い大都会で暮らすより、自然環境のよい地方が安全安心で在宅勤務ができると思うからであります。ウイルスの感染拡大を機に、日本の大企業は在宅勤務を前提に協議定義書を示し、労働時間でなく成果で評価する働き方改革を進めていく流れであります。これをジョブ型雇用というそうです。

また、在宅専用の採用の企業も既にできていると聞いております。働く場所を選ばない在宅勤務が定着すれば、多様な人材を獲得できると企業は考えておる時代となります。

そのような考えの人々がこれからは増すもの

と思うのであります。高速通信網を完備したサテライトオフィス、空き家をリノベーションし当市の行政としてはこれら大きな社会変化の受皿の施策を取り入れ、新たなまちづくりを再考してはいかがでしょうか。

これらについてお伺いします。お聞かせください。

以上で、私が通告いたしました質問でありますので、御答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**下山准一議長** 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、小嶋市議の御質問にお答えさせていただきます。

2番目の臨時休校、学校再開についての質問については教育長より答弁させますので、ほかのことの質問をお答えさせていただきます。

初めに、特別定額給付金に関し、本市では5月1日からオンライン受付を開始し、同12日には対象世帯に対する申請書の発送を行いました。12日以降は市役所西庁舎に特別定額給付金室を設け、土日も含めて受付や問合せ対応を行ったほか、膨大な事務が発生する申請書準備から受付初期段階までは全庁的に職員を動員して対応に当たりました。

なお、給付費と給付に係る関連経費については、全額国の補助金で賄われることになっております。

申請に関してはオンライン申請、郵送申請、いずれにも記載事項や添付書類などの不備が見受けられましたが、その都度電話連絡などを行いながら対応しており、大きな問題はなくここまで事業が進んでおります。

給付金の振込はオンライン受付分が5月8日から、郵送受付分が5月19日から行っており、給付対象およそ1万4,000世帯のうち95%の世帯へ振込も終了しております。

現在は、数は減ってきたものの申請者の郵送はまだ続いており、受付期間も郵送による申請受付が3か月間と国が定めていることから、本市では8月14日までとなります。今後も円滑に事務を行うとともに、未申請者への対応も検討していくことにしております。

また、飲食店等応援給付金は、経済的な影響が特に大きい業種の事業者に市が独自に給付する制度であります。給付額は、飲食店及び旅行業が1店舗につき15万円、配達、持ち帰りサービスを実施する飲食店に3万円を上乗せしております。ホテル、旅館は定員数1名につき1万5,000円、タクシー、貸切りバス、運転代行営業車両1台につき5万円を給付しているところであります。

本日まで申請受理320件、給付予定額は6,632万円であり、特に小規模な事業者の事業継続の一助とすることができたのではないかと認識しておりますので、よろしくお伺いいたします。

次に、県立病院の改築後の感染症対応に関する御質問であります。新庄病院では改築後に感染症病床を4床とする計画とされております。このたびの新型コロナウイルス感染症の発生を受け、感染症病床を増床することや、感染症分野の診療を強化することにつきましては、県が主体的に検討するものであります。新庄病院からは、改築後に新たな感染症が発生した場合は、この4床のほかに特定の病棟を感染症専用の病棟に変更して対応する予定であると伺っております。本市としましても、県とともに地域の基幹病院として地域住民の安心安全を確保してまいりたいと考えております。

次に、パンデミックの全国解除の後であります。緊急事態宣言の解除を受けて、現在、人と物の動きが回復しつつあるように見受けられる状況ではありますが、これが新型コロナウイルス感染症拡大以前の姿に戻るといってよくなく、御質問の内容にありますように、働き方の形の

変化、新たな社会基盤に向かうということであると考えております。

既に、市庁舎内においても、県や外部機関との間でウェブ会議を開催するなどの従来なかった動きが出てきております。今後の市の施策として、市内企業のテレワーク、リモートワークの推進などを支援していくことで、市内企業の生産性向上や人材確保につなげていくという1つの方向性が考えられると思います。

また、企業が新型コロナウイルスの問題を踏まえて、海外から国内への回帰や都市部から地方への移転など、リスク分散を意識した設備投資をする兆しが出てきております。テレワークなどの進展も相まって、県外企業のサテライトオフィス立地などの新たな投資を本市に呼び込む可能性について検討してまいりたいと考えております。

臨時休校、学校再開等については教育長に答弁させますので、以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

**高野 博教育長** 議長、高野 博。

**下山准一議長** 教育長高野 博君。

**高野 博教育長** それでは、3月2日からの臨時休業後、学校再開に伴う教育活動及び教育課程の変更などについてお答えいたします。

本市においては、5月18日から段階的に学校再開を行っております。3月からの臨時休業の影響により一部未履修が生じましたが、家庭学習の課題や5月の登校日で学習したり、新年度の単元に組み込んだりしながら対応をしてまいりました。

教育課程につきましては、児童生徒や教職員の負担を考慮した年間指導計画の見直しを行い、夏休みを縮小したり行事を精選したりするとともに、様々な指導の工夫をしながら標準となる時数を確保して、年度内に学習が完了するように努めております。

学校行事につきましては、児童生徒にとって

集団と関わり体験的な活動を通して成長する大切な教育活動と捉えております。主なものとして、運動会は延期し2学期に実施することになります。また、修学旅行は時期や場所について現在検討しております。その他予定している行事は、今後の状況を踏まえながら実施の有無や持ち方について判断をしております。

部活動につきましては、5月25日より感染防止対策を講じながら制約のある活動として実施しておりますが、6月からは臨時休業前と同程度の回数を行い、段階的に活動の量を増やしております。今後、対外試合の実施については感染の状況や県の方針を参考にしながら判断してまいります。

以上であります。

**15番（小嶋富弥議員）** 議長、小嶋富弥。

**下山准一議長** 小嶋富弥君。

**15番（小嶋富弥議員）** じゃ、再質問します。

定額給付金に関しては非常にスムーズじゃなかったかなと思っております。皆さん方の努力が出たのじゃないかなと思っております。

先日、ある人からこんなことを言われました。近所に住む90ぐらいのちょっと耳の遠い方が、市役所から電話来たと。ちょっと分からなくて、ああ、どこだべやという問合せがあって、その方が伺ったそうです。

そうしたら、休みの日に電話来たと。言ってみれば、申請の不備があったのですけれども、今、世間でいろいろ電話詐欺とかオレオレ詐欺とかあるから敏感になっているから、普通、行政は休みのとき来ねえはずだなということで、その相談を受けた方が役所の電話か出向いたか定かでなかったのですけれども、行ってそういうことだと言ったら、要するに申請書は出したんだけど、銀行振込のコピーがつけられなかったものだから、どうだと行政のほうから親切な問合せだったみたいなんです。

それで、私が聞いたその知人の話には、「い

やあ、すごいね。土日もこうやって頑張ってるんだから」。普通公務員は土日なんか休みなわけで、その方も公務員上がりの方だったけれども、非常に喜ばれたと。頑張ったなというようなことなのです。

国では100%くださいよと。チェックですね。要らない人にはチェックしろということで、聞くと、何か理解できないで間違ったとかというようなことがほかの地域であったそうだけれども、新庄市では、例えばチェックして、素直にこの方は要らないんだなというように対処なされたのか。

ほかのところに聞きますと、本当に要らねえかももう一回確認したと、行政のほうで確認したというようなことがあるんですね。そういう点もどのように、やったと思うのだけれども、どういうふうな取り計らいをなさってくれたかなということ。

あとは、97%という高い進捗率で、皆さん、もらったとか使ったわとか税金払ったわという方が結構おるんですけども、あとの3%、100ということを目指す方法に対してはどのような、これからさらにするには、皆さんどういうふうな努力なさるのかなと。

鶴岡では民生児童委員がもらわない方と一緒に行って、その方が、こういうふうなことでもらえるからということで、手取り足取りという言葉がいいか悪いかわからないけれども、親切というようなことでやっているのですけれども。

あと3%ぐらいだと思うんです、当市の100%になるのに。そういったことに対して、今後どのように取り計らわれるのかなというふうなことをお聞きいたします。

**柏倉敏彦商工観光課長** 議長、柏倉敏彦。

**下山准一議長** 商工観光課長柏倉敏彦君。

**柏倉敏彦商工観光課長** 特別定額給付金に係る申請の不備等の件と、もう一点、残り5%の方のこれからの申請の在り方というか仕方というこ

とで御質問いただきました。

特別定額給付金の申請書のチェック欄、結構四角があつて紛らわしかったということもございまして、そちらにつきましては、口座番号を記載していなかった方でバツをつけた方につきましては、そちらも一応確認しまして、必要ないというふうなことで確認しまして、その方には給付していないという事例もございます。

あとの方につきましては、口座番号もきちんと書かれておりまして、通帳の写しもあると。でも、間違つてチェックしたのじゃないかということもありましたので、そちらの方につきましては確認の上、給付を行ったという事例もございます。

そちら不備につきましては個々に電話等で対応しまして、申請書の出し直し、訂正をしていただきながら給付を行ったということでございます。

残り5%の方につきましては、今後、まだ申請していない方のアプローチでありますけれども、制度を知らなかったとかまた申請方法が分からなかったということはないように、広報等による周知はもちろんでありますけれども、人によっては直接相対して説明する場合も出てくるのかなというふうに考えております。まずは、今まだ申請していない方の世帯状況等を確認しまして、関係課とも連携をしながら適切に対処してまいりたいと考えております。

未申請者の接触を民生委員へ一律にお願いするという事は考えておりませんが、個別に協力を願う場面もあるかと思っておりますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

以上です。

**15番(小嶋富弥議員)** 議長、小嶋富弥。

**下山准一議長** 小嶋富弥君。

**15番(小嶋富弥議員)** いがったやあ。聞いて安心した。きめ細かくやってくれるんだと。

やはり分からない人がおるわけですね。弱者

という言葉がいか悪いか分からないけれども、やはりそういう人たちにやって、もらってまたそのお金で地域経済に寄与するというようなこともあると思いますので、ひとつ残された3か月間以内で、国なんかには返さないで全部渡すように頑張ってもらえば大変ありがたいなと思います。今後もよろしくお願ひしたいと思います。

あと、これと同じように、飲食店応援給付金、これは今年雪が少なく、建設業に携わる人が金を使わなくて、そういう当てにしている商売の方々が悲鳴を上げたと。何とかコロナ対策で行政のほうで手厚いのができませんかという、たまたま私が3月の定例議会の一般質問のこの場でお願ひした経過がございまして、そういうことも含めて進めてもらったのかなというように、テークアウトしたところにプラス3万円で、そば食いにいったらある店では「もらったわ」ということで、その店の主人は10万円の給付があったかも分かりませんが、今まで家族で来て食べた以上に、このたびは一品、店の注文の品数が多くなったというようなことを聞いておりますし、新庄市独自の政策がやはりここに成果が果たしているような気がしてよかったですなと思っております。

それで、飲食店の事業、いいんだけど線引き、「私んところでなして来ねえなや」とか「私、同じようなこと来ねえ」だかというような、趣旨を理解されない方がおったかどうか分かりませんが、そういった苦情とかそういう問合せ、行政のほうではなかったでしょうか。そうした場合の対応というのはどのようになされたか。また、その方々の、今年度いっぱいまで救済等はできるようなお考えはないのでしょうか。その辺どうなんでしょうか、お聞かせ願ひしたいと思います。

**柏倉敏彦商工観光課長** 議長、柏倉敏彦。

**下山准一議長** 商工観光課長柏倉敏彦君。

**柏倉敏彦商工観光課長** 飲食店等応援給付金に関

する御質問でありました。

確かに今回の飲食店等応援給付金につきましては、特に影響を受けた業種ということで、2月、3月から送迎会や歓迎会、それから学校の卒業式等の行事がなくなったということも大きく影響しております、特に飲食店等に限定したものでございます。

また、この飲食店に限定したという背景には、国の3密を防ぐというふうな観点から、そうした線引きをさせていただきました。

確かに、この飲食店等応援給付金から外れた業種の方々にはかなりなぜというようなことで、役所のほうにもかなり問合せ、苦情の電話もいただきました。しかしながら、今回の応援給付金につきましては、そちらの特に影響を受けた業種ということで線引きをさせていただいたということを御説明いたしまして、理解はしていただけなかったかもしれませんが、そういった対応をさせていただいたところでございます。

また、対象でない業種への範囲の拡大という御質問でございますが、こちらにつきましてはすぐにしますというふうなことはお答えできませんので、庁内、それから今後の経過を見ながら検討してまいりたいというふうに考えております。よろしくお願ひします。

**15番（小嶋富弥議員）** 議長、小嶋富弥。

**下山准一議長** 小嶋富弥君。

**15番（小嶋富弥議員）** 大変きめ細かく御努力なさっておるなというような、店側からの感じと今の行政側の答弁いただきました。ひとつ地域経済、何とか頑張ってもらうようにお願ひしたいと思います。

それでは、学校のほうにお聞きいたします。

前代未聞のことで大変だと思いますけれども、今回はこれからどうするかということをお聞きしたわけですけれども、やはり問題は学びの機会の確保と子供たちの心身の健康が一番優先するようなことではないでしょうか。

子供たちも学校給食再開して非常に喜んでおりますし、新庄市の場合は夏休み、これからお聞きしますけれども、恐らく授業確保のため夏休みの延長とかその辺はどのようなことなんでしょうかね。

新庄市では去年全学校にエアコンを入れたということは、こんなことを予想していなかったけれども、今となっては非常にタイムリーな行政の頑張りではないかなと思っておりますし、あと、学校の夏休みと、やはり子供たちの部活の大会の場をどうするか。

これは県の方針もそうでしょうけれども、その地区地区の教育委員会的な考えで地区の大会は可能で、鶴岡かどこかがもう発表していますね、やろうと、地区大会をやると。やはり3密を防ぎながら、大変でしょうけれども、この夏休みの延長はどう考えているか。また、地区の部活の大会を開くことができないかというようなことをお聞きします。

ぜひ個人的には、子供たち部活も従来どおりやったというふうな今お答えいただいたけれども、その大会の場をぜひ、ほかの地域はやめたところもあるみたいだけれども、やるという地域もあるみたいだけれども、それは決断だと思うんです。その辺のここの地区の教育としてどのように、やはりこれは決断だと思うんです、決断。ぜひひとつ子供たちのことを思えば再開してやってもらいたいと思うんですけれども、いかがなんでしょうか。

**高橋昭一** 学校教育課長 議長、高橋昭一。

**下山准一** 議長 学校教育課長高橋昭一君。

**高橋昭一** 学校教育課長 初めに、臨時休業等の影響で今後の学校再開の教育活動についてということですが、夏休みにつきましては、8月7日、8日からする学校が8校、終わりが8月16日か17日までと短くなっております。例年7月の末から夏休みに入りますが、8月の1週目は授業日ということで各学校計画しており

ます。

いずれにしても授業時間の確保ということで、詰め込みにならないように日数も確保して履修ができるようにということの配慮でございますので、御理解いただきたいと思っております。

次に、部活動につきましては、現在、感染防止ということで様々な制約をしながらの活動をしているところでございます。今後、県の方針を受けまして対人とか、それからその制約もだんだん緩くなっていくのかなと思っております。その県の方針を参考にしながら、部活動の活動の中身について今後方針を示していきたいと考えております。

大会につきましては、議員おっしゃるように、最終的には県内11地区のほとんどが今地区大会を中止したということがありますが、最上については中体連の連盟のほうでまだ判断は6月末までにすると言っていることを伺っております。それも部活動のいわゆる活動の中身とか対外試合ができるかどうかも踏まえて判断するものと思っておりますので、市としましては、その県の方針を受けて活動についてこれから示してまいります。

**高野 博** 教育長 議長、高野 博。

**下山准一** 議長 教育長高野 博君。

**高野 博** 教育長 ただいまの部活動の大会のことについて補足をさせていただきたいと思えます。

今、課長が話をしたように、最上地区とそれから鶴岡田川、この2地区だけが大会をやる方向で、できればしたいというふうなことで決めているところです。あとは全部中止です。

それで、最上地区の中体連のほうでは条件がありまして、6月末までに、対外試合して駄目だとか、そういう県の一応方針がある以上は練習もままならないし、それから子供たちの体力とかけがのことも心配なので、そこはその県の部活動方針、対外試合についてのよしあしがそれまでの間には多分出るのではないかというふ

うなことで、それを待って、私たち新庄市教育委員会も、医学的見地で県のほうでいろいろ判断されることですので、それをもって私たちも判断していきたいなと思います。

ただ、県の高野連のほうで7月10日から高校のほうで大会をやると、代替試合をやるということがありますので、そんな動きもありますので、県のほうでも動きがあるのかなということ、それを待っているところでもありますので、子供たちの、議員おっしゃるように、本当に中学3年生にとって何かけじめとかそういうようなことも含めて、その気持ちは中学校の先生方もそのように何かしてあげたいという気持ちは持っているようですので、併せて私たちとともに一緒に考えていければと思います。

以上です。

**15番(小嶋富弥議員)** 議長、小嶋富弥。

**下山准一議長** 小嶋富弥君。

**15番(小嶋富弥議員)** ぜひさせてあげたいし、今の教育長の思いも同じような思いだと思うのですが、条件がなかなかそろわないというようなことだろうと思いますけれども、決断をしていただいて、何か子供たちに思い出づくり等をしてもらえばありがたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次、県病についてお伺ひします。

県病が新しくなって非常に私どもも期待しております。それで、新しい病院は従来よりもベッド数が少なくなって診療科目が非常に増えていますね。その中で、今の感染症病床が6床で、今度新しくなる感染症が4床なんです。

コロナでないときはそれでもよかったのですが、5月1日の山形新聞に、県立新庄病院の改築事業設計業務1か月延長というように出ました。私の憶測するところによると、これはコロナが出たから、そのためにこの設計業務を1か月延長したのではないかなというように、私の個人の思いです。

それでインターネットで県立病院を調べてみました。やはり病床数が総体的に少ないですね。全部で325床なんです。地域救急センターが10床、地域包括ケア病床が50床、その他が261床で、感染症が4床と。これではやはり誰見ても、えっ、基幹病院がこれではどこに行くんでしょうかと。

やはり重篤とか重症になった場合には、いきなり日本海病院か県中なんです。あとは山形県では公立置賜、ここの中核県立病院が全然なっていない。ここは2次医療の拠点でしょうから、3次医療にはなっていないんでしょうけれども。これではやはり命の安全安心というふうなことでというような思いなんです。

今、工事のほうも始まっていますけれども、この医療をするには、医療対策協議会というものがこの地域であっていろいろ県との打合せをやっていると私は認識していますけれども、この辺に関しては、コロナが進んでこの最上地域の医療のことを考えたら、そういったものの会議とか市のほうでそういったものを要請して、どうなってますかというふうなことをお聞きになるようなことはできないんでしょうかね。

**田宮真人健康課長** 議長、田宮真人。

**下山准一議長** 健康課長田宮真人君。

**田宮真人健康課長** 昨年9月に公表されました県立新庄病院の改築整備基本計画では、先ほど市長答弁のほうでもございましたが、改築後の感染病床数については4床となっているところでございます。

このたびのコロナウイルスを受けまして、県においても感染症病床も含めた感染症対策を検討しているのではないかとということで推察していただるところではありますが、県立新庄病院からは、感染症病床の部分については、このたびの発生においては既存病棟を感染症専用病棟に転用し対応しておったということで、今後においても感染症病床そのものを増やすのではなく、

今回と同じような形で既存病棟の運用で対応していく方向性で検討しているとお聞きしたところでございます。

また、今、議員からありました5月の新聞報道で県立新庄病院の設計業務が1か月延長となった部分でございますが、こちらのほうも県立新庄病院からは、設計そのものは東京都の設計業者に依頼しているというお話でしたが、コロナウイルスの影響によりテレワークなどで、設計の経費を見積りするための相手業者のほうもテレワークということで、なかなかその部分で業務が進んでいかないということで、設計についてはコロナによる社会情勢の変化で遅れているだけというような形でお聞きしているところでございます。

また、県立新庄病院全体の病床数の削減につきましては、これは地域医療構想、県の地域医療構想に基づいて最上地域の病床数のあるべき姿、適正な数ということで、先ほど議員がおっしゃいましたとおり、全体で改築後は325床にする予定となっているところでございます。

また、最上地域保健医療対策協議会のお話がございました。協議会のほうは地域の関係者が集いまして、地域医療の向上を目指し取り組んでおるところでございます。協議会の中には県も参画しておりますので、地域医療の充実を図るため、これまでも意見交換、情報共有を行ってまいりました。今後についてもそのような形で行っていきたいと考えておりますが、本年度もう既に4月から始まっておりますが、地域対策協議会の事業については、現在、コロナウイルスの影響により停滞しているところなんです。今後、緊急事態宣言も解除されましたので、事業の実施に向かって取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

15番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

下山准一議長 小嶋富弥君。

15番（小嶋富弥議員） 感染症がなかったら非

常に県立病院の充実はあるんですね。診療科目も結構増えて、緩和ケア内科、血液内科、精神科、心療内科、歯科、救急科、リハビリテーション科と27科に科が増えて、非常に地域の皆さんの声が届いてよかったなと思うんだけど、いかんせんこのコロナが発生して、いやあおっかねえなあ、困ったな、どうすんだべなということから、新聞報道にてコロナの感染症を新庄でやっていただくというようなことで来たんだけど、現状はなかなかそうでないと。4床しかないというようなことで、今より2つも減って困ったなと。おっきなどうすんだべ。皆、中央病院とかあっちの日本海にやられるんだべかなと。

せつかくの新しい病院の機能が果たしてもらえなかったら心配だなということでお聞きしたわけでありまして、やはりこういった点も今後、医療協議会等を通じて、こういう市民の声、地域の声をひとつ反映していただきたいなど。やはり山形県ひとしく命は同じに医療の安全をするのが、やはり山形県民はひとしく受ける恩恵もあるわけですので、ひとつ今後ともよろしくお願いしたいと思います。

あと、4番目のテレワークとかいろいろこれからの時代だというようなことで、例えば、今、まゆの郷で第3棟ですか、診断やっていますね。あそこを思い切って通信網の整備をやってテレワークのオフィス等を造って、そして呼び込むというようなことも、これからの行政の企業誘致の1つの在り方ではないかなと思います。

その前に、やはりそういう企業を呼ぶには、行政の方々がテレワークを新庄市ではやるとかフレックス勤務を職員がやると。そして、行政自らがそういうふうに行っている地域だから、皆さん、新庄市は受皿が十分ですよというようなことも1つ可能ではないかなと思うんですけども、やはりそういった将来に向かって職員がテレワークできるとかフレックスタイムを導

入して、必ずしもお客さんと対面して紙を使って判こを使うだけの業務ではないような気がしますけれども、そういったことで今すぐ、私が言ったから、はい、分かりましたなんていう答えは期待もしていませんけれども、そういった考えについて、総務課長いかがでしょうか。

**関 宏之総務課長** 議長、関 宏之。

**下山准一議長** 総務課長関 宏之君。

**関 宏之総務課長** テレワークやリモートワークというのは、やはり職種によってちょっとやりやすいところとやりにくいところはあるとは思いますが、この新型コロナウイルスの影響というものがこれらのテレワークやリモートワークというものの進展に拍車をかけたような感じもします。

これら様々な働き方、形態というのは、今後一層ますます進んでいくと思われまので、やはり情報化があまり進んでいないというふうな現状もございますけれども、一つ一つハードルをクリアしながら、こちらのほう具体的な検討に入っていければなというふうな考え方もございます。

また、フレックスタイムについては、平成28年4月に総務省のほうから通知が来ておりまして、かなりこれもちょっと制約が多い、地方公共団体の場合制約が多いので、今現在、時差出勤という形で実施している自治体もございます。

市におきましても、4月の段階で時差出勤ができないものかという内部検討をしたことがございますけれども、ちょっとゴールデンウィークが間近だったのでできなかったところもありますけれども、今後、第2波で大きなものが来る可能性があるとするれば、試行的にやってみるという方法もあると思いますので、検討してまいります。

**15番（小嶋富弥議員）** 議長、小嶋富弥。

**下山准一議長** 小嶋富弥君。

**15番（小嶋富弥議員）** 皆さんは非常に新庄市

の優秀な頭脳のシンクタンクでございますので、給付金みたいにやればできる、早くできると、そういう方々の人材が豊富でございますので、ぜひ、総務課長、音頭取ってね、ひとつ斬新的な市政をお願いしたいと思います。

いろいろありがとうございました。

教育長にはもう一点聞きたかったんです。9月の入学がどうなのかということ、時間なくて、また改めてその節はお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

**下山准一議長** ただいまから10分間休憩いたします。

午後1時50分 休憩

午後1時58分 開議

**下山准一議長** 休憩を解いて再開いたします。

## 押切明弘議員の質問

**下山准一議長** 次に、押切明弘君。

（6番押切明弘議員登壇）

**6番（押切明弘議員）** 質問をする前に、議長、マスクちょっと息苦しいものですから外させてもらってよろしいですか。

**下山准一議長** はい、許可いたします。

**6番（押切明弘議員）** ありがとうございます。議席番号6番押切明弘です。よろしく申し上げます。

このたびの新型コロナウイルス感染に関しましては、先ほど来3人の方が御質問されましたけれども、その中で市当局、関係部署におかれましては、国、県からの支援策の窓口として、そして市独自の支援策に尽力されていることに関して、本当に御苦労さまでございます。先

ほどのお話ですと、土日もなし、残業も夜遅くまでやられているということですので、改めて御苦労さまですという気持ちでいっぱいでございます。

私は、このたび新庄市所有の遊休土地の利用についてお伺いしたいと思っております。

今現在、新庄では何か所遊休土地と呼ばれる土地があるのでしょうか。これ1点、後でお伺いします。

中には、私が知る限り、20年を優に超えてもいまだに利用されていない土地があります。当然、当時は目的があって購入したものと思いますが、今となっては原野状態、完全な原野そのものであります。そういった土地も見受けられます。なぜ、このような遊休地、未利用地になってしまったのかは、これ、詳しく検証する必要があるのかなというふうに思っております。

まず、取得したときの目的を改めて確認、二十数年前となれば、それを詳しく分かっている方がなかなかいらないのかなというふうに思います。

次に、なぜそのように計画どおりに進まなかったのか。当時の予定の、例えば大幅な変更によるものなのか、または都市計画上の用途に合わないような目的で購入したものだったのか、あるいは財政的な理由なのか、あらゆる観点から検証が必要と私は考えておるところでございます。

当時の計画どおりの利活用が進まないのであれば、近隣の土地利用状況を踏まえ、売却等も選択肢の1つではないでしょうか。現在の都市計画上、最もふさわしい利用方法を見つけなければならないと思っております。

このことは、平成24年3月14日付で、新庄市行財政改革市民委員会で、その中で施設等の有効活用ということで、これは学校用地も含めてですが、行財政改革に関する提言をしております。にもかかわらず、この提言が全然生かされ

ていないというふうに考えております。

このように、当時、大金をつぎ込んで購入した土地が遊休地となっていることは、一市民としてもとても理解することはできません。今後、どのような利用、活用を考えているのかお伺いします。よろしくお願いいたします。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**下山准一議長** 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、押切市議の御質問にお答えさせていただきます。

市所有の遊休土地の利用についての御質問でございますが、市が所有する土地につきましては、その用途に従って行政財産と普通財産に分類しております。

御質問は遊休土地の利用ということですから、公用または公共の用に供している行政財産ではなく普通財産と思われませんが、普通財産については新庄市公有財産規則に基づき管理しており、現在66か所ほどございます。利用希望者がいる場合には貸付けを行っており、62か所を貸し付けております。有料無料の違いはありますが、約9割以上の普通財産が何らかの利用がなされている状況にあります。

また、貸し付けている普通財産には、民営の保育園や福祉施設などもあるため、全ての土地を売却することはできませんが、新庄市行財政改革大綱においても、市有財産の有効活用による収入確保を示しており、今後も売却を含めた遊休財産の整理を行ってまいりたいと考えております。

しかしながら、条件のよくない土地もあり、売却が難しいものもありますので、中長期的な取組になることへの御理解を賜りたいと思っております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

**6番(押切明弘議員)** 議長、押切明弘。

**下山准一議長** 押切明弘君。

**6 番（押切明弘議員）** それでは、ちょっと具体的な箇所についてお聞きします。ピンポイントでお聞きします。

これは皆さん御存じか、多分御存じない方のほうが多くいらっしゃるのかなというふうに思いますけれども、日新中学校グラウンドの西側と県道宮内から松本のセブンイレブンの交差点まで行く大きな道路がありますけれども、その間に、登記簿を見ますと、これは平成10年3月20日、平成10年です、二十二、三年ぐらい前に売買で、名義は、所有者、所有権移転、所有者新庄市というふうな土地が7筆ありまして、合計4,823平米、平方メートルです。原野となっております。地目はですね。

これは先ほど私が言ったとおり、見るからに原野です。誰が見ても原野。当時は農地だったはずですよ。二十数年もたつわけですから、もう手入れしてませんので、原野。

先ほどの市長答弁で、これは多分行政財産じゃないのかなというふうには思っていますけれども、当時、この土地を買った目的、要するに5,000平米近い土地が眠っていると。二十数年前、この購入した目的は何でしょうか。

**平向真也財政課長** 議長、平向真也。

**下山准一議長** 財政課長平向真也君。

**平向真也財政課長** 御質問の土地の箇所の取得の目的ということでございますけれども、こちらのほうにつきましてちょっと私のほうでも調べさせていただきましたところ、都市計画道路が日新中学校の現在のグラウンド用地の中央を通った計画があるということから、御指摘のとおり平成10年に取得依頼を受けまして、グラウンドの代替地として取得したものでございます。

**6 番（押切明弘議員）** 議長、押切明弘。

**下山准一議長** 押切明弘君。

**6 番（押切明弘議員）** 私もそうじゃないかなというふうな感じでは思っていました。そうすると、今お分かりのように、都市計画道路がグ

ラウンドの真ん中をぶち抜いているんですよ。

都市計画道路ですけれども、これが多分、何回も言いますけれども、三十数年か40年か分かりませんが、全然変更なく、将来造りたい、造るであろうという道路がいまだに造られていない。もしかしたら造られるかもしれない。そのために、その代替用地のためにこの土地を約5,000平米代替用地として買われたのかなと思ってはいますけれども、いますけれども、いまだにグラウンドとしての造成がなされておられません。

これは不思議だなと思って、ずっとここ20年ぐらい見てきているところなんです。要するに、これなかなか難しいかもしれませんが、都市計画道路、あそこ造りますか。都市整備課長。

**長沢祐二都市整備課長** 議長、長沢祐二。

**下山准一議長** 都市整備課長長沢祐二君。

**長沢祐二都市整備課長** 日新中学校グラウンドを通過する都市計画道路の路線の事業の実施の可能性についての御質問かと思っております。

新庄市内にまだ未着手の都市計画道路4本ございます。その中の1本として認識しているところではございますが、昨年度来、都市計画マスタープランということで策定させていただいてきておまして、今年度、都市計画道路の見直しの作業を行うというふうな予定を行っているところでございます。

こちらにつきましては、今年と来年の2か年事業で見直しの検討を進めるということで進めているところでございますので、事業化につきましては、その結果を受けての対応というふうなことになるかと思っております。

以上です。

**6 番（押切明弘議員）** 議長、押切明弘。

**下山准一議長** 押切明弘君。

**6 番（押切明弘議員）** 多分、今言った道路は、私個人的には造られないのかなと思っ

んです。ということは、もうグラウンドは分断されないという結論になるんじゃないんでしょうか。そうすると、先ほど返答あったように、グラウンド用地としての利用価値がない、必要ないというふうな捉え方できませんでしょうか。

**平向真也財政課長** 議長、平向真也。

**下山准一議長** 財政課長平向真也君。

**平向真也財政課長** 行政財産でございますので、行政上の目的のある財産ということで現在所有しているものでございますので、今後、どういふふうな活用の仕方をするかと、学校のグラウンド用地あるいは学校用地としての活用の方向性が定まらないうちということもございまして、今後の検討課題になろうかなというふうに考えてございます。

**6 番（押切明弘議員）** 議長、押切明弘。

**下山准一議長** 押切明弘君。

**6 番（押切明弘議員）** 行政財産はなかなか処分難しいんだと思いますけれども、中には普通財産に降ろして、言葉が適当か分かりませんが、移して処分するという手法、方法もあるかと思えます。

その辺なんかも考えていただければなと思いますし、なぜかと言いますと、あそこに新庄市の土地がある、真ん中にあるものだから、近隣は分かるように住宅団地が少しずつでありますけれども、建ってきています。新庄市の土地、用途はグラウンド用地ということなんでしょうけれども、あれがあるおかげで全体計画が立てられないという事業者の声が聞こえるんですよ。真ん中にあるものだから。

そういったことも考えたときに、もう多分グラウンド用地としては本当に造成されないのであれば、普通財産に戻して売却ということも考えていただければなというふうに思います。

あと、もう一つ、遊休土地というふうに質問で、これはまだ遊休土地まで行きませんが、去年断念されました看護師養成所予定地に

ついても、言葉はちょっと悪いかもしれませんが、塩漬けにならないような時期に、ならないように早めの計画を立てるべきと考えておりますけれども、今現在、何かそういった具体的な予定というのがありますか。

**渡辺安志総合政策課長** 議長、渡辺安志。

**下山准一議長** 総合政策課長渡辺安志君。

**渡辺安志総合政策課長** 北本町の用地につきましては、まず、用地後の利用についてどのように進めていこうかということで検討をさせていただいているところでございます。

その結果、まずは用地のある北本町、南本町の方々に、市民の皆様方に御意見を聞いて、そして進めていってはどうかというふうな形で、話し合いになっていったところでございますが、今般の新型コロナの感染拡大の影響もありまして、あと、経済的な商店街の疲弊とかもありまして、今現在ちょっとまだ話し合いのほうには進めていないのですけれども、そういった形で、まずはお話を伺いながら進めていこうということで考えているところでございますので、御理解いただきたいと思います。

**6 番（押切明弘議員）** 議長、押切明弘。

**下山准一議長** 押切明弘君。

**6 番（押切明弘議員）** まだ1年もたたないことですので、その辺はきちっと理解しているつもりですし、なるべく早めの計画を立てていただきたいなというふうに思ひまして、1本目の質問を終わらせたいと思います。ありがとうございました。

**下山准一議長** 続けて、どうぞ。

**6 番（押切明弘議員）** 2点目ですが、農業振興地域の見直しについてということで、ちょっと質問させていただきます。

新庄市当市は、平成23年に農業振興地域、俗に農振と言われているわけですが、総合見直しを計画して、農地所有者、農家の方にアンケート、調査票を取っております。これはこういう

黄色い紙でした。これは農林課からもらったんじゃないなくて、農林課が配布したと。黄色い紙。

中身は、住所、氏名、事業概要、事業箇所、資金計画など書いてくださいよという内容でした。ただ、この調査書にはただし書が太い字でありまして、これはなかなか農家は読まなかったと思いますね。

この調査書は、この農振の総合見直しの基礎資料として把握するものであって、実際の転用の申請ではありませんと。意に添えない場合もあることを申し添えますと書いてありました。

しかし、当時、農家は、自分が持っている土地が、将来宅地化が見込めるなどと思われる土地です、もちろん。大変喜んで、そして希望を持ってこの申請書を市当局に、窓口は農林課でしょうから、提出したというふうに聞いております。

しかし、蓋を開ければ転用を除外されたのは一部に過ぎず、またその除外、転用されるまで随分時間がかかったというふうに思います。

あれから約10年近くがたちました。新庄市の将来のまちづくりにも大きく関係してくるものです。まちづくりを10年ぐらいのスパンと考えるならば、この農振の大幅な見直しが必要ではないでしょうか。

特に、具体的にちょっと地区名言わせてもらいますけれども、特に需要が高い宮内地区、また国道13号線沿線などは、20年も前から農振の見直しの除外の申請をしてきましたけれども、許可されたのはほんの一部ということで、なかなか進んでいないようです。

また、令和5年度には県立新庄病院が完成移転します。やはりここの13号線沿線にはいろんな業種の事業者が進出したいとの話も聞こえます。

新庄市の発展、地域、地区の活性化、また、やはり大きいのは固定資産税、都市計画税という恒久的な税収が見込まれるということも大と

考えております。

お分かりのように、農地の場合はほとんど税収は見込めない。ただ、宅地化となれば単位当たり何百倍となって返ってくると。こんなおいしい話ないよねという話もよく聞かれます。

確かに郊外に町ができてくることについては、中心部が、また商店街も含めて空き家だらけになってしまうでしょうということも心配されるでしょう。また、コンパクトシティという考え方もあるのも承知しておりますが、ただこれは大都市圏の地域に合う概念であって、小都市我が新庄市にはなかなか合わないことだと思っております。

このような観点からも農振の見直しをしなければならぬのかなというふうに考えています。市長の考えをお伺いします。よろしく申し上げます。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**下山准一議長** 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、本市農業振興地域整備計画の見直しについての御質問であります。本整備計画については、昭和48年度に農業振興地域の指定を受け、昭和49年度に整備計画を策定以後、昭和60年3月、平成25年5月に見直しを行ったところでございます。

前回の見直しの際は、国の農用地等の確保に関する基本指針が変更されたことに伴い、確保すべき農用地の面積の目標設定や戸別所得補償制度の導入といった農業経営の安定化や農地の集積などの措置を推進すべきとされ、加えてデジタル地番図を基に一筆管理したこともあり、大規模かつ総合的な見直しとなりました。

農業振興地域制度については、自然的、経済的、社会的な諸条件を総合的に考慮し、必要な政策を計画的に講じることにより、農業の健全な発展を図ることを目的としたものであり、今後も本市における各種計画と調整を図りながら

進めてまいります。

なお、農振地域における土地利用等区域の見直しにつきましては、都度都度、その制度等に照らし合わせて、関係機関と協議、相談しながら展開してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

**6 番（押切明弘議員）** 議長、押切明弘。

**下山准一議長** 押切明弘君。

**6 番（押切明弘議員）** 今の市長の答弁ですと、なかなか大幅な見直しは難しいのかなど。というのは、私もそういう認識ではある程度はおります。ただ、今の最後の言葉で、その都度都度と、ケース・バイ・ケースで考えましょうという御答弁いただいたことについてはいいのかなという感じでおります。

ちょっと具体的に質問させていただきます。

県立新庄病院建設によって、国道13号線の右折レーンの整備があるはずですが。その国道の整備区間に市の上水道が整備されると聞いていますけれども、本当ですか。

**荒澤精也上下水道課長** 議長、荒澤精也。

**下山准一議長** 上下水道課長荒澤精也君。

**荒澤精也上下水道課長** 令和5年の開業という話もあって、そこら辺の周辺については年次計画の下に、県とも調整、あと国道とも調整しながら、今、水道管の布設替えというふうな部分も順次進めていくつもりでございます。

以上です。

**6 番（押切明弘議員）** 議長、押切明弘。

**下山准一議長** 押切明弘君。

**6 番（押切明弘議員）** 水道管布設順次進めていく。場所は国道の東側歩道になりますか。

**荒澤精也上下水道課長** 議長、荒澤精也。

**下山准一議長** 上下水道課長荒澤精也君。

**荒澤精也上下水道課長** 東側のほうの歩道のほうになります。

**6 番（押切明弘議員）** 議長、押切明弘。

**下山准一議長** 押切明弘君。

**6 番（押切明弘議員）** ということは、水道管を入れるということは、あの周辺は、当然入っていないから入れるわけなんでしょうけれども、一部住宅があったり荒場があったりしていますけれども、そのほかにはまだ農地が残っております。そこに水道管を入れるということは、これは水道課としては使ってほしいということでよろしいですか。

**荒澤精也上下水道課長** 議長、荒澤精也。

**下山准一議長** 上下水道課長荒澤精也君。

**荒澤精也上下水道課長** 当然その部分については、県立病院の移転ということもありますので、今まで最北精密跡地の部分であったりとか、あの辺は全部井戸というふうなこともあったものですから、これが逆に今先行投資の形で水道管を布設することによって、また新たな部分が出てくるんだろうというふうなことで、今回、国道の工事に併せた形でさせていただきます。

それなりに工事費のほうについても、当然国道側の部分で掘るわけですので、その分については当然費用的にも安くできることがあるというふうなことで、私のほうでもそちらのほうに布設したいというふうなことで考えておるところでございます。

**6 番（押切明弘議員）** 議長、押切明弘。

**下山准一議長** 押切明弘君。

**6 番（押切明弘議員）** 何でこの水道まで引張り出したかと言いますと、先ほど私も言いましたけれども、13号線沿線は20年以上前からいろんな業者が店舗だとか事業所を展開したいところなんですけれども、なかなか農振が外れないというのがあって、もともと水道が入ってなかったのがなかなか難しいなという感じでいましたけれども、このたび水道が入るということは、水道課としてはやはり水道使ってもらいたいと。ということは、農振の除外というかな、土地の利用をしてほしいと、できるという考え方でよろしいですか。

三浦重実農林課長 議長、三浦重実。

下山准一議長 農林課長三浦重実君。

午後2時29分 散会

三浦重実農林課長 13号線沿い、あと中の川に限りのお話だと思いますけれども、その区間についての農振の除外というふうな御質問だと思います。

第1種農地につきましては、10ヘクタール以上連坦になっております優良農地ということで規制を受けておりますけれども、あの部分につきましては、第2種農地に落とすことが可能です。

ただし、ただしなんですけれども、農地法上の問題があるものですから、何でも外せるというものではないと考えております。

以上です。

6 番（押切明弘議員） 議長、押切明弘。

下山准一議長 押切明弘君。

6 番（押切明弘議員） 私も何でもいいと、何でもいらっしゃいということは、やはり景観上もありますし、環境上これは好ましくないなどというふうには感じておるところです。

でも、何回も言うとおりに、水道管が入るということはやはり水道を利用してほしいということでしょうから、適当な合うような土地の利用ができれば、その辺は柔軟に考えてもらいたいなどというふうに思います。

そうですね。私のほうはこれで終わります。ありがとうございました。

散 会

下山准一議長 以上で本日の日程を終了いたしましたので、散会いたします。

明日11日木曜日午前10時より本会議を開きますので御参集願います。

御苦労さまでした。

## 令和2年6月定例会会議録（第3号）

令和2年6月11日 木曜日 午前10時00分開議  
議長 下山准一 副議長 新田道尋

### 出席議員（17名）

1番	佐藤悦子	議員	3番	叶内恵子	議員
4番	八畝長一	議員	5番	今田浩徳	議員
6番	押切明弘	議員	7番	山科春美	議員
8番	庄司里香	議員	9番	佐藤文一	議員
10番	山科正仁	議員	11番	新田道尋	議員
12番	奥山省三	議員	13番	下山准一	議員
14番	石川正志	議員	15番	小嶋富弥	議員
16番	佐藤卓也	議員	17番	高橋富美子	議員
18番	小野周一	議員			

### 欠席議員（0名）

### 欠 員（1名）

### 出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	小松孝
総務課長	関宏之	総合政策課長	渡辺安志
財政課長	平向真也	税務課長	森正一
市民課長	荒田明子	環境課長	山科雅寛
成人福祉課長 兼福祉事務所長	青山左絵子	子育て推進課長 兼福祉事務所長	西田裕子
健康課長	田宮真人	農林課長	三浦重実
商工観光課長	柏倉敏彦	都市整備課長	長沢祐二
上下水道課長	荒澤精也	会計管理者長 兼会計課長	亀井博人
教育長	高野博	教育次長 兼教育総務課長	武田信也
学校教育課長	高橋昭一	社会教育課長	渡辺政紀
監査委員	大場隆司	監査委員 局長	吉田浩志

選挙管理委員会会長 武田清治

農業委員会会長 浅沼玲子

選挙管理委員会会長 小関孝

選挙事務局局長 津藤隆浩

### 事務局出席者職氏名

局長 滝口英憲  
主任 庭崎佳子

総務主任 叶内敏彦  
査任 小田桐まなみ

### 議事日程（第3号）

令和2年6月11日 木曜日 午前10時00分開議

#### 日程第1 一般質問

- 1番 庄司里香 議員
- 2番 叶内恵子 議員
- 3番 佐藤悦子 議員

### 本日の会議に付した事件

議事日程（第3号）に同じ

## 令和2年6月定例会一般質問通告表（2日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	庄 司 里 香	1. 新型コロナウイルスから市民を守る為に 2. 若者世帯住宅取得助成金制度及び本市への移住について	市 長
2	叶 内 恵 子	1. 廃棄物行政について	市 長
3	佐 藤 悦 子	1. 学校休校の影響と課題について 2. 新型コロナ感染から市民の命とくらしを守るために	市 長 教 育 長

## 開 議

下山准一議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は17名です。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第3号）によって進めます。

### 日程第1 一般質問

下山准一議長 日程第1 一般質問。

本日の質問者は3名であります。

これより2日目の一般質問を行います。

### 庄司里香議員の質問

下山准一議長 最初に、庄司里香さん。

（8番庄司里香議員登壇）

8 番（庄司里香議員） おはようございます。

令和2年度新庄市議会6月定例会2日目、1番目の一般質問者となりました。議席番号8番、この4月より起新の会の所属となりました庄司里香でございます。よろしく申し上げます。

通告に従い質問させていただきます。

まずは、新型コロナウイルス関連で、連日市職員の方々は多忙を極め、市民の安全を守り、生活を支えるために懸命に休日を返上している姿に、市民を代表して感謝の言葉を述べさせていただきます。ありがとうございます。

現在の新型コロナウイルスの感染者は、国内では昨日時点で新たに38名が確認されました。

累計では1万7,255人だそうです。クルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号の乗客乗員も含めると、1万7,967人ということです。死者は、大阪、福岡で昨日時点で1名ずつ増え、938人となりました。県内で新たな感染者はいません。現在、まだ累計69名で変わっていないそうです。

一方で、世界に目を向けますと、昨日10日現在で新型コロナウイルスによる死者数は41万人を超え、被害は拡大しております。感染者は722万人を上回ると、WHOの6月9日付の状況報告ですと、ヨーロッパ地域が45.7%と最も多く、アメリカ地域も45.5%でほぼ並んでいるということです。国別の集計では、アメリカの感染者は198万人、死者は11万人と、他の国に目を向けますとイギリスが4万人、ブラジルが3万7,000人、イタリアが3万4,000人だそうです。その点では、日本は死者数は少ないと言えますが、この感染症の怖さは、第2波、第3波と流行に終わりが見えないということです。他国の現状を見ても明らかであると言えます。

このように、目に見えない敵の新型コロナウイルスから市民を守るために私たちのできることは、考え得ることを想定して次に備えることだと思います。

2月28日、本市でも、新型コロナウイルス対策本部を設置しました。その後、4月2日に本市でも新型コロナウイルスの感染者が確認され、市民一丸となり感染拡大防止に努めてまいりました。そのおかげもあり、現在は小康状態を保っております。ただし、本当の意味での終息は、ワクチン接種やPCR検査の徹底など、医療機関のキャパシティの兼ね合いもあり、ワクチンが広く接種されるようになることは、今の時点ではまだまだ先のことと言わざるを得ません。

本日の新聞報道によると、県でも1日当たり200人のPCR検査が可能になったということです。大変よかったと胸をなで下ろす方も多いと思います。

このような状況の中で何点かお尋ねをしたい  
と思います。

まず1点目。新型コロナウイルスから市民を  
守るためにということで、1番目。新型コロナ  
ウイルスでの影響が大きい接客サービス業の個  
人事業主や従業員の方々の生活再建の見通しを、  
どのように市では考えているのかをお聞かせく  
ださい。

2番目。自粛生活が長くなり、デイサービス  
などの運動の機会が減ったお年寄りの体調の変  
化はどうなるのでしょうか。健康面で今後配慮す  
べき点についてお聞きいたします。

3番目。マスク不足の解消策として市が配布  
したマスクについて、市民からの評価はどうで  
あったのかをお尋ねいたします。

4番目。各種の税金、上下水道の料金等の納  
付猶予の申請状況についてお尋ねいたします。

5番目。住居確保給付金やセーフティーネッ  
トとしての生活保護の申請者は、今現在何名ほ  
どいるのでしょうか。そして、受給状況につ  
いてもお聞かせください。

6番目。商工観光課と商工会議所の共同企画  
であるまたきてニャープロジェクトの状況はど  
うでしょうか。また、課題についてもお尋ねい  
たします。

7番目。農村環境改善センターで医療用ガウ  
ンの製作をしていると聞きます。製作状況はど  
うであるかをお聞きいたします。

2点目。本市が進められている第5次新庄市  
総合計画基本構想において、まちづくりを科学  
的に分析して計画して実行に移すといったこと  
をしていく中で、「住むんだったら、新庄市。」  
のキャッチフレーズとともに住宅取得助成金制  
度アンダーフォーティのチラシを読ませてい  
ただきました。この中で何点か質問させていた  
だきたいと思います。

②若者世帯住宅取得助成金制度及び本市の移  
住についてです。

1番。情報を発信してからの問合せの状況は  
どうでしょうか。また、その反応についてもお  
聞かせください。

2番。アンダーフォーティということですが、  
40歳までを限定としたその理由と根拠をお  
尋ねいたします。

3番。住宅購入が中心の助成制度ですが、移  
住者や本市に転入される方々から見ての制度の  
方向性や内容は十分と思えるのでしょうか。他  
市と比較した上で、課題についてお尋ねいたし  
たいと思います。

4番。空き家バンクとしての情報開示もよい  
と思いますが、空き家をリノベーションしてか  
らの賃貸または売買という選択肢も考えられる  
のではないのでしょうか。モデルハウスを造ると  
いう企画も検討してはどうか、お考えをお聞き  
いたします。

5番。助成制度だけでなく、低額融資制度も  
実施することはどうかについてもお尋ねいたし  
ます。

6番。市のホームページからの発信だけでなく、  
ふるさとだよりのようにツイッターやSNSと  
いったツールを利用し、本市にゆかりのある  
方々へ定期的な情報を提供することを考えて  
みてはいかがでしょうか。また、民間企業の  
ホームページでも、最上全域への移住を勧め  
ている事例もごございます。ほかに、県の  
ホームページでも移住を勧めている企画も  
ごございました。市の移住について、若者  
世帯に限らず相談があるのか。ぜひとも併  
せてお答えください。

よろしく申し上げます。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**下山准一議長** 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** おはようございます。

それでは、庄司市議の御質問にお答えさ  
せていただきます。

新型コロナウイルスの影響が大きい飲食店な

どの皆様には、市の飲食店等応援給付金への申請を数多くいただいております。飲食店1店舗当たり15万円、配達持ち帰りサービスを実施する飲食店に3万円を上乗せして18万円を給付する制度で、6月10日までの申請受理320件、給付予定額は6,632万円です。

国の持続化給付金の交付決定を受けた事業者に対して、市がその1割相当額、最大で法人20万円、個人10万円を上乗せする市の事業者持続化給付金につきましては、6月10日までの申請受理170件、給付予定額は2,069万円です。

従業員の生活再建という観点では、住民1人当たり10万円を給付する国の特別定額給付金につきまして、申請受理から審査、給付までの迅速な事務執行に努めております。現在、対象約1万4,000世帯のうち95%の世帯への支払いが完了しております。

引き続き経済対策第二弾として、5月臨時会で議決をいただいた飲食店等応援プレミアム付商品券事業を実施することで皆様の事業継続に資するように、広く市内での消費を喚起することとしております。

今月下旬には全世帯へ購入引換券を発送する準備を進めておりますので、よろしくお願いたします。

次に、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う高齢者の健康への影響についてであります。感染症予防の観点から3密の回避による自粛生活の長期化、特に外出、運動、社会的交流の減少は高齢者の心身の機能を著しく低下させる要因となります。緊急事態宣言は解除されましたが、引き続き感染拡大防止への留意が必要であり、高齢者の心身の健康の維持、介護予防対策は重要な局面にあると認識しております。

市の状況を見ますと、介護サービス受給者については、介護事業所の努力により、この間もサービスが継続して提供されていると伺っております。

一方、地域におけるサロンや百歳体操などの高齢者の通いの場合は、2か月間活動を休止しております。また、出前講座などの開催も見合わせており、地域の高齢者の方々の様子を直接伺う機会が激減しております。これまで自粛生活の長期化によって危惧される高齢者のフレイル、いわゆる虚弱な状態を予防する目的でチラシを4月に回覧、5月からは健診受診者へ配布するなどにより周知啓発を図っており、今後も有効な方法を検討しながら周知啓発に努めてまいります。

さらに今月、保健師、栄養士と地域包括支援センターとで、独り暮らしの高齢者宅約400件を訪問し、健康状態と生活状況の確認、フレイル予防の声かけや、困り事、悩み事の相談先の紹介を行う予定であります。また、サロンなどの活動も徐々に再開していくと伺っておりますので、感染防止に十分配慮しつつ、高齢者の健康づくりを支援してまいります。

続きまして、市が配布しましたマスクの評価ですが、今回は小売店でマスクを購入できない状況が続いていたことを踏まえ、感染拡大防止を図るため、全市民に1人1枚ずつ緊急的に布マスクをお配りさせていただいたものであります。

4月21日から発送を開始しまして、5月1日に発送を完了しております。一刻も早く市民の皆様にお配りすることを優先したため、事業者から納品され次第、世帯員数が多い世帯から順次発送したことで、お配りした時期が統一されなかったことや、最後の発送日が5月の大型連休の時期に重なり到着が遅れた市民の皆様がいらっしまったことで、御迷惑をおかけしました。

しかし、その一方で、マスクを購入できなく困っていたため非常に助かった、国から配布される予定のマスクよりも早く配布されスピード感があってよかったなどの感謝のお声を多数いただき、また、お礼のはがきも頂いたところで

あり、事業そのものにつきましては、おおむね評価をいただいたと捉えております。

次に、市税の徴収猶予等に関する質問であります。新型コロナウイルスの影響により、市税や上下水道料金の納付が困難な場合には、申請に基づいて徴収の猶予や納期の延長の措置を取っております。

具体的には、市税については、収入が2割以上減少した方を対象として、各納期限から1年間納付を猶予する制度となっております。6月1日現在で、固定資産税、法人市民税について9件、税額で1,465万円の徴収猶予を行っております。

また、上下水道料金については、収入が減少した方を対象として、本年4月請求分から6月請求分までの3か月分について3か月間、納期限を延長しております。6月1日現在で18件、35万円について納期限の延長を決定しております。

次に、住居確保給付金の申請、生活保護の状況についてお答えします。

住居確保給付金につきましては、令和2年4月20日に省令が改正され、離職の方だけでなく休職、休業の方にも対象者が広がっております。申請件数につきましては、4月に3件、5月に10件の申請があり、そのうち11件が給付決定になっております。給付金額は4月が7万円、5月には40万8,000円を給付しております。申請された方の職業としては、接客業の方が大半を占めており、新型コロナウイルスの影響が色濃く出ていると考えております。

また、生活保護の申請者は、4月が3件、5月が2件と、昨年と比べて特に増えている傾向は見られません。

その他の新型コロナウイルス対策の生活支援として、緊急小口資金の特別貸付けを新庄市社会福祉協議会が窓口となっております。

これら様々な支援制度を活用しながら、生活

支援を行ってまいります。

新庄商工会議所の提唱により新型コロナウイルスの影響に苦しむ飲食店や事業所を応援するための取組であるまたきてニャープロジェクトが4月から開始されました。市は事務局としてこれに参画し、協力を行っているものです。

事務局は統一したチラシによる周知宣伝と加盟店の募集、2,000円と500円の2種類のチケット作成を行います。加盟店には、小売店、飲食店、スナック、旅行業など、市内23の事業者が登録されております。

加盟店は、事務局より配布されたチケットを個々に一般客に販売し、即座にその店の収益としますが、一方で、チケットを購入した客がそれを利用できるのは、外出に制限がなくなった後日になります。まず支払いを先にして事業者を応援しようという趣旨の事業で、同様の取組が全国各地で行われております。

課題として、加盟店の数がいま一つ伸び悩んだことが挙げられますが、チケットが不足して事務局に追加の配布を求められるなど、うまく活用していただいた加盟店もあり、客足が鈍って事業者に不安が広がっていた4月から5月の時期にこの事業を実施できたことは有意義であったと認識しております。当面継続していく考えであります。

続きまして、農村環境改善センターでの医療用ガウンの製作状況ですが、このたび市内の縫製業者から、国から新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした医療用防護服を製作するよう要請を受けたが、製作するスペースがないため市有施設を借りることができないかとの申出がありました。本市としても感染拡大の防止を図るため積極的な施策を展開する必要があることから、農村環境改善センターを令和2年5月1日から令和2年12月28日まで無償で使用を許可したものであります。なお、光熱水費につきましては実費負担していただくことと

しております。

計画では、最大35名の社員が30台のミシンで10万着を製作すると伺っており、6月上旬から製作を開始する予定でしたが、先日、先方から、生地が納品が遅れているため製作開始時期が6月中旬頃にずれ込む見込みである旨の御連絡をいただきました。今後、製作状況を随時確認してまいります。

次に、若者世帯住宅取得助成金制度及び本市の移住についての御質問であります。初めに、情報発信後の問合せ状況についてでございますが、本市では、若者世帯住宅取得助成金に関する情報を幅広く発信するため、リーフレットの配布や広報紙、ホームページへの掲載を行うとともに、市内など建築関係団体にも事業周知を行っております。今年度はリーフレットを一新したこと、制度の要件を緩和したことにより、例年以上に電話やメールなどでの問合せが多く寄せられております。

申請件数につきましても、昨年と比較し、6月1日現在で11件と、6件多く申請をいただいております。申請者からはリーフレットや工務店を通じて情報を得て申請を行っているということで、移住定住の一助となっているものと感じております。

次に、若者世帯の定義を40歳までとした理由につきましては、この年代が結婚や子供の出産、学校への入学など、家庭生活における節目をきっかけに定住場所と新居を多く検討しているということもあり、この世代にターゲットを絞り、市内への定住促進を図る目的で設定しております。

また、令和2年度から助成制度を見直しており、移住世帯の要件を最上地域外から、新庄市以外に緩和したこと、さらに、転入した地域により加算できる仕組みや対象住宅の要件に中古住宅を追加したなど、山形県内の他市町村と比較しても手厚い住宅助成内容となっております。

引き続き移住定住施策として有効な制度になるよう、研究してまいります。

次に、空き家を若者や移住世帯向けリノベーションして賃貸や売買という選択肢についてですが、他自治体においてもモデル的に手がけている事例などを参考にさせていただき、定住対策と空き家対策の両面から本市としてどのようにアプローチができるか、今後の課題として捉えているところです。

次に、低額融資制度についての御質問ですが、本市では低額融資制度は実施していませんが、借入金利を引き下げするための取組を行っております。住宅金融支援機構ではフラット35と呼ばれる最長35年の全期間固定金利の住宅ローン制度があり、このメニューの中で子育て支援について積極的に取組を行う地方公共団体や、移住など地域活性化について積極的な取組を行う地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、地方公共団体による補助金交付などの財政的支援などと併せて、借入金利を一定期間引き下げる制度がございます。そのため、本市では住宅金融支援機構と相互協力協定を締結、申請者に対し金融機関と住宅金融支援機構が所定の手続きができるよう利用対象証明書を発行し、住宅取得助成金と併せて支援しております。

次に、情報発信の在り方についてでございますが、現在移住定住につきましては、市のホームページや県のホームページ、やまがた暮らし情報館を活用し情報発信を行っておりますが、今後は、情報発信ができるツールとしてのLINEやツイッターについて、利便性のみならず安全性や運用方法におきましても情報収集を行い、開設に向けた検討を進めてまいりたいと思っております。

また、本市への移住定住の相談につきましては、若者世帯に限らず、年に数件の問合せがあり、県の相談窓口であるふるさと回帰支援センターの移住相談員と情報連携を行いながら、移

住希望者に対して移住定住に向けた県、市の施策を取りまとめ、手続や情報をワンストップサービスで支援しております。

今後も本市の若者世帯住宅取得助成金制度を含めた移住定住の施策につきましては、県や他の自治体と情報共有、連携を図りながら、一層推進してまいります。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

**8 番（庄司里香議員）** 議長、庄司里香。

**下山准一議長** 庄司里香さん。

**8 番（庄司里香議員）** 再質問の内容です。まず再質問をよろしく願います。

2番の、基礎体力の少ないお年寄りや疾患をお持ちの方々の体調管理は大変だと思います。現在はデイサービスでもいろいろな取組をされていると思いますが、体力が低下されたお年寄りが体力を回復することは大変長くかかると思いますし、健康寿命を延ばしてもらいたい市側にとって、このことは先々、介護保険や後期高齢者医療制度にも影を落とすことにもつながる不安があるかと思えます。この点について、再度ご回答をお願いいたします。

**田宮真人健康課長** 議長、田宮真人。

**下山准一議長** 健康課長田宮真人君。

**田宮真人健康課長** 一般的には、健康を維持するためには、県の健康づくりのスローガンである1に運動、2に食事、しっかり禁煙、毎年健診に併せて休養を取ることが、健康を維持するために大事な要素であると捉えているところでございます。

今回の感染症の発生に伴います自粛生活については、高齢者にとっては動かないことを招き、体や頭の働きが低下するおそれがあると捉えているところでございます。

そのため、健康課としまして、4月に日本老年医学会発行の高齢者として自粛生活において気をつけたいポイントとしまして、自宅での運動、栄養摂取、歯磨き、おしゃべりの効用、家

族、友人との交流を記載したチラシを全戸配布いたしました。

また、5月からは健診会場にて、県発行の低栄養を防ぐポイント、座って立って簡単運動、口の健康体操を記載したチラシを配布し、周知啓発に努めたところでございます。

今後も自粛生活、緊急事態宣言が解除されたわけなんですけれども、今議員おっしゃったように、自粛生活の影響はこれから出てくるのかなと思っておりますので、高齢者の方の健康確保に向けての対策を取っていきたいと考えておるところでございます。

**8 番（庄司里香議員）** 議長、庄司里香。

**下山准一議長** 庄司里香さん。

**8 番（庄司里香議員）** 2点目です。

4番になっていますかね。お仕事の再開の後、収入が戻るまでは何か月もかかるのではないかと思いますし、以前の収入まで戻ることままならない方もたくさんいると思うんですよ。再度質問させてください。

税務課長、分納について、一人一人に寄り添った対応をぜひともしてもらいたいと思います。この点についてどうかお答えください。よろしく願います。

**森 正一税務課長** 議長、森 正一。

**下山准一議長** 税務課長森 正一君。

**森 正一税務課長** この点に関しましては、議員がおっしゃるとおりでございます。やはり納期限から1年間という猶予がございますので、その中で計画的な分納計画、それから納税者の経営状況などを考慮して、無理のないような柔軟な対応を心がけていきたいと考えております。

**8 番（庄司里香議員）** 議長、庄司里香。

**下山准一議長** 庄司里香さん。

**8 番（庄司里香議員）** ぜひともそのよう願います。

5番の、今のところは相談者も少ないということですね。生活状況の回復がすぐには見込め

ない方もいらっしゃると思うんです。また、市役所に相談に来るといことはよほどのことで、なかなかできるものではないと思います。

また、市民の相談は多岐にわたることだと思います。福祉協議会などを通じて、生活の相談の方もいるのではないのでしょうか。その点での連携は取れていますか。たらい回しにされるようなことはありませんか。市民の声に耳を傾けておられるとは思いますが、この点について再度御回答をお願いいたします。

**青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長** 議長、青山左絵子。

**下山准一議長** 成人福祉課長兼福祉事務所長青山左絵子さん。

**青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長** 生活支援を支える窓口としまして、市役所は当然のことながら新庄市社会福祉協議会、それから自立支援センター、生活自立支援センターもがみといった各機関とも連携を取っているところでございます。

このたびのコロナ禍におきまして、生活保護世帯の申請状況等、あまり例年より特に増えてはいないという状況に関しましては、これらの機関で行っております資金の貸付け、それからフードバンク等の様々な支援策をもって、何とかそこで食い止められている面もあるのかなど感じているところでございます。

**8 番（庄司里香議員）** 議長、庄司里香。

**下山准一議長** 庄司里香さん。

**8 番（庄司里香議員）** ぜひともよろしくお願いいたします。

6番のこのプレミアム商品券とか、またきてニャープロジェクトと、こういう感じのチラシを受け取っております。大変カラフルですてきな内容だと思って、喜んで読ませていただきました。チラシの成果があるといいと思います。このようにカラフルなチラシでとても読みやすく、大変いいなと思っていますので。

商工観光課の役割は、とても今回は大きくて、これらの施策も注目されていると思います。ぜひとも今後の対策に向けたお考えをお聞きしたいと思います。

また、商工会議所からの要望にも迅速に対応していただいたと、職員の方々からも感謝の言葉をいただきました。このことも付け加えさせていただきたいと思います。ぜひともお考えをお聞きしたいです。よろしく願います。

**柏倉敏彦商工観光課長** 議長、柏倉敏彦。

**下山准一議長** 商工観光課長柏倉敏彦君。

**柏倉敏彦商工観光課長** 今後の対応の考え方ということでございます。

現在のところ、給付金事業、それから定額給付金、こちらのまたきてニャープロジェクトもそうですけれども、5月臨時会で議決いただきましたプレミアム付商品券の発行事業、こちらを今まず進めているところでございます。

今後につきましてはこれからの経過を見ながら検討を進めていかなければならないのかなど考えておりますので、よろしくお聞きしたいと思います。

**8 番（庄司里香議員）** 議長、庄司里香。

**下山准一議長** 庄司里香さん。

**8 番（庄司里香議員）** 第2番目になる内容の再質問をよろしくお願いいたします。

1番の内容なんですけれども、この「住むんだったら、新庄市。」というこういうチラシ、とても内容がよくて私感動したんですよ。物すごく内容がいいなと思って。ぜひとも皆さんにこの内容を知ってもらいたいという思いもあって、質問させていただいております。

家を建てるまたは家を買うということは、一生の中で大変な重大なことだと思います。そのことの後押しとなる施策だと思っています。まだ始まったばかりですが、興味を持っていたるように広く知ってもらいたいと、優れた制度だと思っていますので、この点について

再度回答をお願いいたします。

**渡辺安志総合政策課長** 議長、渡辺安志。

**下山准一議長** 総合政策課長渡辺安志君。

**渡辺安志総合政策課長** まず初めに、市民の代表の庄司議員から大変評価をいただきまして、励みになるなと思って感謝申し上げます。

この制度ですけれども、平成29年度に初めてつくる際には大変な苦労があったのかなと思いますけれども、その中で申請者へ寄り添うような形で、例えば、当該年度にはできなかった子育て世帯の対象条件に申請者または配偶者が出生前の子に係る母子健康手帳を受けている方もしましよというような形で制度を付け加えたり、始めた当初は事前予約的な承認申請という形だったんですけれども、それも廃止しまして、交付申請でできるような形で、なるべく、特に相談にいらっしゃる方が若い方ですので、そういった形なるべく、制度の充実だけじゃなくて、その制度に寄り添っていけるような手続、その辺も変更させていただきながらこれまでやってまいりました。おかげさまで昨年度は44件。

それで、先ほど市長の報告の中から、申請が11件あると言いましたけれども、その翌日の6月2日現在で、相談件数が今年度はもう13件というような形になっておりますので、できる限り丁寧な説明をしていただいて、このまちで定住、若い人たちに選んでいただけるまちとなるように、我々総合政策課としても今後も努めてまいりたいと思います。

**8 番（庄司里香議員）** 議長、庄司里香。

**下山准一議長** 庄司里香さん。

**8 番（庄司里香議員）** 子育て世帯に向けた制度だと思っております。ただ、家だけでなく、仕事や教育環境、保育環境など、ほかのことも包括的にサポートしてもらいたいとも考えますので、他の課との連携も取っていただき、若い方々のファミリーサポートとしてもらいたいと思っております。キャッチフレーズの「住むん

だったら、新庄市。」のネーミングにふさわしい、面倒見のよいところをぜひともお願いいたします。

この点について、課としての考え方はどうですか。再度お答えください。

**渡辺安志総合政策課長** 議長、渡辺安志。

**下山准一議長** 総合政策課長渡辺安志君。

**渡辺安志総合政策課長** 今議会におきまして、基本構想を皆様方のほうにお諮りするわけですが、そこの中でもテーマの一つに若者たちの移住定住ということを重点課題として取り組んでおりますので、当然他課と連携しながら、「住むんだったら、新庄市。」「住みよさ」をかたちに「新庄市」が実現できるように、今後他課と連携してまいりたいと思います。

**8 番（庄司里香議員）** 議長、庄司里香。

**下山准一議長** 庄司里香さん。

**8 番（庄司里香議員）** 以前、一般質問の際にもお話したことがあると思います。例えば、最上郡内に在住の御家族が家を望まれる際、私が子供の頃は、郡部から移り住む方は大変多かったと思います。現在はどうでしょうか。新庄だけでなく他の市を考える方も決して少なくはないと思います。雪もその要因の一つですが、仕事面や子供の学校、特に高等教育を考えると、その選択は多岐にわたります。住みやすさはとても広い選択の中からいろいろな面を考えるのだと思います。この施策はその第一段階としてアピールする点はたくさんあると思います。問題点については改善の余地もあると感じたりもします。

再度この点についてはどうでしょうか。お願いいたします。

**渡辺安志総合政策課長** 議長、渡辺安志。

**下山准一議長** 総合政策課長渡辺安志君。

**渡辺安志総合政策課長** 先ほどの市長の答弁にもありましたけれども、移住世帯の要件、やはり庄司議員がおっしゃるように最上地域内からで

も新庄のほうに移りたいという方がありまして、昨年度も2件ですか。今年度も申請の中でも2件ありますので、要件的に新庄市以外というような形で緩和させていただいたところですよ。そういうところも、いろんなこれからも動きも見ながら、総合政策課として研究してまいりたいと思います。

**8 番（庄司里香議員）** 議長、庄司里香。

**下山准一議長** 庄司里香さん。

**8 番（庄司里香議員）** 第4番目の内容についてです。

先日、仙台のあるリノベーションを得意としているハウスメーカーの展示会を訪れてみました。やはりリフォームではないそのおしゃれさに目をみはるようでしたし、若い方もたくさんいらっしゃいました。営業の方にお尋ねしたところは、リノベーションスタイルはハウスメーカーでも、新築とはいかないが、家を欲しいという方だけでなく、住み方、住みやすさを求めている方も今はたくさんいるとのことでした。中古を買ってというより、リノベーションしたものを買う方も多いと聞きます。空き家を見てもらうよりも、リノベーションしたモデルハウスを見てもらえたら、本市に移り住む想像も膨らむと思うのですが、その点についても再度御回答をお願いいたします。

**長沢祐二都市整備課長** 議長、長沢祐二。

**下山准一議長** 都市整備課長長沢祐二君。

**長沢祐二都市整備課長** 中古住宅のリノベーションをしたものの見せ方、発信の仕方というふうなことでの再質問をいただいております。

県内におきましても、近い場所では鮭川村や遊佐町など、空き家のリノベーションを活用した定住策ということでの事業も、実際に行われているところも最近多くなってきている状況であります。この辺の状況も見させていただきながら、新庄市としても空き家の利活用と併せまして、若者に向けての新しいライフスタイルの

提案など、できるようなことを含めて研究を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

**8 番（庄司里香議員）** 議長、庄司里香。

**下山准一議長** 庄司里香さん。

**8 番（庄司里香議員）** ぜひとも前向きに検討してください。よろしく願いいたします。

5番の利子補給もいいんじゃないかと思うんですよ。今回のコロナ対策でもありましたよね。利子補給や保証協会の費用の補助などは検討できないでしょうか。本市の意気込みをぜひともお聞かせください。前向きな考えをぜひともよろしく願いいたします。

**渡辺安志総合政策課長** 議長、渡辺安志。

**下山准一議長** 総合政策課長渡辺安志君。

**渡辺安志総合政策課長** 一般の企業の利子補給と違いまして、住宅に関するローン制度というのは、大変現在低額で、幅広くなっているところでございます。先ほど市長の回答にもありましたけれども、我々としては、利子補給というのは、かつて起業者利子補給をやったことがあるんですけども、あまり利用がなくて、一旦支払って、それを全部本人が支払って、その支払い証明を持って、こちらのほうでその補給に対する個々の手当のほうという形で、即時性がなかったこともあるのかなということと、特に住宅ローンなんかはスパンが長いですよ。どの期間までしたら本当になるのかということなど、いろんなことを含めると、やはり住宅を建てた段階でいろいろなもの、新しいものやお子さんのためのものをそろえたい。そうしたときに市からすぐ補助をしてもらえたということが非常に助かっているようでございますので、我々としては利子補給という考え方ではなく、今大変評価をいただいているこの制度をさらにブラッシュアップしていく、そちらのほうに力を注ぎたいと思いますので、よろしく願いいたします。

**8 番（庄司里香議員）** 議長、庄司里香。

**下山准一議長** 庄司里香さん。

**8 番（庄司里香議員）** フラット35を読ませていただきました。内容的にもいいところはたくさんあると思います。それで、一人一人の要件も違うので、これは全ての施策が皆さんに行き渡るとは限らないんですけども、ぜひともこの「住むんだったら、新庄市。」を実現するために、ブラッシュアップしていい制度にしてもらいたいと思っております。

最後になります。

移住政策も他の県や市でもたくさんあるんですよ。いろいろ見せてもらったんです。その中で私は、本市とゆかりのある方々に戻ってもらえたらいいなというふうにいつも思っております。このコロナ禍で田舎に帰りたい、満員電車は嫌だとか、満員バスはもう乗りたくないという方、いろいろ声を聞いております。そういう方々の田舎に帰りたいという気持ちを実現化するために、退職を機に親孝行したいと思っております。ふるさと納税で新庄市を知った方や、新庄まつりを偶然知った方など、そのつながりはいろいろあると思います。ぜひともそういう方々にそういうアピールをしていただく場になったらなと思っておりますので、ぜひとも発信してもらいたいと心から思っております。

若い方ももちろんいいです。来ていただくと本当にありがたいと思います。シルバー世帯でもいいんじゃないかなというふうに思うんですよ。その点について、踏み込んだお話をお聞きしたいと思います。再度お答えください。よろしくお願ひします。

**渡辺安志総合政策課長** 議長、渡辺安志。

**下山准一議長** 総合政策課長渡辺安志君。

**渡辺安志総合政策課長** 移住につきましては、確かに若者だけでなく、一定程度仕事を終わられて親の介護のあたりに戻ってくるようなそうい

う方も、確かにいいのかなと思います。そこに対する情報発信ということも非常に大切かなと思います。

また同時に、昨日小嶋議員、山科議員のお二方から質問をいただきましたけれども、今後、通信環境整備もどんどん全国で進んで、サテライトオフィスとか、様々な形で地方に目を向けていただける、そういう整備がどんどんなってくると思っていますので、併せて研究してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

**8 番（庄司里香議員）** 議長、庄司里香。

**下山准一議長** 庄司里香さん。

**8 番（庄司里香議員）** ぜひとも内容的にすばらしいと思っておりますので、ぜひともそういうことを発信していただいて、皆さんにそのことを知っていただいて、こういう制度があるんだよということを分かっていたら、一人でも多くの方に新庄市に戻ってもらえただけじゃなく、来てもらいたいなと思っておりますので、その内容についても、本当に発信していただけたら誰かにつながるんじゃないかと思っておりますので、ぜひともよろしくお願ひいたします。期待しております。本日はありがとうございます。

**下山准一議長** ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時42分 休憩

午前10時51分 開議

**下山准一議長** 休憩を解いて再開いたします。

### 叶内恵子議員の質問

**下山准一議長** 次に、叶内恵子さん。

（3番叶内恵子議員登壇）

3 番（叶内恵子議員） 議席番号3番、勁草21の叶内恵子です。

質問を始める前に、世界中に新型コロナウイルスの感染が拡大し、人々の間には寂寥感が広がり、会話がなくなり、人と人とのつながりが絶たれ、笑顔が失われています。

日本においても、感染症の影響による外出行動の自粛が続いたために、多くの困難が生まれています。感染された方々にお見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになられた方々に哀悼の意をささげます。

また、日本及び世界の医療関係者、殊に医師や看護師の方々は、自らの命も顧みずに医療現場で活躍しておられます。人の連携、輪の構築がなければ、安心して社会生活を送ることはできません。医師、看護師の懸命な医療活動に心から敬意を表し、そして一日も早くこの感染症から解放され、正常な生活を送る社会が再現されることを願ってやみません。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。

現在新庄市では、将来にわたって持続可能なまちづくりを進める上で根幹となる第5次新庄市総合計画の策定を進めています。持続可能なまちづくりのためには、大量生産、大量消費、大量廃棄の経済活動と社会活動を根本的に見直し、循環型社会の実現を果たしていかななくてはなりません。新庄市一般廃棄物処理基本計画は、本市の総合計画を具現化するための個別計画として位置づけられています。ごみは地域の顔、自治の顔ですから、ごみを語ることは地域を語ること、自治のありようを語ることに繋がると言われます。

今年度は、新庄市一般廃棄物処理計画の改定年度となっております。この計画は、持続可能な循環型社会への転換のためには欠くことができません。

そこで、これまで進めてきた一般廃棄物処理

等の現状と課題、そして今後の展開について伺います。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**下山准一議長** 市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

**山尾順紀市長** それでは、叶内市議の御質問にお答えさせていただきます。

市町村は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づき、当該地域の一般廃棄物処理に関する計画を定めなければならないとされており、本市においても、令和2年度を目標年度とし、生活排水処理基本計画を含む新庄市一般廃棄物処理基本計画を平成24年3月に改定、平成28年に後期5か年の見直しを図り、長期的な視点の下、計画的に一般廃棄物の処理を進めております。

計画においては、資源化、減量化目標を設定し、ごみの排出量の伸びを抑制するほか、市民事業者、行政の協働によるごみの減量化、資源化の取組を推進させるため、各実施主体の役割や具体的な取組内容が述べられております。

ごみの排出量総量の推移としまして、ここ5年間においては、年度により増減がありながらも減少傾向となっております。

また、資源化の取組としては、これまで紙パックや食品トレイ、小型家電と対象品目を広げているほか、子供会や町内会が実施主体となる集団資源回収においては、奨励金の交付要件を緩和し、参加団体の環境意識の醸成と資源化機会の充実に努めております。

一方で、情報誌等のデジタル化や容器包装類の軽量化、資源物の回収機会の多様化などの社会情勢も相まって、集団資源回収における資源化量については、やや減量傾向にあり、今後、より実効性の高いごみの減量化、資源化施策を推進していく必要があります。

そのほか集団資源回収の機会も含め、ごみの減量化、資源化による循環型社会の構築は、ご

みの適正処理や環境保全に係る啓発活動など、環境教育機会の充実が望まれますので、出前講座や学校現場での要請に応じるなど、周知も含め、今後とも積極的に活動を展開してまいります。

また、生活排水処理基本計画においては、生活排水対策に係る意識高揚を図るとともに、生活排水処理施設の普及を通し、地方都市として望ましい水環境をつくることを目的としております。

計画においては、計画処理区域内の生活排水について、下水道、合併処理浄化槽、農業集落排水を中心とした処理施設における水洗化の普及を進めており、引き続き下水道計画における水洗化の促進を図るとともに、個別の状況を勘案しつつも単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換などの指導も進めていく必要がございます。

いずれの計画も、今年度が目標年度となっており、これまでの実績や取組内容を検証、分析するとともに、今後の社会情勢を見据え、それぞれ改定に向けた事務作業に取りかかる予定でございます。

今後も新たな計画の下、市民生活に最も身近な環境問題である廃棄物及び生活排水の適正な処理と環境負荷の低減に努めてまいります。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** この一般廃棄物処理、ごみの減量化、そして問題になっているプラごみ等の資源化、減量化、そして目指すべき持続可能な循環型社会の構築においては、描く方向は一緒なのだと今答弁いただきました。

これまで計画を進められて実施をされてきた中において、現状様々と、市民の中であったり、いろいろな声がありまして、それを基に今の状態を検証して次の計画に結びつけていくという

ことが非常に大事だと認識しておりますので、再質問させていただきます。

まず最初に、所定のごみステーションに搬出する家庭系のごみの排出の方法、これはもう平成16年度には様々な壁を乗り越えて、指定ごみ袋への町内名と氏名の記名の義務づけが始まり、実施されています。私たち市民はこの記名するということに対して十分定着をしております、自分がそうであるからでもあるんですが、不動産業界である私などは、転入した方に対しても、ごみのステーションの場所であったり、あとは分別の方法であったりというのを最初にお伝えさせていただいております。

しかしなんですが、最近、無記名で排出をされているというのが見られるという声を聞いております。そして、これまでであるとステッカーを貼って、ルール違反のものに対しては警告を促しているはずだったんだが、最近持って、残されていないんだという声も聞いております。そういったルール違反に対する対策ということがどのようになっているのか、担当課のほうになると思うんですが、確認をしているかどうか。その点について伺います。

**山科雅寛環境課長** 議長、山科雅寛。

**下山准一議長** 環境課長山科雅寛君。

**山科雅寛環境課長** ごみステーションへの排出のルールについての御質問を承りました。

確かにごみステーションのほうに、ただいま週2回ごみステーションへ可燃ごみ等は排出されております。こちらに関しては、収集運搬が2社6路線ということで業者に委託しております。

議員おっしゃいましたとおり、例えば4月とか、新たに市外から転入されてきた方などもある時期においては、特に無記名の方とかそういった方もいらっしゃるということでお聞きしております。あとは中身について、資源物が入っていたということが分かれば、不燃物等につい

て分かった場合にはステッカーを貼って警告と  
いいますか、その内容についてどういったこと  
でこのごみ収集ができないかということに記載  
した上で注意喚起を行っております。その辺は  
町内の衛生組合長とか区長と連携しながら、市  
でも必要に応じて現場に出向きまして確認をし  
ておりまして、直接文書で指導を行っている場  
合もございます。

そういったことで、環境課のほうでもしっか  
りルールを徹底していただけるように対応をし  
ているところでございます。

以上です。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** 日本全国的に見て記名  
をするということについて様々な意見はあると  
思います。ですけれども、山形県内を見渡すと  
地区名、氏名を書くというのはどの地域でも定  
着をしていて、他県から来た方が書くことがな  
い県のところから来た方はちょっとびっくりさ  
れるというのがあります。ですけれども、やは  
り市の職員の方の人数がどうしても少ないのも  
承知していますので、やはり衛生組合であつた  
り、あとは市民の方々、ほかの方々と共同して、  
そういった運動をより徹底していかないと、結  
局ルールが一旦破れていってしまうと、やは  
り統制が取れなくなってくるんだろうなという  
のを危惧しております。

ちょっとこれは他市の事例だったんですが、  
分別が本当に細かく、もう二十七、八種類とい  
う自治体もあります、御存じだと思うんですけ  
れども。その中で、そういった自治体であると、  
やっぱりすごく分別が煩雑で面倒くさい。新し  
く来た方、転入されてきた方々にとってはちょ  
っと面倒くさいというような意識を少しでも払  
拭していくために、転入の段階で10分くらい、  
その方に時間を取ってもらって、窓口のところ  
で、市民課でもいいと思うんですけれども、窓

口のところでもうレクチャーというか、この地  
域は、新庄市はこういう分別をしていてこうい  
うルールがありますというのを分かるように説  
明をしています。それでもルール違反という  
のは後を絶たないのだと。ですけれども、本当  
に継続して地道に同じことを続けていく以外に  
ないという、やはり他市の状態も同じように、  
涙ながらという言い方は変ですけれども、皆さ  
ん本当に苦慮しながらされていると思います。  
私たちも、市民としても、やはり本当に気をつ  
けてというか、実施をしていこうと思ってお  
りますので、まずこの点についてはぜひお願い  
したいと思います。

次になんですが、資源ごみの食品トレーにつ  
いて伺います。

この食品トレーのリサイクルシステム、新庄  
もがみ方式ですね。リサイクルされている物は、  
この各戸に渡されているこの分別表であると、  
プラ、PSプラ、PEプラ、PPと。これはト  
レーにリサイクルできますという表示になっ  
ています。この取組というのも平成21年からの私  
環境課に頂いたデータを見ていきますと、その  
実績によると、スーパー店頭であつたり町内ス  
テーション回収というのが年々かなり減少して  
おりますね。この傾向をどのように見ていらっ  
しゃるのだろうかと思っております、まずそ  
の点について伺います。

**山科雅寛環境課長** 議長、山科雅寛。

**下山准一議長** 環境課長山科雅寛君。

**山科雅寛環境課長** ただいまの御質問は、食品ト  
レーのリサイクルについて、収集物がだんだん  
減っているということへの御質問です。

確かに、叶内議員おっしゃるとおり、食品ト  
レーの回収量が減ってきているというのは、事  
実ではございます。その点につきましては、食  
品トレーに代わる例えばプラスチック製の容器  
包装物、そういった物に代わってきて軽量化が  
図られている、またはそういった、もっと食品

トレーよりも冷凍食品で使われている物とか、そういった物に代わってきている。そういったことも影響しているのではないかとは思っております。あとは、分別収集ということで、市民の方、大分定着してはいると思うんですけども、さらにこちらとしてもそういった周知を図りながら、分かりやすい分別表を作成しながら、市民にリサイクルしていただけるように取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

**3 番(叶内恵子議員)** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番(叶内恵子議員)** この食品トレーの、もともとは新庄方式が定住自立圏で合意がされて、新庄もがみ方式に代わって。このトレーリサイクルシステムは大変すばらしいと私は思っております。すばらしいんだという自覚のない市民の方も実は多いであろうと思います。県外、県内、一部事務組合であったり、話をする機会を持ちますと、新庄のようにそういうサイクルを持っていないもんでなんて言われる言葉を聞きますと、これは本当に進めていく、福祉との連携ということ、本当に産官福という連携をついているということで、これは継続して、本当はもっと広げて深めていくということが、そして次のステップにやっぱり進んでいくということも、非常に大事だと思います。

その中で、このまずチラシの分別の改善の方法として、こちらも見やすいチラシで。こちらを見たときに、このPS、PP、PE、この3種類がリサイクルできますと。これを見たときに、例えば回収できないトレーのところの豆腐容器というのがPP製であったり、PE製というのが多いわけですね。そうすると、せっかくこっちに入れられるのに全部燃やされているという現状、可燃のほうに入ってしまうという現状もあるのかなど。これをもう少し分かりやすくというか、この整合性がある状態で、ただ、

言葉、このプラ容器のマークというのは、やっぱり何というんですかね、ずっと頭に入っていないので、やっぱりこちらの写真のような形でこれはこうですというようなことがちょっと分かるような、何かゲーム感覚で見て分かるような、そういったものであると取り組みやすいのではないかなと思っていました。こちらの提案になってしまうんですが、これを市で取り組むというのはやはりシティプロモーションの現実化になっていくと思いますので、ぜひ検討していただきたいなと思っております。これは先ほど課長からも取り組んでいくということも聞きましたので、またさらにお願いという形になってしまいますが。

そして次に伺いたいのが、スーパーの店頭回収について伺います。

この店頭回収、これも非常に優れたというか市民にとってはありがたい方法で、平成6年には瓶、缶がスタートして、平成10年にはペットボトル、そして平成16年には食品トレーが追加されて、現在の品目になって店頭回収を行っている。資源回収協力店のスーパーの皆様には、本当に頭が下がる思いで感謝をしております。

存じ上げているか伺いたいんですが、買物のついでにこの資源ごみを置いてくることができ、非常にありがたいんですが、各スーパーの独自の事業だと思っている市民の方が非常に多いことに驚くんですね。私の周りでも、え、そうだったのという方が、やはり今でもいらっしゃるんですね。そして、スーパーの従業員の方が回収ボックスの袋替えを、どんどん入っていっぱいになるものですから、袋替えを定期的にされるわけですね。そのときに、作業中に、例えば資源ごみを入れていかれる方に、分別がちゃんとなっていないと、それはこちらにお願いしますというような、優しくというか、穏やかに指導というか、した場合に、様々な、一概にこういう方だけというのではないんですが、商品

を売っているのはおまえたちスーパーだべと。そうしたらその片づけんのおまえたちの役目だべとか、あとは、だったら売んなやとか。そういった、やっぱり心ない言葉を浴びせられているということが現実にあります。あとは、食品のトレーに汁がついたまま、やはり入っている。ペットボトルはラベルを剥がされず中が洗われない状態で入っている。県内の他市と比べると、新庄最上のペットボトルの回収のとか持つていき方がやはり一番悪いです。

そしてあとは、買物をしたついでに、もう既に、例えばお肉とか魚とかをラップにくるっと包んで、汚れたままぼんと入れていく方も後を絶たないという声を聞いております。

それだけにとどまらず、かみそりまで入っていて、けがをした従業員がいるということも聞いております。あとは粗大ごみを置いていかれて、これをどうしたらと警察に届けたんだけど、どうしたらいいんだろうという声も聞いております。

そういったマナー違反は途絶えることがありません。これは地道にマナーを向上していくことをし続けなければいけないということなんですが、協力店の中には、この市の事業からできれば撤退したいという声も実はあります。市ではこういった状況を確認しているんだろうかと。まずはこの積極的な改善が必要だと、私は声を聞いて、声とか聞いておまして、この状況を把握しているのか。そして、把握しているとするならば、こういった対策を考えているのかを伺います。

**山科雅寛環境課長** 議長、山科雅寛。

**下山准一議長** 環境課長山科雅寛君。

**山科雅寛環境課長** スーパー店頭における資源物の回収についての排出マナーについてということの御質問をいただきました。

現在、スーパーの店頭のほうでは、協力店が市内では6事業所、9店舗ございます。そちら

の食品トレーに関しては福祉事業所で回収、缶、瓶、ペットボトルに関しては、市で委託した廃棄収集業者で回収しているということでございます。

スーパー店頭での回収は、議員おっしゃるとおり、新庄市以外の地区においては事業者の責任で実施しているというところがほとんどでございます。新庄市では、市で依頼してこのリサイクルをしていただいている状況でありまして、他地区から比べればリサイクル推進に新庄市としては力を入れているということでは認識させていただいております。

協力店のほうでは、やはりスタッフを雇用するなど、積極的にリサイクルに関して協力いただいているということをご認識してございまして、大変感謝しているところでございますけれども、やはり排出マナーについて事業所のほうから困ったということで、環境課のほうにも相談があることが何度かございます。そういった旨をこちらとしても把握しているところではございます。

そういった中でこれまでの取組でございますけれども、新庄最上定住自立圏形成ごみ減量化推進協議会というものがございまして、8市町村と最上広域、あと最上総合支庁とが一緒になって協議会を設立しておまして、その協議会や衛生組合連合会、あと高校ボランティアなどで協力して店頭での啓発活動を実施したこともございます。また、分別指導員を配置しまして、一定期間、マナー向上の啓発活動を実施したこともございます。また、衛生組合連合会の広報紙においても、常に排出ルールの徹底を図ってくださいということで、そういったことでも周知を行ってきているところでございます。

なかなかそういった分別マナーというのを徹底するというのは難しいところではございますけれども、少しでもリサイクルに回せるそういった資源物を増やすためにも、今後も機会を捉

えて、関係機関と連携しながら、マナー啓発活動や広報、あとはホームページを活用した周知活動を展開しながら、また、環境教育等にも取り組んでまいりたいとは考えております。

以上です。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** 経年にわたって地域内スーパー等の拠点回収、看板設置であったり、食品トレーの分別キャンペーンであったり、そのキャンペーンは存じておまして、どうしても予算から人員から見たときに1年の中で1回しかできなかつたりとか、数日しかしていなかつたりとか、あとは今年はできなかつた、でも来年はできるだつたり、継続性がちょっと途切れてしまっている。地道なことしかできない、地道にやらなければつなげていけないということは、でしかないと考えております。毎年決まった、例えば警察と同じように強化月間、取締り強化月間というとな変ですけれども、そういった月間なり、週間なりで、必ず、例えばスーパーの店頭回収のところでは指導員の方を配置したようなことであったり、そういったことは1日で終わってもやっぱり意味がないと、スーパーの現場からも言われるんですね。1週間だったら1週間、そういった定期的に期間を決めて毎年継続していく、それは、でも職員だつたり最上町村の職員であったり、人数が限られています。それは重々承知していて、ここでこそごみというのは市民共通の課題なんですよ。そうすると、ここで本当に市民協働が果たされてつくり上げていけるのではないかなとっておりますので、ここでどのように市民と協働して対策をしていくのか。そういったことを、より本当に総合的に考えていただきたいと思っております。

そして、今回の新型コロナウイルスの影響で、感染症が発生すると、今回しまして、例えば一部

コンビニであったり、ガソリンスタンドであったり、ごみ箱を撤去されていたんですね、期間的に。そういった場所がいろいろ見受けられていて。もちろん自分が出すごみは自分の家に持ち帰ることが一番得策で、これは、逆にすごい、当たり前だと、まずまずしっかり考えることができました。

でも、やはりこういった感染症がひどく拡大されていった場合、今回はスーパーとかのほうで、協力店のほうでは、ちょっと一旦止めてくれという声はなかったと聞いていますけれども、でも、衛生的な物を売っているところで、不衛生な物を入れられるというふうな状況であると、一旦止めてくれというようなことも出てきてしまうのではないのかなと思っております。1か所のスーパーでは、内側にあった物を外側に全部出していたりとか、工夫されてはいたけれども、やはり市の事業だということで協力は惜しまないという姿勢であると思っておりますが、それでも止めてくれという状況になったときにどんなことを検討されているのか。また、検討しなければいけないのかということ、どのように考えているのか、伺います。

**山科雅寛環境課長** 議長、山科雅寛。

**下山准一議長** 環境課長山科雅寛君。

**山科雅寛環境課長** ペットボトル等の資源物の回収について、コロナウイルス対策について、どのような対策を考えているかということの御質問かと思えます。

今回、第一次感染ということで蔓延しました、新庄市においてはあまり感染者は少ないという状況ではございましたけれども、やはりコロナウイルス対策にどういったふうに取り組まなきゃいけないかということで、いろいろ国からも通知は来てございます。

基本的には、やっぱり店頭での回収というのは定着してございますので、そちらに関しては継続していただきたいということで、基本的な

スタンスとしては考えております。ただし、やっぱり事業所のほうでちょっと止めてほしいといった場合があった場合、無理にこちらでお願いするというわけにもいかない部分もあるときもあると思いますので、そういったときに関しては、やはり通常のごみステーションのほうに出していただくようになるのかなということでは考えてございます。

その際の資源物の出し方についてということで、注意を周知していかなければいけないということは考えてございまして、資源物ではございませんけれども、今回の感染に関して一般的な家庭ごみの出し方や、家庭における感染の疑いがある方がいた場合のマスクやティッシュの捨て方についてということで、こちら環境省のほうからも通知がございまして、そちらの対策による啓発チラシというものがございまして、そちらのほう、ホームページに載せて周知を図ってきたところでございます。

今回の質問のリサイクルされる資源物の取扱いについてでございますけれども、こちらでも厚労省のホームページには物の表面に付着したウイルスが感染力を失うまでは、24時間から72時間の時間がかかるといったウイルスの性質に加え、これに基づいて環境省ホームページにおいて示されております、通常リユース、リサイクルされる資源の取扱いが示されてございまして、それに倣いますと、例えば、新型コロナウイルス感染者やその疑いがある方が使用された物で通常資源化される廃棄物のうち、ペットボトルについては可燃物の区分で排出してもらう。また、缶とか瓶類に関しましては、感染する力がなくなるとされる期間が3日程度であるということから、資源ごみの収集頻度を踏まえて一定期間待ってから排出する。それが困難であれば、不燃物として排出してもらうなど、通常とは違う排出方法について検討すべきだろうということでは考えております。

そういったことで、市民の方々や回収を行う収集運搬業者に混乱が生じないよう、周知を図っていきたくと考えてございます。

以上です。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** その社会の情勢によって、今まで定着していた身にしみたものをやっぱり変えなければいけないとなったときに、なかなかずっとできないのが人間であったりしますので、今回をいい経験として、次またこういった感染症の拡大が懸念される場合、やはりバトルフォーメーションという言い方は変ですけども、どういうふうにして移行させていくかというのは、やはり徹底的に関係者も含めて、関係する市民も含めて検討していただきたいと思いますと思っております。

1つ、これはスーパーからの声だったんですが、最近ドラッグストアでも食品トレーで売られている生鮮食品であったり、そういった物が増えてきていると。スーパーだけが回収協力なんですかという声も、実はありますということをお伝えしておきます。

そして次なんです、一番頭が痛いプラスチック製の容器包装類について伺います。

このプラスチックというのは、私たちの生活にもう欠かすことができません。大変重要な資源ですが、しかし、便利である一方、環境に害を及ぼすということも私たちは知っています。川や海に流れる、今でも新庄市の川にもプラごみが浮いていますし、沈んでいますし、打ち上げられていますし、そういったプラごみが大きな公害問題になっているということは、もう皆さん承知のとおりです。

家庭から出るごみの中の割合で廃プラスチックの割合が本当にもう高くなっていると思います。そして、そのために焼却した、新庄市の場合には燃えるごみとして、その他プラスチックと

して燃えるごみにして、容器包装プラスチックということで燃えるごみに分類されていますが、御存じのとおり、焼却した場合、焼却温度が高温になって焼却炉に大きな負担をかけているということも現実です。再資源化できるプラスチック容器包装類について、正しい分別を、先ほどのトレーも含めて、トレー、洗わないでもう焼いてしまえという家庭もあるんだと思います。正しい分別を市民に浸透させていくべきだと思っております。

基本計画の中に、その他プラスチック、リサイクルされないプラスチック製の容器包装の分別収集ができるような、効率的な、本市の実情に応じた収集体制を検討しますと、平成23年当時から計画の中に入れておりまして、この検討というのはどのくらい進んで、どういうふうなことが検討されて現在あるのか、伺います。

**山科雅寛環境課長** 議長、山科雅寛。

**下山准一議長** 環境課長山科雅寛君。

**山科雅寛環境課長** ただいまの御質問に、廃プラスチックのこれまでの取組、処理に関する取組と検討の状況について、どんなものを検討してきたかという御質問だったと思います。

廃プラスチックですけれども、先ほども申ししております食品トレーは、食品トレーリサイクル新庄もがみ方式として、資源回収店の協力を得て取り組んできたところがございます。これに関しては、新庄もがみ方式ということで、新庄だけでやっていたものを最上全体に広げて取り組んだということで、こちらは一つの成果だなということで考えております。

また、ヘルメットやスキー靴などの硬質のプラスチックごみに関しては、ただいま不燃ごみとしてリサイクルプラザもがみへ運搬して、再利用が不可能な物については埋立処分ということで、金属類とかそういった資源物がついている場合には回転破砕機というものがございまして、そちらのほうで破砕して、金属部分はリサ

イクルして、残った部分に関しては埋立してしているという現状となっております。食品トレー以外のプラスチック製容器包装は、可燃ごみとして、ただいまエコプラザもがみで焼却処分しているという現状がございまして。

それを踏まえまして、議員おっしゃったとおり、計画の中で平成23年度からずっと廃プラスチックの処分について、どういった対応ができるのかということをお新庄最上全体で検討してきたところではございます。先ほど話しましたが、新庄最上定住自立圏形成ごみ減量化推進協議会、こちら8市町村と最上総合支庁、あと最上広域で構成する協議会でございますが、その中で、廃プラスチックというのは世界的な問題であるということで、そういった情勢に、あとは国内においても廃プラスチックを何とかしていきましようということで、様々な計画がされてございます。そういった国内の動きに並行した形で、管内のごみ減量化、資源化を進めるために、その協議会において廃プラスチック類のリサイクルの在り方について検討を重ねてきたところでございます。

その中で、1つとしては、スーパーの店頭で回収される食品トレーについてでございますが、回収された食品トレーは、市内の福祉施設において分別されますが、約2割程度は不適合物として単純焼却されているということでございます。不適合物とは何かといいますと、やっぱりペレットにできないような素材の物が混在してくるということで、先ほど議員から指摘がございましたとおり、分別収集の方法が一部やっぱり分かりづらいところもあるのかなというところで、その辺は分かりやすいものに、どうしたらいいんだろうというのを今後さらに検討を進めていきたいと思っております。その2割部分のリサイクルをどうにか不適合物についてリサイクルできないかということも検討してございます。

あとは、これまで単純焼却されておりましたその他の容器包装の廃プラスチック類の処分方法についても、リサイクルする方法がないかということで検討してございました。その協議会の中では、学識経験者による審議会を設置して意見を聴取するなどし、例えば、食品トレーのリサイクルにおいては、不適合物に対応する圧縮機の導入をどう進めるか。また、その他の廃プラスチック類については、分別から収集までの新たな排出ルールを設定をどう進めるかといったそれぞれの方法論や費用負担も含め、実現性について検討を重ねてきたところでございます。

協議の結果、現時点では具体的な事業化については、システムの構築や費用の面、こちらやっぱり8市町村それぞれの財政事情等もございまして、多額な費用が発生するというのもございまして、なかなか難しいという結果に至っております。

食品トレーのリサイクル新庄もがみ方式に関しては、今後とも拡大といいますか、やっぱり周知徹底を図りながら、食品トレーのリサイクルは今後も継続して取り組んでいくということになってございまして、今後につきましても、さきに述べました廃プラスチック類のリサイクルに向けた国内の動きもありますので、食品トレーリサイクルシステム新庄もがみ方式の拡大をきっかけに、ごみ減量化推進協議会を中心に、改めてこの地域に適した廃プラスチック類のリサイクルの在り方について協議検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上です。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** 進んでいないということが今の現状だということと理解しました。全国的に見ますと、容器包装リサイクル協会ルートでベールに圧縮して結束して出しているとい

う方法が主流でした。こういった検討というのは、容器包装リサイクル協会のほうにベールとして出すという検討というのは、これまでなかったのでしょうか。できない場合はなぜできないのだろうということが単純に疑問として湧くものですから、その点について伺います。

**山科雅寛環境課長** 議長、山科雅寛。

**下山准一議長** 環境課長山科雅寛君。

**山科雅寛環境課長** 容器包装リサイクル協会ルートでの商品トレー等のリサイクルについての検討をなされたかどうかという御質問かと思えます。

そちらに関しまして、先ほどの協議会のほうで検討した経過がございます。2割ほどの食品トレー、今回回収してございますけれども、不適合物があるということで、それを何とかできないかということで検討をしたところでございますけれども、それについては、まず、現在、食品トレーに関しては、食品トレーリサイクルシステム新庄もがみ方式として独自のルートでリサイクルをしております。こちらはやっぱり新庄市と最上全体で進めている福祉事業所で、福祉の政策と一体となった事業でございまして、こちらの独自ルートがございまして、ただ、2割の不適合物だけを容器包装リサイクル協会のほうに提出するという事は、こちらは無理だということで、協会のほうから情報を得まして、もしするとすれば、食品トレー全体を容器包装リサイクル協会ルートに乗せてベール化して排出する必要があるということがありまして、やっぱり新庄最上としては、現状の方式で独自ルートでやっていきたいということがありまして、ちょっと難しいのかなということになったということで聞いております。

以上です。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** 何とか容器包装リサイ

クル協会のトレーを外した分も容器包装リサイクル協会のルートに乗せられないのかどうなのか。国に再考を促すようなアクションを、私も努力しますので、一緒に努力していただけますでしょうか。

もしくは、あと、だんだん時間がなくなってまいりまして、この質問というのは、新庄市はまず可燃をするという基本原則が、燃えるごみは、プラごみもまずは焼くという。ですが、家庭の中から出てくる、社会的にごみの成分の量が大幅変わってきてしまって、エコプラザを建設した当時から、またさらに時間が下るにしたがって。やっぱりせつかくの焼却炉施設というものを本当に死守していかなければいけない。延命化して。

今の計画ですと、令和14年頃まで直しながら使って、その後建て替えしなければいけない。もしくはどうするのか。このお金をこの人口で持っていけるのか。そういったことで皆さんというか、関係団体含めて頭を抱えているのだろうと推察をします。そういった私たちがやらなければいけない、市民も本当に理解をして焼却炉の延命を死守していく。あとは最終処分場の延命を守っていくということを真剣に考えたときに、分別はせざるを得ない、するべきで、そして分別したプラごみというものをどのように処理というか、していくか。これを本当に真剣に徹底して、次の前期5年、計画の5年の中であったり、進めていっていただければ。

ちょっと時間がなくなってきました。

新庄市の地形的に焼却炉を持っていない自治体の作業分類というか、そういったところにごく似ていて、農業が基幹産業になっていて。そうすると、分別のところから生ごみとプラをもう完全に分けて、生ごみのほうは全量堆肥化ということをやっている自治体があって、ここにすごく近いのかなと思って、また自分もさらに研さんを積んで、また次回、次に質問をした

いと思います。

以上になります。

**下山准一議長** ただいまから1時まで休憩します。

午前11時46分 休憩

午後 1時00分 開議

**下山准一議長** 休憩を解いて再開いたします。

## 佐藤悦子議員の質問

**下山准一議長** 佐藤悦子さん。

(1番佐藤悦子議員登壇)

**1番(佐藤悦子議員)** 日本共産党を代表して、一般質問を申し上げます。

一般質問、ほかの議員の質問をお聞きしながら大変勉強になりました。と同時に、職員の皆さん、市長の皆さんが本当に頑張っているというのを改めて感じ、感謝したい気持ちにもなりました。

私なりに質問させていただきます。

1番として、学校休校の影響と課題について質問いたします。

①3月から約2か月半休校措置が取られました。学校での学びや仲間と過ごす時間が奪われ、さらに外出自粛要請により、子供の成長、発達への深刻な影響が危惧されています。

例えば図書館も開かない、また、公園で遊ぶのも注意されるというような、そういう状況がありました。また、給食がないために、昼食が何日もまともに取れない子供もおられたとのことです。虐待を受けている子供などの増加も指摘されています。

今後数年続くとされるコロナ禍。再び休校措置もあり得ます。その場合に、食事の提供の取組や、子供が安心して過ごせる居場所の確保、

保護者の悩みを相談できる場づくりが必要ではないでしょうか。

②として、学校休業に伴い保護者が休業する場合の助成制度は十分に活用されていないと聞いております。当市としてはどう把握されているのでしょうか。制度の周知や申請の簡略化が必要ではないかと思いますが、どうでしょうか。

③として、1年分の学習指導要領の完全履修は無理ではないでしょうか。上からの押しつけ研修をやめ、学習単元を大胆に精選し、次年度での指導も視野に入れるべきではないでしょうか。

④として、1クラス33人を超える学級は、市内では何学級あるのでしょうか。また、教室に入り切れない子供への指導に先生方は苦慮しておられました。学級定数を減らし、先生を抜本的に増やしていく必要があるのではないのでしょうか。

⑤として、感染拡大の問題を乗り越えるためには、差別や偏見は最も有害です。新型コロナウイルスの肺炎で、小中学校でいじめが5件もあったという鴨川市、また、感染者や中国の方に対する誹謗中傷がSNSで広がっているとも聞いております。憲法と子どもの権利条約に基づき、人権尊重と社会的連帯の意味を学ぶ取組について、当市ではどうお考えでしょうか。

大きな2つ目は、新型コロナウイルス感染から市民の命と暮らしを守るために質問いたします。

①として、県立新庄病院では、コロナ対応のために、ほかの入院や治療が受けられない市民がおられたのではないのでしょうか。病床削減計画がありますが、これは見直しが必要と考えます。市ではどう考えておられるのでしょうか。

②として、最上町では、持続化給付金に減少率で非該当となった事業者に、町独自で支給することでした。これは、当市でもできることではないかと思いますが、いかがでしょうか。

③として、特別定額給付金95%支給とのこと

でした。職員の頑張り、市長を先頭に頑張っていたことに深く敬意を表します。しかし、まだ申請できていない方が出ているわけです。個別に連絡し、申請したい場合は支援してはどうでしょうか。自粛要請には、必ず補償の徹底が必要だと思います。

④として、国民健康保険税の減免を周知し、2019年の分の滞納分についても遡って減免できるようにしてはどうでしょうか。また、国民健康保険加入者のコロナ感染者に傷病手当金を出せるようにする条例改正が、本議会に提案されています。しかし、被用者だけです。被用者となっていない自営業者などは非該当です。コロナ感染した場合、仕事ができなくなるのは被用者と同じだと思います。こうした支給対象とならない方への一時金の支給をすべきではないかと思いますが、どうでしょうか。

⑤として、失業した方について市役所職員として採用してはどうでしょうか。特に今年度大変な仕事量になっておられるようです。それを分けてやっていくということも考えて採用してはどうかと思うのですが、どうでしょうか。

⑥として、生活保護制度について、ポスターやユーチューブなどによる積極的な周知、職員増などによる受付体制の強化、また、4月7日付で事務連絡が来ましたが、そこで改善された自動車保有要件の緩和などを生かして、生活保護を受けやすいようにしていくことが必要だと思いますが、どうでしょうか。

⑦として、コロナの影響で農業も打撃を受けています。農機具の買換え時の市独自補助で家族農業を持続させることが必要ではないでしょうか。

また、当市は米の生産地です。3月からの学校休校による学校給食食材のキャンセル、飲食店関係の業務用米に受注激減が続き、流通の滞りで米の卸売価格が下がり、今年度の秋の生産者米価が大変心配される状況です。地域の農業

を持続させるためには、米の消費を促す取組が必要だと思います。学校給食での利用拡大、また、去年だったか大変喜ばれた子育て支援米、これの支給、また、アルバイトがなくなったり親の収入がなくなったりで、学生が5人に1人大学を辞めるかと悩んでいるそうですが、そういった学生に対する支援として、米を贈るなどの活用拡大を図るべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**下山准一議長** 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、佐藤市議の御質問にお答えさせていただきます。

最初の質問につきましては、学校教育課より答弁させていただきますのでよろしくお願いいたします。

次に、新型コロナウイルスの対応として小学校が臨時休業した場合における保護者の休暇取得を支援する制度が設けられております。従業員に有給の休暇を取得させた事業者向けに、当該従業員に支払った賃金相当額について、1日当たり最大1万5,000円を助成する小学校休業等対応助成金と、委託を受けて個人で仕事をしている方が就業できなかった日について、1日当たり7,500円を助成する小学校休業等対応支援金の2種類がありますが、両方とも申請書の提出は、厚生労働省より委託を受けた学校等休業助成金支援金受付センターに事業主より直接郵送する必要があります。

今般、市内事業主のこの制度の活用状況について山形労働局に問い合わせましたところ、県内事業主の制度活用状況に関する情報は今のところ入っていないとの回答でありましたので、市として状況が把握できていないことを御理解くださいますようお願いいたします。

引き続き山形労働局への情報提供を求めるとともに、従業員に取得させた有給休暇の期限が6月30日から9月30日へ、同じく申請期限が9

月30日から12月28日へ延長された制度改正も含めて、周知を実施してまいりますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、県立新庄病院の病床の削減計画の見直しですが、県では平成28年9月に山形県地域医療構想を策定し、この中で、最上地域全体の病床数を削減し、県立新庄病院におきましても、現行の452床から、改築後には325床とする計画としております。

削減の主な理由としては、人口の減少による入院者数が減少するためと見込んでいることによるものであります。また、今回の新型コロナウイルス感染症の発生に伴う県立新庄病院の診療状況につきましては、一般患者への影響はなかったと伺っております。

次に、国の持続化給付金についてですが、今年1月から12月までの任意の月の売上げが前年同月と比較して50%以上減少していることが給付の条件であります。市独自支援策の検討作業においては、売上げ減少が30%以上50%未満の国の要件に該当しない事業者への給付も選択肢としてありましたが、国の申請は今年12月までの任意の月で前年との比較が可能であり、例えば、ある月に30%以上50%未満の減少に該当したことで市の給付を受けた後、50%以上減少した月があった場合は、国の申請要件に該当することになりますので、事実上市と国の双方から給付金を受け取ることが可能です。そうなれば、国への上乗せ給付という制度にして、審査の簡略化と給付の迅速化を図り、また、飲食店等応援給付金など他の事業も併せて実施することで幅広い事業者の支援が可能であることから、現行の制度を選択したものでございます。

御質問の内容は貴重な御意見として受け止めておりますが、現在実施中の事業者持続化給付金につきましては、このまま継続していく考えですので、よろしくお願いいたします。

特別定額給付金等の制度の周知については、

これまでも市報等で数回行っているほか、今回も引き続き行っていくこととしております。ただ、制度を知らなかった、申請方法が分からなかったという方がないようするために、議員がお伺いのおり、直接連絡の上、必要に応じた支援を行うこともあり得ると考えております。今回の申請期間が8月までと設定されているため、郵送申請はまだ続いております。その動きも踏まえつつ、まずは未申請者とその世帯状況、申請していない事情について調査を行いたいと考えております。その後、状況に応じて、関係課とも連携しながら適切に対処していく考えであります。

次に、新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免制度について御説明いたします。

この制度は、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、国が示した助成基準で減免を行います。対象は、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限を迎える国民健康保険税です。

まず、新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯を全額免除します。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入等が前年より10分の3以上減少していること、世帯の主たる生計維持者の合計所得金が1,000万円以下であること、世帯の主たる生計維持者の事業収入のうち、減少が見込まれる所得以外の所得が400万円以下であること。この3点を満たす世帯の国民健康保険税を減免します。

制度の周知につきましては、納税と一緒に同封するチラシ、7月発行の市報ホームページで周知を図ります。

国が財政支援を行う国民健康保険における傷病手当金の支給対象者は、被保険者のうち新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用

者に限定されておりますので、それ以外の方は全て対象外となります。一時金については、国の財政支援の適用外となりますので、本市が独自に規定を設けて支給することは困難と考えております。

また、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により失業された方について、職員として採用してはどうかという質問ですが、5月29日に厚生労働省山形県労働局が発表した令和2年4月時点の最近の雇用情勢についてによれば、山形県内の雇用情勢は高水準を維持しているものの、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に注意する状態にあるとしております。県内のハローワークの有効求人倍率につきましては、新庄地区についてはほぼ変化がないとのことから、現時点で市が失業された方を職員として雇用する予定はございません。

なお、引き続き雇用情勢を注視してまいりたいと考えております。

次に、生活保護制度についてであります。本市における5月末現在の生活保護受給件数は276世帯であり、今年度の申請件数は、4月、5月の2か月間で5件、保護開始決定についても5件となっております。

現在、生活支援の職員体制は、平成29年度にケースワーカーを1名増員し4名に、また、査察指導員を1名、医療支援専門員1名の合計6名で行っております。窓口へ相談に来られた方へは、パンフレットなどを使用し制度を分かりやすく説明するとともに、相談に来られた方が何に困っているかを丁寧にお聞きし、迅速に解決できるよう対応を行うこととしております。

なお、自動車の保有につきましては、従来から所有を一律に禁止しているのではなく、厚生労働省事務次官通知により認められる場合があります。例えば、自動車による以外に通勤する方法が全くない、または今後就労により保護から脱却が認められるなど、一定の要件を満たす方に

は所有が認められております。今回の厚生労働省の通知につきましては、この事務次官通知に準じて一時的に就労が切れている場合も同様に取り扱うようにとの内容でありますので、この通知に基づき運用していく考えであります。

新型コロナウイルス感染症に関する緊急経済対策として、農作物の生産販売に影響があった3月からの減収対策について、第一弾として農作物減収対策事業をはじめ4本の支援事業を進めているところであります。今後も農畜産物の販売に一定程度的影響があった場合、対策を講じてまいります。農機具買換え時の補助に関して、このたびの支援事業としては考えておりません。

また、米の活用支援に関してですが、学校給食は既に新庄産を最大活用いただいております。米需要の動向を注視しながら今後の減収対策が必要となったときに、その他の活用拡大策を検討してまいります。

給食がないための臨時休業中の様子並びに1年分の学習指導要領の履修の件、そのことについては学校教育課より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

私からは、壇上から以上の答弁とさせていただきます。

**高野 博教育長** 議長、高野 博。

**下山准一議長** 教育長高野 博君。

**高野 博教育長** 初めに、臨時休業中の家庭の様子につきましては、担任の家庭訪問や電話などで把握をしてまいりました。現時点においては、臨時休業中における小中学生の虐待や、家庭で昼食が何日も取れないということが課題になったという事案については、報告がございません。

また、臨時休業になった場合の特定の児童生徒に対する学校給食の提供については、現時点では考えておりません。

子供が安心して過ごせる居場所の確保につきましては、これまで臨時休業の際は学童や学校

で見守りをしてきましたが、今後も感染が拡大しない対策を最優先としながら、安心して見守りができる環境を整えていきたいと考えております。

また、保護者の悩みについては、常時学校では保護者の相談に応じており、これまでも登校や体調に関することや、課題についてお答えさせていただきました。今後、アンケートを予定している学校もあり、休業中の様子について課題があれば対応してまいります。

次に、1年分の学習指導要領の完全履修をさせるのは無理ではないかという御質問にお答えします。

教育課程につきましては、児童生徒や教職員の負担を考慮しながら、5月に年間指導計画を見直し、夏休みを縮小したり行事を精選したりするとともに、様々な指導の工夫をしながら、標準となる時数を確保することができております。したがって、現時点では詰め込みにならない配慮をしながら、年度内に学習が完了することは可能な状況です。

今後、新たな臨時休業などをせざるを得ない状況になった場合は、次年度に学習内容を移すことも想定しながら進めてまいります。

また、本市が主催する研修等につきましては、中止、延期、縮小などの判断をして、感染防止対策を優先しているところでございます。

続いて、学級の人数ですが、現在1クラス33名を超える学級は、市内全校の130学級のうち3学級あります。学年によっては校内で担任以外の職員を配置して2つのグループに分けて指導している学校もあります。各校では、文部科学省が示している学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、学校の新しい生活様式にある地域の感染レベル1の行動基準に従い、児童生徒の座席配置を1メートル以上を目安として間隔を取るよう努め、難しい場合は広い教室で学習をしたり、隣接す

る多目的スペースを活用したりするなどの工夫をしております。

教員の配置定数につきましては、国の基準や教育山形「さんさん」プランの方針に従っておりますが、国や県に対して市町村教育委員会や校長会から教員を増やす内容の要望をしております。

最後に、基本的人権の尊重や子供の権利についての考えですが、それらを脅かす偏見や差別につながる行為は断じて許されるものではないと、そのように捉えております。そのために、学校再開に当たり、市内全校で偏見や差別に関する指導を行いました。

具体的には、始業式における校長の挨拶、養護教諭や担任の指導、最初の道徳の授業、保護者へのお便り、校内の掲示物など、いろいろな機会丁寧で指導を行っております。

今後も発達段階に応じて指導を行い、偏見や差別が生じないように配慮してまいります。

以上であります。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） いろいろとお答えありがとうございました。

さて、休業の状況なんですけど、4月で休業者が全国で600万人となったそうです。雇用調整助成金の活用についてなんですけど、これが新庄市では確かに30件申請受理されたという情報がありましたけれども、全国では相談件数が44万件中、支給決定されたのが僅か7万件弱です。相談件数ということは、この方々が休業させている従業員がおられるということが想定されるわけなんですけど、この方々の数と実際に休業者と言われている方々の数を合わせると1,000万人を超える休業者となっていると言われております。雇用調整助成金の支給決定数から想定される休業補償を受けている労働者は、この中で133万人でないかと推定されるようです。これは、こ

のまま比例配分で、新庄のほうでは30件申請受理された。しかし、市独自の社労士負担金の補助を受けたのが1件ということで、実際に休業補償を確実にできていると思われるのが1件ですから、これでいきますと新庄市の働く方々がかなり失業するような状況に成り立っているというか、手当もなくいる方がかなり出ているのではないかとということが想定されるわけです。

一方で、飲食店への市独自の支援、また利子補給支援、セーフティーネットの貸付けなど、ほかの経営支援助成金、こういったことをしていただいて、市民の方からはほっとしたというふうに喜ばれています。市長をはじめ頑張っている、ありがたいというふうに声は上がっています。

しかし、国の支援制度は申請がしにくい、受理されにくい、給付が遅い、これでは、市内の業者の方々が倒産したり廃業に至ったり、働く人が失業化ということになってしまうわけです。そういう意味で、国に対して、この国の申請の手続、金額がやっぱり大きいわけですから、対象の働く人たちも大きいわけですから、これを思い切って簡素なものにする、そして、速やかに支給するというふうにやっていただきたいと、大きな声で言って進めるよう、下から言うていく必要があるのではないかなと思うんです。

これで終わるわけではなくて、実は新しい生活様式が呼びかけられているわけです。これは新しい自粛要請でもあると思います。こういう新しい生活様式の自粛要請では、大きなダメージを受ける市民がやはりおられる、続くということになりますので、必要な支援を国として1回だけでは駄目なんじゃないかと。新しい生活様式になったということになると、やはりダメージを受けた方々に支援をするということが必要なんじゃないかと、国に対して二重の2つのことを言う必要がある。下からの突き上げによ

って動くことはやっぱりあるわけですから、そういうことをまた頑張っていたらいいと思うんですが、どうでしょうか。

**柏倉敏彦商工観光課長** 議長、柏倉敏彦。

**下山准一議長** 商工観光課長柏倉敏彦君。

**柏倉敏彦商工観光課長** 雇用調整助成金、また、様々な給付金制度についての御要望等承りました。

確かに雇用調整助成金につきましては6月までというようなことで期限が決められておまして、早くに申請した方については、今のところ30件ほどの相談があるというようなことでお聞きしておりますが、6月末をもって申請するという事業者の方も多くいらっしゃるというふうにお聞きしております。国の制度の申請方法が難しいとか、また問合せをしても電話がつかないといった声も役所のほうにも届いております、こちらのほうからも国のほうには、何とかその辺の改善をお願いしたいという旨は伝えております。全国各地でそのような声が上がっておりますので、今後の様子を注視しながら、また機会あるごとに捉えて要望していければいいのかなというふうに考えておりますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**下山准一議長** 佐藤悦子さん。

**1 番（佐藤悦子議員）** 1回限りでなく、新しい生活様式を呼びかけている、新しい自粛要請をしているわけですので、ダメージを受ける方に対しては、1回きりで終わってはならないということもどうですか。

**柏倉敏彦商工観光課長** 議長、柏倉敏彦。

**下山准一議長** 商工観光課長柏倉敏彦君。

**柏倉敏彦商工観光課長** 1回限りではなくというように議員おっしゃいましたけれども、今後のコロナの影響、それから感染拡大がどういうふうに広がっていくかにもよりますが、国、それから県、市、行政が力を合わせてやるべきだろ

うというふうに思っております。

それで、ただ単独に市がどうするというのは、今後の感染拡大の状況を見ながらしていくものだと思いますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**下山准一議長** 佐藤悦子さん。

**1 番（佐藤悦子議員）** 分かりました。

次に、学校教育に関わってなんですけど、学習内容の2割は家庭だと文部科学大臣が会見で述べたと聞いております。

また、4月10日、文部科学省が、休校中の児童生徒の学習指導の取扱いについて、家庭学習を課し、その学習状況や成果を学校における学校評価に反映することができるなどとする旨の通知を全国の自治体に出したということですが、これによって勉強させなくてはならないという家庭内での緊迫した状況が一層高まっていることが予想されます。これはちょっと無理なんじゃないかなと思います。これでは、子供や家庭に過重負担を強いることになり、学力格差は拡大すると思うんです。

市教委としては、市内の小中学生の権利、利益を守り抜く覚悟はあるでしょうか。6月以降の10か月で1年分の学習指導要領の完全履修は、誰が考えても無理だと思うんです。市教委の責任で学習内容の削減を図るべきだと思います。

例えば、英語、プログラミング学習などは削減可能ではないでしょうか。

**高橋昭一学校教育課長** 議長、高橋昭一。

**下山准一議長** 学校教育課長高橋昭一君。

**高橋昭一学校教育課長** 初めに、休業中の児童生徒の家庭での学習ということにつきましては、確かにかなり長い期間になりましたので、児童生徒はもちろん保護者の方もいろいろストレス、それから悩み等もあったのかと存じます。

具体的には、やはり学校から課題が出ていても、なかなか勉強に向かえないということも一

部声を伺っております。そのあたりは、電話や家庭訪問等で心のケア等に努めてまいりました。

それで、学校再開後の学習指導につきましては、やはり家庭での格差ということというよりも、一人一人の個人の学習の進度に応じて無理をせず、家庭の学習の課題の状況を踏まえながらスタートしているところでございます。また不安な声があれば、これからも伺っていきます。

学習指導要領ということで履修についての御質問がございましたが、5月に年間の計画を見直したところ、この感染防止のために一部行事を見直したり、それから研究会が中止になったり等がございまして、3月末まで、基本的には標準となる、いわゆる学習指導要領の標準となる時数が確保できております。したがって、無理をせずというか、詰め込みをしない状況の中で、子供にも負担をかけないで、学習の進度ということについては現時点では履修はできるものと考えております。

また、英語やプログラミングにつきましては、今年度の学習指導要領ということで、これも取り組んでまいりますが、先ほどの履修についての工夫ということについては、例えば合科、教科を横断して単元を組み合わせたり、様々な指導の工夫もしておりますので、全て時間をかけて教えるところということではなくて、学校ごと工夫して指導してまいりたいと思っております。その中で取り組んでいきたいと思っております。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 丁寧なお答えをいただきましてありがとうございます。

夏休みの短縮ということで行われているんじゃないでしょうか。また、学年によって7時間授業ということも出ていると聞いております。土曜授業については分からないんですが、こういったことも奨励されていると聞いておりますが、これでは詰め込みになるのではないかと。

子供たちのストレスが増して、いじめや不登校の増加になるのではないかと懸念されます。このような事態を回避するための具体策があるのか、お伺いします。

高橋昭一学校教育課長 議長、高橋昭一。

下山准一議長 学校教育課長高橋昭一君。

高橋昭一学校教育課長 児童生徒の負担といたしますか、に係ることだと思いますが、先ほど夏休みのお話がありましたが、本市でも8月の第1週目まで1学期をしまして、夏休みは短縮となっております。これは、1日の授業時間を確保するというので、7時間授業をしないで授業日数を確保するという考えでございまして、休業があった分、8月の授業とかに合わせております。

また、一部の学校では、これまでやっていなかった3月の卒業式の後ですが、卒業生以外はその期間も授業日として組み込んでいる学校もありまして、日数を確保することで1日の負担を軽くしているという考えもございます。

いじめ不登校等については、おっしゃるように、いつでも私どもはアンテナを高くして配慮していきたいと思っております。このたびも学校再開に合わせて、全校で共通理解を図りながら、一人一人の指導ということで確実に進めていますので、御理解をいただきたいと思っております。

高野 博教育長 議長、高野 博。

下山准一議長 教育長高野 博君。

高野 博教育長 今回の詰め込みにならない指導の工夫ということがありましたけれども、このたびは文部科学省で、小学校6年生と中学校3年生に教科書会社といろいろタイアップしながら、自分である程度できる内容とみんなで考えなきゃいけない内容があるということで、仕分けしながら、特に小学校6年生と中学校3年生は卒業学年となりますので、そういうことでその年度内に終わらせなければいけないということで、そんな学習の中でも、そういうある程度軽重と

どうか、仕分けすることで、学習のスタイルを変えることで、子供たちの負担にならないのではないかというふうなことで文科省から通知が先日出てきておりますし、これからほかの学年についても、順次そのようなみんなで考えるような指導の場面とか考える。それから自分でもやれそうな部分というか、それらのことを分けながらやるということも一つの方法というようなことで文科省からも通知が出ております。

あと、併せて今の教科書をぜひ見てみてください。大変丁寧な教科書です。もう1人でも、課題があってそれについて学んで答えてまとめがきちっと書かれている教科書で、非常にそれをある程度自分なりに学習をさせて、それをある程度、子供たちに一人一人に時間、させておいて、その中で自分が分からないことはみんなで考えましょう。俗に言う先行学習的な言葉があるんですが、そういう学習をして指導を工夫すれば、子供たちに詰め込みにならないんじゃないかという、そういう指導法もございますので、ご理解いただきたいと思っております。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子さん。

1 番(佐藤悦子議員) ある程度優秀なというか、理解力の高い子供にとってはそれでもいいのだらうと思っております。しかし、理解力のやや劣りぎみな子供にとっては、やはり一人一人丁寧に声をかけられたりしなければ学べないというか、そういう子が少なくないと思うので、そういう子供に手をかけられるように、先生を抜本的に増やしていただきたい。

例えば、昨日の教育長のお話で、国として3,100人の教員の加配、それからさらに8万5,000人ぐらいの学習支援員やスクール・サポート・スタッフの増員というのが国から出されているように言われておりましたが、これが新庄市に、今の教員のほかに来る、支援できるようになるということであれば、先生方が増えて、

萩野学園の私は話を聞いて一番よかったのは、先生が多いからやはり手がかかりやすいというか、それが私は、萩野学園のお話を聞いて一番心に残りましたが、そういうことがほかの学校でもできる可能性があるんですけども、そういう先生を増やす、教職員スタッフを増やす、これをぜひ市でやっていただきたいと思っておりますが、そのめど、1校当たり何人ぐらいとかありますでしょうか。

高橋昭一学校教育課長 議長、高橋昭一。

下山准一議長 学校教育課長高橋昭一君。

高橋昭一学校教育課長 このたびの国の加配教員、それから学習指導員、スクール・サポート・スタッフにつきましては、正式な文書はまだ来てございませんが、国が3分の1、県が3分の2ということで、県のほうでこれから動きを私どもが見てまいりたいと思っておりますが、教員につきましては感染の状況に応じた配置となっておりますので、本市としましてはそんなに多い数は見込んでいないんですが、動向を見て要望はしてまいりたいと思っております。

また、加配教員につきましては、当然教員もそうですが、これは標準法で定められておりますので、加配等の要望をしてまいります。免許がなくても、いろいろな立場で子供と関わっている方が今もたくさんいて助かっておりますので、そういう意味では今1校当たり何人ということは申し上げられませんが、全ての学校で一人でも多く子供と関わっていただきたいと思っております。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子さん。

1 番(佐藤悦子議員) 学校現場では、免許制度で、先生方がどんどん免許をなくさせられていることで、免許がないということで、免許がある先生方を探すのはとても大変だとも聞いております。この免許制度はやはりやめるべきだし、かつて免許を有していた方には、やはり免

許を市として付与して、臨時免許ということもあるわけですし、退職教員に復職していただいて、また、さらに教員採用試験を受けた方には採用したい旨を伝えて就職していただくなどで、私たち共産党としては10万人の先生方を増やすべきだと今提案しています。間を空けての新しい生活様式を進めるというのならば、それが本当にできるのはやっぱり20人程度だろうと思います。その程度になるように、先生を抜本的に増やして、丁寧な学校教育ができるようにさせていただきたいと思うわけですが、その方向に向けて一緒に要望していただきたいんですが、どう考えますか。

**高橋昭一**学校教育課長 議長、高橋昭一。

**下山准一**議長 学校教育課長高橋昭一君。

**高橋昭一**学校教育課長 初めに、教員の増につきましては、市町村教育委員会の協議会、また全国の市町村教育委員会の連合会等でも、国に対して要望はしているところでございます。また、校長会も国や県に対して、定数または弾力化についての教員増の要望は出しているところでございます。

また、免許のお話が先ほどございましたが、これは国の制度ですので、私どもはできるだけ負担がなく、大学を紹介したり、放送大学も含めまして負担のないように情報提供していくというようなところかなと思っています。

なかなか免許のあるなしにかかわらず教員が不足しているという状況につきましては、県の任用となりますか配置になりますが、やはり退職教員に電話をかけたり、あと採用試験のときに講師登録の用紙を渡してお願いをしたりということで努力されているという話は伺っております。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**下山准一**議長 佐藤悦子さん。

**1 番（佐藤悦子議員）** 御一緒に教員を抜本的に増やして、新しい生活様式に合った、ゆった

りとした間隔の中で学校で学べる体制をつくれるように、共に頑張っていきたいと思います。ということでお願いいたします。

さらに、差別や偏見の問題なんですが、日本国憲法第11条には、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない」、憲法を貫く最も基礎的な原理として人権尊重主義を掲げています。また第13条では、「すべて国民は、個人として尊重される」と。また、第14条では、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」として、個人の人権尊重に加え、他者との関係においても差別されないことを保障し、この憲法の理念の一つである法の下での平等を掲げています。

しかしながら、現代日本社会を見ますと、子供に対するいじめや虐待、女性や高齢者、障害者、外国人などに対する偏見や差別、また、政治的な差別、人権に関する様々な問題が存在しています。

こういう問題を教育の現場で天草市や上天草市などで人権教育・啓発基本計画などをつくって人権教育、啓発を進める教育をやっているようですが、そういった考えはないか、お願いします。

**高橋昭一**学校教育課長 議長、高橋昭一。

**下山准一**議長 学校教育課長高橋昭一君。

**高橋昭一**学校教育課長 人権教育に関しましては、学校の教育活動のあらゆる場面で指導できるものと思っております。

なお、今回コロナの影響もありましたが、やはり1つは感染症の知識を正しく伝えていくということが大事かと思っております。これを機会に、発達段階に応じて偏見、差別がないように指導しているということで、御理解をいただきたいと思っております。

**下山准一**議長 以上で今期定例会の一般質問を終

了いたします。

## 散 会

**下山准一議長** お諮りいたします。

今期定例会の本会議を、あす6月12日から6月18日まで休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の本会議を6月12日から6月18日まで休会とし、6月19日午前10時より本会議を再開いたしますので、御参集願います。

本日は以上で散会いたします。

御苦労さまでした。

午後1時51分 散会

## 令和2年6月定例会会議録（第4号）

令和2年6月19日 金曜日 午前10時00分開議  
議長 下山准一 副議長 新田道尋

### 出席議員（17名）

1番	佐藤悦子	議員	3番	叶内恵子	議員
4番	八畝長一	議員	5番	今田浩徳	議員
6番	押切明弘	議員	7番	山科春美	議員
8番	庄司里香	議員	9番	佐藤文一	議員
10番	山科正仁	議員	11番	新田道尋	議員
12番	奥山省三	議員	13番	下山准一	議員
14番	石川正志	議員	15番	小嶋富弥	議員
16番	佐藤卓也	議員	17番	高橋富美子	議員
18番	小野周一	議員			

### 欠席議員（0名）

### 欠 員（1名）

### 出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	小松孝
総務課長	関宏之	総合政策課長	渡辺安志
財政課長	平向真也	税務課長	森正一
市民課長	荒田明子	環境課長	山科雅寛
成人福祉課長 兼福祉事務所長	青山左絵子	子育て推進課長 兼福祉事務所長	西田裕子
健康課長	田宮真人	農林課長	三浦重実
商工観光課長	柏倉敏彦	都市整備課長	長沢祐二
上下水道課長	荒澤精也	会計管理者長 兼会計課長	亀井博人
教育長	高野博	教育次長 兼教育総務課長	武田信也
学校教育課長	高橋昭一	社会教育課長	渡辺政紀
監査委員	大場隆司	監査委員 局長	吉田浩志

選挙管理委員会 委員長	武田清治	選挙管理委員会 事務局長	小関孝
農業委員会 会長	浅沼玲子	農業委員会 事務局長	津藤隆浩

### 事務局出席者職氏名

局長	滝口英憲	総務主査	叶内敏彦
主任	庭崎佳子	主任	小田桐まなみ

### 議事日程（第4号）

令和2年6月19日 金曜日 午前10時00分開議

（第5次新庄市総合計画基本構想審査特別委員長報告、採決）

日程第1 議案第68号第5次新庄市総合計画基本構想について

（総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

日程第2 議案第69号新庄市市税条例の一部を改正する条例について

日程第3 請願第2号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択についての請願

（産業厚生常任委員長報告、質疑、討論、採決）

日程第4 議案第70号新庄市手数料条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第71号新庄市介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第72号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第73号新庄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第74号新庄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第9 議案第75号新庄市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第76号新庄市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

（質疑、討論、採決）

日程第11 議案第38号令和2年度新庄市一般会計補正予算（第3号）

日程第12 議案第39号令和2年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第13 議案第40号令和2年度新庄市水道事業会計補正予算（第1号）

## 本日の会議に付した事件

議事日程（第4号）のほか

日程第14 議案第77号令和2年度新庄市一般会計補正予算（第4号）

日程第15 議会案第2号教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について

日程第16 議会案第3号新庄市議会議員の議員報酬の特例に関する条例について

日程第17 議案第78号令和2年度新庄市一般会計補正予算（第5号）

## 開 議

**下山准一議長** それでは、改めまして、おはようございます。

ただいまの出席議員は17名です。

それではこれより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第4号）によって進めます。

### 第5次新庄市総合計画基本構想審査特別委員長報告

**下山准一議長** 日程第1議案第68号第5次新庄市総合計画基本構想についてを議題といたします。本件に関し第5次新庄市総合計画基本構想審査特別委員長の報告を求めます。

第5次新庄市総合計画基本構想審査特別委員会委員長佐藤卓也君。

（佐藤卓也第5次新庄市総合計画基本構想審査特別委員長登壇）

**佐藤卓也第5次新庄市総合計画基本構想審査特別委員長** おはようございます。

それでは私から、第5次新庄市総合計画基本構想審査特別委員会における審査の経過と結果について御報告いたします。

本特別委員会は全議員をもって構成されておりますので、要点のみの御報告とさせていただきます。

本特別委員会は、去る6月16日、本議場において17名の委員出席の下、審査を行いました。委員からは第5次新庄市総合計画基本構想全般にわたり審議いただきました。質疑の後、討論に入り、佐藤悦子委員より反対討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべき

ものと決しました。

以上、議長よりよろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます、第5次新庄市総合計画基本構想審査特別委員会における審査の経過と結果についての報告といたします。

**下山准一議長** お諮りいたします。

本特別委員会は全議員をもって構成されており、質疑、討論は終わっておりますので、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

採決は電子表決システムにより行います。

議案第68号第5次新庄市総合計画基本構想については、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

（電子表決）

**下山准一議長** ボタンの押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 投票を締め切ります。

投票の結果は、賛成13票、反対1票、棄権2票、賛成多数であります。よって、議案第68号は委員長報告のとおり可決されました。

### 総務文教常任委員長報告

**下山准一議長** 次に、日程第2議案第69号新庄市市税条例の一部を改正する条例についてから日程第3請願第2号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択についての請願についてまでの2件を一括議題といたします。

本件に関し総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長山科正仁君。

(山科正仁総務文教常任委員長登壇)

**山科正仁総務文教常任委員長** おはようございます。

それでは私から、総務文教常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案1件、請願1件であります。審査のため、6月12日午前10時より議員協議会室において委員8名出席の下、審査を行いました。

初めに、議案第69号新庄市市税条例の一部を改正する条例については、税務課職員の出席を求め、補足説明を受けた後、審査を行いました。

税務課からは、このたびの改正は地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、必要な改正を行うもので、主な改正の内容は、固定資産税では中小事業者等の償却資産及び事業用家屋に係る令和3年度の固定資産税、都市計画税について、課税標準を売上高の減少率に応じてゼロまたは2分の1とする、また中小事業者が新規に設備投資を行う場合、事業用構築物について固定資産税の課税標準を3年間ゼロとする規定を盛り込むということになります。個人住民税では、新型コロナウイルス感染症に係る寄附金税額控除及び住宅借入金特別控除の特例を新設する、軽自動車税の環境性能割について、令和2年9月30日までに取得した軽自動車の税率を1%軽減する規定を令和3年3月31日まで6か月間延長する改正を行う、またたばこ税では、軽量な葉巻たばこについて、従来その重量で紙巻きたばこに換算して課税をしていたものを本数で換算する方法へ変えるための経過措置の改正を行うとの説明がありました。

審査に入り、委員より、個人市民税で法に規定するイベントを中止した主催者に対する払戻請求権を放棄した場合とはどのような場合かと

いった質疑がありました。税務課からは、イベントが中止になるとその入場料金を基本的にチケットを買った人に返還する必要があるが、法が規定したイベントについてはチケットを買った人が請求権を放棄し払戻しをしない場合に寄附金控除として認めるものであるとの説明がありました。

また、別の委員からは、法に規定するイベントとは何かとの質疑があり、税務課からは、文部科学大臣指定行事一覧がホームページに載っているが、これは文部科学省で募集をして、コロナで開催できないと判断された行事である。花火大会、交響楽団の発表会、ラグビーの試合などが載っている。まだ募集をかけている最中であり、今後該当になるものはこの一覧に載ってくるとの説明がありました。

その他、寄附金控除の確認方法等について質疑はありましたが、採決の結果、全員異議なく、可決すべきものと決しました。

続いて、請願第2号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択についての請願については、学校教育課の職員の出席を求め、審査を行いました。

審査において、委員からは質疑や意見はなく、採決の結果、請願第2号については全員異議なく、原案のとおり採択すべきものと決しました。

以上で総務文教常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。

以上、よろしくお願いたします。

**下山准一議長** ただいまの総務文教常任委員長報告に対し質疑に入ります。

初めに、議案第69号新庄市市税条例の一部を改正する条例について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 別に質疑なしと認めます。よって、

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第69号新庄市市税条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第69号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第2号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択についての請願について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

**17番(高橋富美子議員)** 議長、高橋富美子。

**下山准一議長** 高橋富美子さん、どっちだ。

**17番(高橋富美子議員)** 反対です。

**下山准一議長** 討論の発言を許します。原案に反対討論として、高橋富美子さん。

(17番高橋富美子議員登壇)

**17番(高橋富美子議員)** おはようございます。

このたびの請願書に反対討論をいたします。

初めに、教職員定数の改善について、学校が直面している様々な課題に対していくとともに、新学習指導要領の円滑な実施と学校の働き方改

革の実現のためには、それに見合った教職員定数の改善を図っていく必要があります。

このような点を踏まえ、公明党としてはこれまで教職員定数の改善を度々訴えてまいりました。政府においては、平成29年から10か年計画で学校における働き方改革の観点も踏まえ、教職員配置などの一体的検討が行われていると認識をしております。

次に、義務教育費国庫負担制度の拡充については、平成23年3月の衆議院文部科学委員会において次のような答弁がなされております。

「国庫負担を伴う義務教育職員の給与費については、全体が地方財政計画の中で歳出として計上されておりまして、その3分の1は国庫支出ということ、残り3分の2は地方交付税交付金等に含まれる中で処理をされるということでございまして、地方財政計画と義務教育費の総額というものは、これはベースが同じだ。また、国庫負担のベースも全て同じだという意味でそごがないと申し上げました」と、このような答弁がありました。

地方公共団体によっては国庫負担金に見合う税収が税源移譲では確保されないところもあるので、そうした団体に対しては地方交付税により適切な財源調整がされております。

結論として、教職員定数の改善や義務教育費国庫負担制度はこれまでも適切な取組が検討、実施されており、この効果を十分検証していく必要があるとともに、国庫負担制度の割合の増額は財源を含めて議論されるべきであることから、現時点ではこの意見書の内容に積極的に賛同できる材料を持ち合わせていないため、請願書については教育財政や現場の声も踏まえながら慎重に判断、検討すべきではないかと考えます。以上です。

**下山准一議長** ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** ほかに討論なしと認めます。よっ

て、討論を終結し、直ちに採決したいと思いません。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

請願第2号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択についての請願については、反対討論がありましたので、電子表決システムにより採決を行います。

請願第2号について、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

**下山准一議長** ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 投票を締め切ります。

投票の結果は、賛成13票、反対3票、賛成多数であります。よって、請願第2号は採択することに決しました。

## 産業厚生常任委員長報告

**下山准一議長** 次に、日程第4議案第70号新庄市手数料条例の一部を改正する条例についてから日程第10議案第76号新庄市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてまでの議案7件を一括議題といたします。

本件に関し産業厚生常任委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長今田浩徳君。

(今田浩徳産業厚生常任委員長登壇)

**今田浩徳産業厚生常任委員長** おはようございます。

私から、産業厚生常任委員会の審査の経過と

結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案7件です。審査のため、6月15日午前10時より議員協議会室において委員8名出席の下、審査を行いました。

初めに、議案第70号新庄市手数料条例の一部を改正する条例については、市民課より補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員からは、今後個人番号カードを市民に普及啓発していく動きをされていくのかどうか、またホームページ上での告知や啓蒙はどう切り替えていくのかとの質疑がありました。市民課からは、市民課では個人番号カードの交付の部分を担当している。県や国から申請にも協力するという通知があり、その中で個人番号カードを申請する際の写真撮影のサービスを行っている。平日に個人番号カードを取りに来ることができない方もいるので、土曜日の開庁や平日の窓口延長などを考えているとの説明がありました。

そのほか、新庄市の個人番号カードの普及率についてなどの質疑がありましたが、採決の結果、議案第70号については全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第71号新庄市介護保険条例の一部を改正する条例について、成人福祉課及び税務課職員の出席を求め、補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員からは、介護保険料の第1、第2、第3段階と呼ばれる方々は何世帯あるのか、またコロナウイルスにより収入減されている方について何件ぐらい想定しているのかとの質疑がありました。成人福祉課からは、第1号被保険者は1万1,251人おり、そのうち第1段階が1,741人、第2段階が745人、第3段階が695人、第4段階が2,290人、第5段階が1,945人、第6段階が1,801人、第7段階が1,202人、第8段階が384人、第9段階が448人である。今

回の軽減に係る第1から第3段階まで合わせて3割弱の28%となっているとの説明がありました。

税務課からは、商工観光課で取り扱っている新庄市飲食店等応援給付金が約300人該当している、そのうち100人強が介護保険の被保険者である、その100人強の方々がほぼ該当するのではないかと考えており、約600万円の減額になると推計しているとの説明がありました。

ほかに委員からの質疑はなく、採決の結果、議案第71号については全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第72号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例については、子育て推進課職員より補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員からは、なぜ厚生労働省令ではなく内閣府令でこのような改正を行うのかとの質疑がありました。子育て推進課からは、子ども・子育て支援制度に関しては内閣府が行っており、内閣府令となっているとの説明がありました。

また、制度の改善を求める場合には厚生労働省ではなく内閣府に陳情することになるのかとの質疑があり、子育て推進課からは、例えば新しい支援制度に関わることについては内閣府になるとの説明がありました。

そのほか、小規模保育事業所の意向調査についての質疑がありましたが、採決の結果、議案第72号については全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第73号新庄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、子育て推進課より補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員からの質疑はなく、採決の結果、議案第73号については全員異議なく、原

案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第74号新庄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、子育て推進課より補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員からは、放課後児童クラブについて指導員の定数などは不足しているのかとの質疑がありました。子育て推進課からは、放課後児童クラブは市立が4か所、民間立は5か所である。それぞれ国・県、市が放課後児童健全育成事業として補助金を交付しており、子供たちの人数や面積に対する支援員の数は何とか確保されている。ただ日新放課後児童クラブについては定員を10名増やすべく整備を行っており、支援員の募集をかけているが、なかなか見つからず、まだ整っていない状況であるとの説明がありました。

別の委員からは、条例の附則で改正前は令和2年3月31日までの間だったが、当分の間と変わっており、非常に漠然として不安を覚える。当分の間とは現在どのように考えているのかとの質疑がありました。

子育て推進課からは、この経過措置は補助員であってもその年に認定研修を受ける予定がある者であれば支援員とみなすといったものの経過措置である。この放課後児童支援員の不足という状況を見ていると今のところは経過措置を該当させていく必要があると見て「当分の間」としたとの説明がありました。

そのほか、放課後児童健全育成事業に対する国の補助率についての質疑がありましたが、採決の結果、議案第74号については全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第75号新庄市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、健康課より補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員からは、国民健康保険をな

す代表的な自営業者というのは農家が思い当たる。その場合、被用者には専従者と言われる方々も含まれていると思う。例えば1か月間、コロナウイルスで休んでしまった場合、専従者給与に相当する部分を補償してもらうのか。また第7項には「前項の規定により本市が支給した金額は当該被保険者を使用する事業主から徴収する」とあるが、事業主は農家、経営者となる。事業者は後で市に返還しなければならないのかとの質疑がありました。

健康課からは、事業専従者の方が感染したなどの場合については、実際に事業主の支払っている金額は確定申告等で分かるので、計算して傷病手当金を支給することになる。2点目については、家族的経営の中で就業規則のような形でお勤めになっている事業専従者の場合、傷病手当はこういった形で支払いますという取決めがあれば、それを何らかの事情により支払わなかった場合に、国民健康保険制度を運営する市が立て替え、立て替えた分を事業主に請求するという規定である。しかし家族経営の中で傷病手当金を支払うという規定がない場合は、感染した方などは収入が補償されなくなるので、国民健康保険制度の中で救済したいという趣旨である。事業所にお勤めになっている方についても何らかの事由で事業主から休業補償も傷病手当金も支給されない場合は、今回国民健康保険の分野だけではあるが、救済措置という趣旨で条例案を上程したとの説明がありました。

そのほか、財源についての質疑がありましたが、採決の結果、議案第75号については全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議案第76号新庄市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、健康課より補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員からの質疑はなく、採決の

結果、議案第76号については全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で産業厚生常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

**下山准一議長** ただいまの産業厚生常任委員長の報告に対し質疑に入ります。

初めに、議案第70号新庄市手数料条例の一部を改正する条例について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第70号新庄市手数料条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第70号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号新庄市介護保険条例の一部を改正する条例について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第71号新庄市介護保険条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第71号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第72号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第72号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号新庄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第73号新庄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第73号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号新庄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第74号新庄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第74号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号新庄市国民健康保険条例の一部を改正する条例について質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

**下山准一議長** 佐藤悦子さん。

1 番(佐藤悦子議員) 傷病手当金支給の対象と財源についてなんですが、傷病手当金支給の対象について、5月25日付の商工新聞では「岐阜県飛騨市、鳥取県岩美町が事業者も傷病手当金を支給すると決定した」とのことでした。財源については、地方創生臨時特別交付金で、地方がコロナ対応に使える財源ということになります。自治体の上乗せで対象の拡大は可能ではないかというような質疑はなかったでしょうか。

**今田浩徳産業厚生常任委員長** 議長、今田浩徳。

**下山准一議長** 産業厚生常任委員長今田浩徳君。

**今田浩徳産業厚生常任委員長** そのような質問は委員会の中では出ませんでした。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

**下山准一議長** 佐藤悦子さん。

1 番(佐藤悦子議員) このたびの傷病手当金の支給については前進だと思います。しかし、多くの事業者が該当しないというのは残念な内容ですので、今後常任委員会においてそういった改正もするよう努めていく考えがないか、あるいはそういったことも必要ではないかと思いますが、どうでしょうか。

**今田浩徳産業厚生常任委員長** 議長、今田浩徳。

**下山准一議長** 産業厚生常任委員長今田浩徳君。

**今田浩徳産業厚生常任委員長** 常任委員会での回答の範囲ではないと思いますので、お答えは控えさせていただきます。

**下山准一議長** よろしいですか。ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第75号新庄市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第75号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号新庄市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第76号新庄市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第76号は委員長報告のとおり可決されました。

### 日程第11議案第38号令和2年度新庄市一般会計補正予算(第3号)

**下山准一議長** 次に、日程第11議案第38号令和2年度新庄市一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本件に関しましては既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

**下山准一議長** 佐藤悦子さん。

1 番(佐藤悦子議員) 8ページの18款ふるさと納税寄附金、これの理由といたしますか、内容、企業によるふるさと納税も想定されているのか、お願いします。

**渡辺安志総合政策課長** 議長、渡辺安志。

**下山准一議長** 総合政策課長渡辺安志君。

**渡辺安志総合政策課長** ふるさと納税の状況ということでしたので、そちらについて御説明申し上げます。

6月に入りまして緊急事態宣言が解除されてきているところでございますけれども、ふるさと納税の寄附はいまだに、新しい生活様式の影響を受けているのか、今も伸びを示しているところでございます。

4月は寄附件数が1万3,901件、寄附額として1億4,266万2,000円、5月は寄附件数が1万868件、寄附総額1億1,352万円ということで、2か月で2億5,000万円を突破するということで、現予算の合計の5割を突破しているという状況でございます。

なお、6月に入りましても、おとといまでの直近の分を御報告させていただきますけれども、寄附件数で4,574件、寄附金額として4,696万円ということで、1日平均で276万円という状況になっておりまして、総合計で3億314万2,000円ということで、現予算の6割を超えているという伸びを示しているところでございます。

今後も、解除の方向でいろいろ世の中が動いているんですけども、新しい生活様式という形で盛んにうたわれて、リモートによる仕事など推進ということもございまして、既に現予算の6割を超えているということでございますので、今後年度末まで伸びがどのような形で、鈍化するのか、また第2波で伸びるのか分かりませんが、そういうことから、返礼品や送料などに的確に対応できるように今回4億円を補正させていただくものになります。

**下山准一議長** 総合政策課長渡辺安志君。

**渡辺安志総合政策課長** なお、この内容につきましては、企業版のふるさと納税は入ってございません。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

**下山准一議長** 佐藤悦子さん。

1 番(佐藤悦子議員) 新庄市では企業版のふるさと納税は入れる予定はないということなんでしょうか、それとも予定しているということなんでしょうか。というのは、企業による自治体への寄附は経費ではないかなと判断されるのではないかなと思います。

寄附とは金銭や資産の見返りを求めずに相手に贈与すること、これが本来寄附です。これにふるさと納税の場合は国の制度がありまして、

様々個人に返礼なども許されることとなりますが、それは新庄市にとってはありがたいものなので、私は否定できないなと思っております。

しかし、企業による寄附になりますと、本来寄附というのは先ほど言ったように見返りを求めないものなので、取引先による贈与は本当は接待交際費に該当するようにも思いますので、これは受けないというふうにしたほうがいいんじゃないかなと思うんですが、その点もどうでしょうか。

**渡辺安志総合政策課長** 議長、渡辺安志。

**下山准一議長** 総合政策課長渡辺安志君。

**渡辺安志総合政策課長** 現在、新庄市には企業のほうからそういったふるさと納税の申込みはないということでございます、これまでもなかったということで。企業版のふるさと納税ですから、していただけるとなると企業の考え方で、こちらから強要するものではないと認識しております。

**1 番(佐藤悦子議員)** 議長、佐藤悦子。

**下山准一議長** 佐藤悦子さん。

**1 番(佐藤悦子議員)** 今のところはふるさと納税についての企業からの申込みはないというお答えをいただきました。

そのほかに、ふるさと納税ではないんですけれども、企業などから新庄市への寄附あったような気もしますが、こういう寄附を受けるかどうかについて、私は取引関係がある、新庄市と公共事業の請負などをさせているなど公共事業で、我々のお金で、税金で、なるべく節約してやらねばならないのが税金の使い方ではありますが、それを請ける方で仕事をやっている取引先になる企業からの寄附というのは、私は癒着につながるのではないかという心配があるんですが、そういった考えはないか、どうでしょうか。

**下山准一議長** 佐藤悦子さん、このたびの補正予算に関連がございませんので、答弁は控えさせていただきます。

ほかにありませんか。

**1 5 番(小嶋富弥議員)** 議長、小嶋富弥。

**下山准一議長** 小嶋富弥君。

**1 5 番(小嶋富弥議員)** 私から二、三お聞きします。

財政調整基金の繰入れ、計上してはいますけれども、財政出動によって財政調整基金の出費があると思うんだけど、今の場合で真水の調整基金の残高はどのぐらいかなという点と。

あともう一つは、新庄市出身者の応援給付基金1,500万円何がしのお金をするという趣旨は、私も反対するものでない、ここに行くまでのプロセスですね、プロセス、お聞きします。

あと、13ページも含めて、小中学校、義務教育学校のコンピューターの件なんですけれども、最初はコロナ禍によって急激に進んだわけですが、政府の金が。本当は令和5年までに新庄市では整備するよというような、私の3月の一般質問させてもらったとき答弁いただいたんですけども、それが前倒しになったと。これは当市だけでなく、全国的に進むんですね、政府の命で。果たして全国で、端末の機械なんか全国的に発注されて、本当に年度内までに生徒1人当たりには施されるのかなと。あと、今の先生方、何もかにも大変負担なんじゃないかなと。これを指導するような加配の先生と申しますか、そういったことも差し上げないと非常に現場が大変じゃないかなという思いがするんです。

それらのことをどういうふうに教育委員会ではお考えになって、どのぐらいのめどで端末を生徒1人当たりには配置して実施できるのかなというふうなお考えを一つお聞きしたいと思います。

**平向真也財政課長** 議長、平向真也。

**下山准一議長** 財政課長平向真也君。

**平向真也財政課長** 最初の財政調整基金からの繰入れについての御質問でございます。

令和元年度の決算額の確認作業、最終確認、

現在行っているところでございますが、令和元年度末での決算見込額としまして21億3,900万円ほどになるという状況でございます。

今年度の当初予算で繰入額3億1,000万円計上しておりますので、これを除きますと約18億2,900万円ということになるわけでございますが、4月から6月までのコロナウイルスの対策経費としまして約5億円ほど取り崩しておりますので、6月補正後の残高ということになりますけれども、13億2,800万円ほどになると見込んでございます。以上です。

**渡辺安志総合政策課長** 議長、渡辺安志。

**下山准一議長** 総合政策課長渡辺安志君。

**渡辺安志総合政策課長** 市出身学生応援給付金支給事業のプロセスというか、考え方を御説明させていただきますと思います。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴いまして、やはり学生たち、4月5月、自粛もしくは帰省もできない、アルバイトもできないということで、生活費が結構大変だったのかなということで、学生生活の実態調査で調べますと、生協の調べですけれども、食費的に2万7,000円、なおかつ今回、外に出られなかったということで、特に光熱水費等が少し自宅にいる分かかっているのではないかなということもありまして、そうした生活費の一部として市から市出身の学生の皆さんに支援したいという考え方の下に今回応援給付金という制度を設定させていただいたということでございます。

**武田信也教育次長兼教育総務課長** 議長、武田信也。

**下山准一議長** 教育次長兼教育総務課長武田信也君。

**武田信也教育次長兼教育総務課長** 私からは、13ページ、12ページ後半からの小中学校の全員のコンピューター整備、本当に今年度中にそろえるのかというお話でございます。

実際にその辺のところ私も心配しているところ

ではあるんですが、どうも世の中の動きとして各メーカーでのシェア争いが熾烈になってきているようでありまして、うちにも売り込みであるとか各メーカーからの売り込み合戦がかなり来ているという状況でございます。心配な状況ではございますが、全国的に全部動いているような状況でございますので、ただメーカーがそういう形で売り込みに走っている状況の中で、何とか間に合ってくれるのではないかなと考えております。

**高橋昭一学校教育課長** 議長、高橋昭一。

**下山准一議長** 学校教育課長高橋昭一君。

**高橋昭一学校教育課長** 児童生徒1人ずつへの端末の配置については、コロナ対策ということとも関連すると思うんですが、これにつきましてはこのたび専門的なところで様々な学習指導員とかそれから教職員の加配ということで国の措置がありますので、今後要望してまいりたいと思っております。

また、このたび研修会も予定しておりまして、6月については、これは端末とはまた別なんです、コンピューター関係の内容ということで、東北情報センターのお力をお借りしまして教職員に研修会を計画しています。今後そういうものを各校内でも行いまして、一人一人の資質向上を図っていききたいなと思っております。

**15番(小嶋富弥議員)** 議長、小嶋富弥。

**下山准一議長** 小嶋富弥君。

**15番(小嶋富弥議員)** 財政調整基金は、これは見通しだから確定でないと思うんだけど、今後、大きな2波3波来て、財政出動を考えられるかそれは分からないけれども、今のところは着手としては財政調整基金が13億円を見込んで市政運営を行っておるというような考えでよろしいですか。どこも持ち出しで大変だと思っただけけれども、やはり思い切った財政出動をしないと地域経済が疲弊する、大胆なことをやる時は思い切ってやっていただきたいなと思

うところであります。

あと、学生の応援、支援、とてもいい制度だと思っております、1,500万円。

米が伸びて、ふるさと納税が伸びているというような経緯だと思うんですけども、だったら米とか餅とかそばとか、今旬のサクラamboを詰め合わせて生活支援の応援をするようなお考えはなかったのかなということなんです。そうすると米も地元、そばも地元、例えば餅も真空パックとかできる、サクラamboも今シーズンだ。そうすることによって、送料と例えば頼む業者の手数料は引かれますけれども、ここの地域の経済に残るはずなんです。お金やるのは、大変もらうほうはありがたいし、利便性はあるんですけども、この地域全体、幾らでもそういったことであるような、優秀な職員の方々がそろっている中でそういうお考えはなかったのかなという気がしてならないんです。これやるにしても誰にどうやって聞くかということ、大変な作業だと伺っていますけれども、もう少し自分ところのほうに金が残って、そして学生も喜ばれるような政策はなかったのかなと思います。

あと、コンピューターは大変進んで、いいわけですので、ぜひとも現在の先生方の指導も含めて、加配も指導していただいて、この加配は国からお金来ると思うんですけども、そのお金を利用してできるはずではないでしょうか。その辺もう一回伺いたします。

**渡辺安志総合政策課長** 議長、渡辺安志。

**下山准一議長** 総合政策課長渡辺安志君。

**渡辺安志総合政策課長** ただいま小嶋議員から御質問いただいた点、確かに本当に地元の物を贈るといことも大変参考になるなと思って意見聞かせていただきました。今後参考にさせていただければと思います。

なお1点、今回の新庄市応援給付金事業で1点だけ、皆様に全戸配布するので分かっていただけかなと思いますけれども、今回この給付

金につきましては初めて申請という形で各大学や専門学校の方から申請いただくんですけども、それに併せて、同意をいただきまして、その学生には地元の企業の情報とか就職に役立つような情報も後でお届けしますという形で、もう一つ、給付金の裏側でそういった今までなかなかこちらから出ていった学生に地元の企業の情報、就活情報などを提供できなかった部分、そちらもやりたいというもう一つの趣旨もありましたので、小嶋議員の御意見、大変参考にさせていただきますけれども、今回の事業のもう一つそういったこともやっているということをお理解いただければと思います。

**高橋昭一学校教育課長** 議長、高橋昭一。

**下山准一議長** 学校教育課長高橋昭一君。

**高橋昭一学校教育課長** このたびのコロナウイルス感染症の対策ということで、国から示されているのは教員の加配、それから学習指導員、ほかにスクール・サポート・スタッフということで、特にコンピューターの専門的などということも含まれますが、学校全体の教職員の支援ということで措置されておりますので、これは県が3分の2負担ということで、これから大きく決まってくると思いますので、要望はそのあたりでしていきたいと考えております。

**15番(小嶋富弥議員)** 議長、小嶋富弥。

**下山准一議長** 小嶋富弥君。

**15番(小嶋富弥議員)** ぜひひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

渡辺課長、私の意見、参考でなくて、俺聞いたのは、そういうことを課内で検討なさったか、なさんねがったかなということをお尋ねしたかったんです。それで、せっかくお金やって、はい、いかがかと、お金やった方に、逆にですね、お金もらっていがったか悪かったか、どげだがという、逆にフィードバックのような、新庄の思いがどうだったかとか、そういったことのフィードバックするような、企業のあれも、

いいことおっしゃって、よかったなと思うんだけれども、さらにそういったことは考えられないか、考えているか、せっかくお金をやるんだったら、国の補助金もなくて、おらだちの自治体のお金だからね、そういう方法も、どげだべな、お願いします。

**渡辺安志総合政策課長** 議長、渡辺安志。

**下山准一議長** 総合政策課長渡辺安志君。

**渡辺安志総合政策課長** 大変失礼いたしました。

先ほど小嶋議員からおっしゃられた農産物等地元の物というのも総合政策課としては検討したんですけれども、今回、先ほど申しましたように、学生の生活支援の部分ではこちらを選択させていただいたということでぜひ御理解いただきたいと思います。

あともう1点、せっかく御発言いただきましたので、これも御紹介になりますけれども、申請書を送る際には、この制度、市外に出ている学生から意見をもらう欄も作ってございますので、ぜひ市外へ出ていった学生たちから意見を書いていただければなど、そういうところもこちらで考えて送ってやる予定にしていますので、ぜひ御理解いただきたいと思います。

**下山准一議長** ただいまから10分間休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時09分 開議

**下山准一議長** 休憩を解いて再開いたします。

ほかにありませんか。

**8番(庄司里香議員)** 議長、庄司里香。

**下山准一議長** 庄司里香さん。

**8番(庄司里香議員)** 私からは2点ほどお尋ねしたいと思います。

7ページの4目農林水産業費県補助金の内容の中で、1節農業費補助金の一番下にありますイノシシ等鳥獣被害の補助金のことなんですす

れども、最近、熊の被害がすごく多いですね。山形県以外にもかなりあちらこちらで熊の被害が多いと思っております。この補助金の内容についてもお聞きしたいのですけれども、方向性として、イノシシだけじゃなく、いろいろな鳥獣被害あると思うんですけれども、その内容について、足りなくないのかなと思ったりしておりますので、この内容についてぜひともお伺いしたいです。

2点目なんですけれども、11ページの商工費の企業誘致費ということで18節負担金、補助及び交付金と書いてあるところなんですけれども、市の人口減少問題を考える上で雇用対策って大変大切だと思うんですよ。それで、その内容のこの点について企業誘致どう考えていらっしゃるのか、市または課としての方向性をぜひともお聞かせください。

以上2点、よろしくをお願いします。

**三浦重実農林課長** 議長、三浦重実。

**下山准一議長** 農林課長三浦重実君。

**三浦重実農林課長** それでは、農林予算の中のイノシシ等鳥獣被害緊急対策事業費県補助金の内容につきましてですけれども、これにつきましては、くくりわな、または安全のための射撃技能訓練という項目がございまして、この12万円につきましては安全のための射撃技能訓練に充ててくださいということでございます。例年40名の方が射撃訓練に参加をして、まず安全を確保していただくという考えで、県から10分の10、このたび内示を受けましたので予算化をさせていただきました。

郡内の被害ということなんですけれども、まず今年度、令和元年11月、それから令和2年3月なんですけれども、イノシシ、くくりわなで1頭ずつ捕獲をしているということでございます。雪が少なかったものですから、被害大変心配されたわけなんですけれども、今年度につきましては芦沢におきましてジャガイモが40キロほど

被害を受けたということで連絡を受けておりますけれども、その他イノシシの出没、鹿の出没ということで、そのたびに追い払いということでやっておりますけれども、実際被害というものは確認されていないところでございます。また、熊につきましては、今年度まだ報告を受けていないということでございますけれども、定期的なパトロール、山屋、休場、芦沢、陣峰市民の森等、定期的なパトロールをしつつ安全の確保に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

**柏倉敏彦商工観光課長** 議長、柏倉敏彦。

**下山准一議長** 商工観光課長柏倉敏彦君。

**柏倉敏彦商工観光課長** 補正予算書11ページ、企業誘致対策事業費の企業立地等雇用調整促進奨励金についての御質問でございました。

こちらにつきましては、1年以上の新規の雇用、市内の方を雇用した会社、事業者、設備投資と併せて新たな雇用をされた方、事業者、奨励金を贈っているものでございますけれども、今回の補正予算では1社になります。これ8名の新規雇用がなされたということで奨励金を支出するものでございますが、市といたしまして新たな雇用を創出するという、それから工業団地の空き状況もだんだん少なくなっていることでもありますので、今後そちらの拡充、新たな工場の誘致をする際にはそちらのほうどうしても必要になってくるということでありますので、長期的に考えながら進めていくべきだろうと考えております。以上です。

**8 番（庄司里香議員）** 議長、庄司里香。

**下山准一議長** 庄司里香さん。

**8 番（庄司里香議員）** 再度お伺いします。

最初の熊対策についてなんですけれども、猟友会の方たちも高齢化が進んでいるという話をお聞きしております。若手の人でそういうことに興味あってやってくれる方もありがたいなと思うんですけれども、そういうことについて

はどのようにお考えなのかを再度お伺いします。

それと、工業団地のことなんですけれども、新規にそういうことに興味を持って問い合わせてくださる会社はどの程度いらっしゃるのか、それから工業団地の今後の予定というのはある程度計画として進められているのかということをお聞きしたいです。

よろしくお伺いします。

**三浦重実農林課長** 議長、三浦重実。

**下山准一議長** 農林課長三浦重実君。

**三浦重実農林課長** 猟友会の皆様には大変難儀をかけてパトロールしていただいているところでございますけれども、おっしゃるように高齢化は進んでおまして、ただ県外から、仙台からですか、この間も猟友会に入りたいという形で、本当に興味があるというか、ただやろうということではなくて、本当に興味のある方しかなかなか一緒に猟友会に入っていていただいで活動していただくというまでには至っていないようでございます。以上でございます。

**柏倉敏彦商工観光課長** 議長、柏倉敏彦。

**下山准一議長** 商工観光課長柏倉敏彦君。

**柏倉敏彦商工観光課長** 工業団地への問合せということでございますので、年間数社ほどございます。ただし、議員も御存じかと思っておりますけれども、工業団地の残りの区画が数少ないということで、なかなか苦慮しているという状況がありますので、課内でもそちらは問合せがあっても売場所がないということも危惧しております、今後そちらの造成とかも計画的に進めながら、市としてどうしていったらいいのかということも調整しながらしていかなければならないのかなと考えてございます。

**8 番（庄司里香議員）** 議長、庄司里香。

**下山准一議長** 庄司里香さん。

**8 番（庄司里香議員）** 一般質問でもさせていただいた内容だと思うんですけれども、このコロナ禍で、やはり新庄に戻っていきたくとかそ

う考えていらっしゃる方たちのためにも、ぜひとも工業団地造成していただいて、少しでも会社が広がりを持ってやっていただけたらいいなと思っております。

また、熊対策についてなんですけれども、今、都会ではジビエってすごくはやっているんですよ。なので、そういうところからも何か興味を持ってくださる方がいたらいいなと思っております。まだまだ新庄ではジビエという感じのおしゃれな感じではなくて、熊肉という感じなんですけれども、そういうことに興味を持ってくださっている方が仙台から来ていただいたらありがたいなと思っておりますので、今後ともどうぞよろしく申し上げます。以上です。

**下山准一議長** ほかにありませんか。

**16番（佐藤卓也議員）** 議長、佐藤卓也。

**下山准一議長** 佐藤卓也君。

**16番（佐藤卓也議員）** それでは、補正予算書14ページになります。

10款5項3目公民館費、こちらについて八向地区公民館費、耐震診断業務委託料とついております。八向地区公民館においては築50年以上過ぎており、かなり古くなっているなと思います。その中において、私たち議会では、去年ですか、6月の一般質問において教育長から「平成30年度におきましては本合海地区については二度の豪雨によって、あそこで改築することはできない、建築現場については再度見直すこととした」となっております。そしてまた、私たちが行っている議会報告会におきましては、その回答を今年2月14日にいただきまして、そこにおいては「本合海地区内に他の市有地において公民館を移設できないか、そしてまた地元区長等皆さんとの話し合いの場を設けながら検討を進めているところ」と回答しております。そのような回答をしていただいておりますので、私たち常任委員会にも説明がなく今回このような耐震化を進めることにつきましては、非常に私た

ちは困っております。要は、あそこにはもう建てない、耐震化をするということは必ず結果が出ますね、建て直すか、あと使わない。そこら辺も含めまして、なぜこのような、議会にも説明せずに八向地区公民館の耐震診断をなさなければならなかったのかを一つお聞きしたいと思います。

また、公民館というのは皆さんが集まる場所でしょうから、公民館を建てるのが目的ではございませんよね。あくまでも皆さんが集まる場所ですので、もし使わなければ、他の場所も使えるということも逆に市から提供していただいて、あくまでも建てるのではなくて、集まる場所を提供するというところを市の本来的役割ではなかったでしょうか。

その2点についてお伺いしたいと思います。

**渡辺政紀社会教育課長** 議長、渡辺政紀。

**下山准一議長** 社会教育課長渡辺政紀君。

**渡辺政紀社会教育課長** このたびは八向地区公民館の耐震診断実施の業務委託料を計上するに当たりまして、議員の皆様事前に地区公民館の設置に向けた地区との協議などを今現状のところ説明していない中で予算案を計上させていただきましたこと、申し訳ございませんでした。まずもっておわび申し上げます。

これまで八向地区の皆様とは地区公民館としての設置場所や施設の運営方法など、地区の皆様の利便性や市の公共性を考え、また市の財政状況を御理解いただきながら様々な協議を進めてまいったところでございます。そのような中におきましても、現段階におきまして地区との調整にもうしばらく時間がかかるため、当面の間、現地区公民館、八向地区公民館を地区公民館として使用していただくしかなくて、施設として使用するためには、この施設に限らず市の施設として使用していただく上では耐震状況を把握させていただいた上、必要な措置を講じる必要があるということで、今議会におきまして

補正予算として予算案を計上させていただいたところでございます。

また、建てるのが目的ではないということでございますけれども、やはり地区公民館といたしましては、教育の場、地域の方々の教育の場といたしまして生涯学習の活動の場でございますので、その場としてそれぞれの地区の公民館を市として設けさせていただいて、地区の方々に御利用いただきたいと思っておりますのでございます。以上でございます。

**16番(佐藤卓也議員)** 議長、佐藤卓也。

**下山准一議長** 佐藤卓也君。

**16番(佐藤卓也議員)** 説明がなければ、私たち議会としては昨年6月の一般質問においてやったものが最終判断の基になっております。それに基づいてやったのであれば分かるのですが、今回はそれと真逆ですよ。市の対策としてでも、あそこは耐震化を行わない、要は解体をするということで話が進んでいたもので、それと矛盾が生じるわけですね。その矛盾を解消するためにも常任委員会にでも少しお話があれば分かるのですが、何もなくて今回、しかも補正ですよ、上がってくるのはいささか時期尚早ではないでしょうか。

また、地域の方々ともお話をされているということだったんですが、私たちとすれば児童館のほうに併設なのかなと思っていましたが、今回の話では本合海小学校にもお話が行っているということでしょうし、そこら辺のお話合いはどうするのか。特に本合海の方とか、地域コミュニティーですから、あそこの方の全体の意見がどのようになっているかも私たち知らないわけですよ。

そこを踏まえまして、ここはもう一度考え直す必要がある、考え直すことができないのでしょうか。もし安全性が担保できなければ他のところを使ってもよろしいでしょうし、特に地区公民館ですから、別に本合海でなくても他の場

所も借りることもできると思うんですけども、しばらくの間というか、当面、しばらくの間となっていますので、そこら辺の考え方をもう少し整理されてはいかがでしょうか、よろしくお願いたします。

**渡辺政紀社会教育課長** 議長、渡辺政紀。

**下山准一議長** 社会教育課長渡辺政紀君。

**渡辺政紀社会教育課長** 当初、耐震化の実施計画、平成23年当時、市では耐震の実施計画の中で八向地区公民館は耐震改修をせずに更新を早急に図っていくという方向で示させていただいたところでございますけれども、近年の自然災害、地震や水害などの状況を考えまして、施設の利用者のための安心安全を図るためには現施設を使っただけしかない、地区との協議がもうちょっと時間かかる中で、また、地区の方々のお話でも、どうしても歩いて行けるような場所といたしまして今の現地を使っただけ、当面の間、使っただけというふうにご覧いただいているところでございます。

**16番(佐藤卓也議員)** 議長、佐藤卓也。

**下山准一議長** 佐藤卓也君。

**16番(佐藤卓也議員)** 皆さんの安心安全を考えるならば、逆に耐震をやっていないあそこを使うべきではないですよ。また、平成30年、2年前も豪雨災害によってあそこは危ないと言われれば、逆にここは市としてはしっかりと、今回は休館という形にさせていただいて、他の地区を使っただけ、その使っていく間に本合海小学校の利用や児童館の利用を逆にこちらからいろいろ提案させていただき、考えたほうが皆さんの安心安全を考える上では非常に重要だと私は思います。ですから、ここで30万円をつけるのではなくて、そういうお話をしっかりとしてから予算計上したほうがよかったと私は思うんですが、今後八向地区公民館についてもそのような考えを進めていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

**渡辺政紀社会教育課長** 議長、渡辺政紀。

**下山准一議長** 社会教育課長渡辺政紀君。

**渡辺政紀社会教育課長** 議員のおっしゃるとおり、安全安心を図るということでございますけれども、その安心安全を図るためにも今回耐震診断をさせていただいて、今の八向地区公民館の状況を把握したいと考えているところでございます。御理解のほどよろしくお願いいたします。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**下山准一議長** 市長山尾順紀君。

**山尾順紀市長** この問題につきましては、平成8年から続いてきた問題であります。何とか私の時代に住民に迷惑をかけずに進めたいということで、平成23年、24年あたり建て替えという方向を出させていただき、どこに建てるかということが一番大きな問題だったわけですが、教育委員会と話しながら地元の皆さんの話をずっと重ねてきたところであります。一昨年には建てるという方向で進めたわけですが、災害等が連続して続いたということもあり、これは急がなくちゃいけないということで、担当課としては地元と十二分に様々な話をしてきたところであります。

この間、数年たつ中で、非常に社会変化といえますか、また子供たちの数だとか、皆さん御存じのとおり減ってきているのではないかとか、あそこは要らないんじゃないかとか、そういう話も十二分にお聞きしているところであります。

今回、診断する、議会に相談なかったということに対しては改めておわび申し上げますが、しかし今本当に震災がいつやってくるか分からない、これからまた豪雨が来るかもしれないといったときに、診断もせずに今まで使わせてきたということも大きな反省の一つであります。今ここで診断をせずに事故が起きたときの瑕疵はどこにあるのかとなった場合には新庄市に瑕疵が出てくるわけでありまして。今回診断し、あそこは建てられませんよという結論が出れば、

先ほど議員がおっしゃったような形で別の施設を市民の皆さんに、八向地区の皆さんに提供せざるを得ない。その確定のためにも急がなければならないというのが現状であります。

委員会にかけなかったというような様々ございますけれども、またこの間4月と3月以降の間におきましてはコロナにおいてなかなか皆さんと相談する機会もないというようなことで、今回の急な結果になったと。大変申し訳なく思っているところであります。

しかし、このままでは、今のところ地区公民館という使い方がございますので、ここでもし災害が起きた場合、それでまたあそこの中でどなたかが障害あるいは負傷が起きたときには、先ほど申し上げましたように市の瑕疵が問われる、これは緊急事態であると私が判断したところであります。

これが結果的に診断でもう使えませんかとなれば、先ほど言ったように閉鎖という判断になるかと思えます。それにつきましては何らかの施設の提供、議員のおっしゃるとおりそのような形になるだろうと。それによって改めてこの施設の建て替えあるいは運営等については議会の皆さんと相談していかなければならないということかなと思っているところであります。

そういう意味で、今回は緊急を要するという私の判断で診断だけはさせていただきたいと、今回の補正に上げた。相談がなかったと言われればそのとおりでありますので、あとは議員の皆さんの御判断によるかなと。

私からの説明は以上とさせていただきます。

**下山准一議長** ほかにありませんか。

**18番(小野周一議員)** 議長、小野周一。

**下山准一議長** 小野周一君。

**18番(小野周一議員)** それでは、私も14ページの八向地区公民館の耐震診断の委託料についてお聞きしたいと思います。

今、佐藤議員の質問にもあったんですけど

も、それに対して市長からあのような答弁があれば、前もって我々にどうして原課に指示出さなかったのかと不思議であります。しかし、私は執行部を信頼して質問するわけでございますので、よろしくお聞きしたいと思っております。

それでは、最初に財政課長にお聞きしたいと思います。

通常6月定例会に計上される補正予算は、私から言うまでもなく、主に国・県の補助金の確定に伴う財源の振替、また当初予算で見送られた事業を盛ることが多いと認識しておりますけれども、市長が「緊急性のある」という言葉を使いましたけれども、本当に、財政課長お聞きします、今回の6月補正予算に上げるくらい、庁内でどのくらい検討なされ、緊急性の高い予算計上であったのか、まずお聞きします。

また、次に、我々議員は、議会は年2回の議会報告会をやっております。そういう中で、我々議会も八向地区の皆様方のあの公民館の建物の必要性を訴えられております。そして、地区住民の長い願いだったと私は思っております。

そういう中で、この議場においても、前議員でありました清水議員の一般質問や昨年6月定例会の地元出身の八銚議員の一般質問に対し、ここに会議録もありますけれども、答弁された高野教育長は具体的な場所を示し、そして改築の方向づけを我々議会に示してくれました。本当に質問された八銚議員もその改築に向けた答弁に対し感謝を申し上げ、我々議員も理解を示したところであります。

そういう中で、都市整備課長にお聞きするわけでございますけれども、佐藤議員も言いましたけれども、あの建物は昭和40年に建築され、55年が過ぎているわけでございます。そういう中で、先ほど市長も言いましたけれども、新庄市施設耐震化実施計画では「八向地区公民館の改築は不要であり、施設更新を検討」と記しております。また、その後の新庄市公共施設最適

化・長寿命化計画にも同じように示されております。そういう中で、専門的な見地からあの築55年が経過した八向地区公民館の方向性の見えない耐震化調査が今になって必要であるのか、その点についてお聞きしたいと思うわけでございます。

最後に、社会教育課長にお聞きするわけでございますけれども、先ほど佐藤議員もおっしゃいましたけれども、何の我々議会に、昨年の八銚議員の一般質問の答弁が我々議員は全てだったと認識しております。そういう中で、市長がいろいろ申しあげましたけれども、執行部、議会が、瑕疵云々以前のこれ問題と私は思います。先の見えない補正予算を計上すれば、我々議会としても改めて執行部との間に溝ができるのは私は当たり前じゃないかと思っております。昨年の6月定例会以降いろいろな事情が変わったとすれば、議会に、これからも遅くはありませんので、そういう説明をしながら、新たな八向地区公民館の改築に向けて、執行部、我々議会が私は話し合う余地があるのではないかと思うんですけれども、まず3課長にお聞きしたいと思います。

**平向真也財政課長** 議長、平向真也。

**下山准一議長** 財政課長平向真也君。

**平向真也財政課長** 最初の補正予算の編成についての御質問でございます。

議員おっしゃるとおり、補正予算につきましては緊急性の高いものですとか当初予算に盛れなかったものを計上するということが基本でございます。

このたびの補正予算につきましては、担当課の予算要求を受けまして、私どもでも、施設の安全性を確認する上で必要不可欠であるという説明がありましたので、必要な経費であるという判断の下でこのたびの6月補正に計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

**長沢祐二都市整備課長** 議長、長沢祐二。

**下山准一議長** 都市整備課長長沢祐二君。

**長沢祐二都市整備課長** 建設から55年を経過した八向地区公民館の活用に向けての今現在での耐震診断の必要性ということでの御質問をいただいたところです。

新庄市の市有施設の耐震化計画につきましては、平成23年度に策定させていただきまして、こちらについては当時担当している課からの意見、また建物の状況などから施設の更新をするために耐震診断を当時行わないということでの計画を行ってきたところでございます。それから数年たっておりますが、55年経過した木造建築物における耐震診断の必要性ということでございますが、年次を超えた建物でありまして、耐震性能の有無については診断をする必要があるということ、してみないと分からない部分もございますので、耐震性の有無の判断をこれからするということであれば、することも必要な部分かもしれません。そちらについては診断の結果に基づいて判断すべきものということと考えているところでございます。以上です。

**渡辺政紀社会教育課長** 議長、渡辺政紀。

**下山准一議長** 社会教育課長渡辺政紀君。

**渡辺政紀社会教育課長** 確かに議員のおっしゃるような形で、今回の補正予算を計上する前に、昨年6月から全く、八向地区公民館の移設というか、設置につきましては何ら議会に説明していなかったことにつきまして、大変申し訳ございませんでした。

ここは二十数年来の市にとっても大事な事業でございますので、そのことにつきましては議会にも説明させていただきながら、地区との協議の状況や進捗状況をいろいろ御説明させていただいた上で進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**18番（小野周一議員）** 議長、小野周一。

**下山准一議長** 小野周一君。

**18番（小野周一議員）** 今、財政課長が、市長も先ほど言ったんですけれども、緊急性の高い補正予算であるということ、だからこそ6月定例会に計上したというお話ですけれども、であれば、当初予算にどうして盛ることができなかったのか。盛ったけれども財政サイドで、蹴られたという言葉は悪いですが、外されたのか、その辺が、それは大事だと思うんですよ。1年間あったんですよ、去年の6月定例会から今日まで。誰だって、あの建物は55年もたっているんだから、どう変わっても不思議ではありませんよ。私言うのは、そういう耐震化の計画なり長寿命化の計画なり我々議会に説明して、あの公民館は耐震化の診断はしませんよ、そう言って我々議会に説明をしてきたわけでございますので、変わったとすれば、私は当初予算に上げてもらって、我々と議論していただければ本当にありがたかったなという思いであります。

もう1点は、我々議会に、2018年9月の総務文教委員会に、八向地区の改築についてという経過とか方向性、そしてここに平面図までつけて我々議会に示しております。そして、予算の四千三百何十万という予算規模まで書いて当時の総務文教常任委員会に提示しているわけでございますけれども、それらの整合性についてどう考えているのか。先ほど、何回も言いますけれども、今しなければ、何かあった場合、新庄市、議会とは言いませんけれども、我々に瑕疵が生じると言いましたけれども、じゃこういう我々議会に示したものの整合性は一体どうなのか。

去年の段階で、6月定例会の八楯議員の質問に対し高野教育長は、3年前のああいう水害を踏まえ、あそこでは危ないんだと、じゃ高台に場所を移し、そして児童館に併設という感じで改築したいという答弁を我々議会では受けているわけですよ。何回も言いますけれども、昨年6月定例会の一般質問の高野教育長の答弁が私

は全てであると思っ、我々、それは議員もそうだと思いますけれども、信じてきたわけですよ。そんなに緊急性のある事案であれば、どうしてももっとも前に常任委員会に話をしてもらい、そして全員協議会なりそれなりに話をし、当初予算であれ、今回は6月定例会で補正予算に上がったんですけれども、どうして我々議会を信頼してもらえないのかなという思いであります。そして、去年の6月定例会の八鍬議員の一般質問に対しての答弁に対し、先ほど言いましたけれども、質問なされた八鍬議員も感謝を申し上げているんですよ。じゃ地元出身の八鍬議員の理解を得られたんですか。

**渡辺政紀社会教育課長** 議長、渡辺政紀。

**下山准一議長** 社会教育課長渡辺政紀君。

**渡辺政紀社会教育課長** まず2018年9月の総務文教常任委員会におきまして御説明申し上げたものにつきましては、当初コミュニティ事業という宝くじの事業を活用して公民館を建てることはできないかということがございまして、財源的な確保のためにそれを活用することができないかということで、その申請に当たりましてその方向性を地区と協議した上で、ある程度合意をもらったものですから、委員会に御説明申し上げたところでございます。

ただ、この地域コミュニティ助成事業につきましては採択ならなかったというか、採択要件が合わず、事業とすることが採択できませんでしたので、改めて市の財源を基に財源確保を検討しながら現在の場所に地区公民館を建てるという方向で当時は考えておりました。

その後、2019年8月の水害というか、そのようなことがありまして、今の地区公民館の場所には建てるできないということが起きてきました。そのようなことを地区とは、地区の方々といろいろ御説明しながら協議をしておりましたけれども、八向地区公民館としての設置場所についてはまだ全然進んでいない状況があ

ったものですから、その部分で議会への御説明が遅くなっているというか、進捗状況は常にこういう状況であるということを御説明申し上げて進めていけばよかつたんでしょうけれども、その部分につきましてはまだ一向にこの場所にする方向でいきたいというものが決まらなかったというか、地区の方々との協議の上でなかなか進んでいない部分があったものですから、議会にも御説明できない部分があったのかと思っております。

今後、地区との協議もさらに進めてまいりますので、その中で議会にもその結果につきましては説明していきながら、地区公民館の設置に向けて検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

地区の方々に、当面の間、今の地区公民館を使っていたきたいと、新たな地区公民館を設置するに当たりまして、もうちょっと時間を頂戴したいという御説明をしたときに、地区の八鍬議員にはこういう方向で地区の方とお話しして、地区の方々に御了解いただきましたということはお話しさせていただきました。

**下山准一議長** ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

**8 番(庄司里香議員)** 議長、庄司里香。

**下山准一議長** 庄司里香さん。

**8 番(庄司里香議員)** 動議、お願ひします。休憩をお願ひします。

**下山准一議長** きちっと立って言ってください。

**8 番(庄司里香議員)** 動議をよろしくお願ひします。暫時休憩をよろしくお願ひします。

**下山准一議長** ただいま庄司里香さんから暫時休憩の動議が提出されました。この動議に賛成の方、挙手願ひします。

(賛成者挙手)

**下山准一議長** この動議は所定の賛成者がおりま

すので成立いたしました。

本動議を直ちに議題とし、採決いたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、本動議は可決されました。

これより暫時休憩いたします。

午前11時49分 休憩

午前11時53分 開議

**下山准一議長** 休憩を解いて再開いたします。

ここで、議案第38号令和2年度新庄市一般会計補正予算(第3号)について、修正動議が提出されておりますので、ただいま事務局に写しを配付させます。

暫時休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午前11時55分 開議

**下山准一議長** 休憩を解いて再開いたします。

本修正動議は2人以上の発議者がおりますので、動議は成立いたします。よって、修正動議を直ちに議題といたします。

提出者の説明を求めます。

**9番(佐藤文一議員)** 議長、佐藤文一。

**下山准一議長** 佐藤文一君。

(9番佐藤文一議員登壇)

**9番(佐藤文一議員)** それでは、議案第38号令和2年度新庄市一般会計補正予算(第3号)に対する修正動議。

上記の修正案を別紙のとおり地方自治法第115条の3及び会議規則第17条の規定により提出いたします。

提案理由、歳出10款教育費5項社会教育費3

目公民館費、地区公民館運営事業費、八向地区公民館耐震診断業務委託料30万円を減額し、同額を歳出14款予備費1項予備費1目予備費に設置するものであります。

本議案の修正動議部分については、一般会計補正予算審議で予算執行の妥当性を議論してまいりました。これまで市教育委員会が議会に対し当該公民館の基本的な考えを示したのは令和元年6月定例会の一般質問における答弁であります。その内容を要約しますと「平成30年の豪雨災害を踏まえ、現八向地区公民館はこれまで地区の方々との協議をしていた同敷地での地域公民館としての改築を見直し、地区公民館としてより安全な場所として本合海児童センターへ併設を検討する」とのことでした。

このたびの提出された案件は、基本的な八向地区の生涯学習の拠点整備の計画が示されることなく提出されており、また安全性が担保されていない現施設に貴重な公費を投入するものであり、投資効果は得られないと考えられる。

よって、別紙のとおり修正案を提出するものであります。

令和2年6月19日。

新庄市議会議長下山准一殿。

提出者、新庄市議会議員佐藤文一、山科春美、庄司里香。以上でございます。

**下山准一議長** ただいまから午後1時まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後1時00分 開議

**下山准一議長** 休憩を解いて再開いたします。

先ほど説明のありました修正案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

**1番(佐藤悦子議員)** 議長、佐藤悦子。

**下山准一議長** 佐藤悦子さん。

**1番(佐藤悦子議員)** この提案理由の中で、

本合海児童センターに併設を検討するという答えだったということですが、これについては執行部の方から説明をお聞きしたところによれば、本合海児童センターへの併設を検討して話合いしてみたけれども、子供が昼寝とか子供の活動が妨げられてしまうので駄目なんじゃないかという関係者からの話があったということで、これは検討はしたけれども駄目だったんだと執行部の方にお聞きしたんですけれども、そのことは執行部の、もう一つ、本合海小学校ですか、そちらにもお聞きして検討したというお話も伺ったし、そのことは提出者は説明を受けていたんじゃないでしょうか。

それから、もう一つは、現在使っているわけです。その現在使っている場所を何も耐震診断もなく、市長がさっきおっしゃっていましたけれども、もしも地震などで事故あった場合、耐震診断もしてなかったのかとなるような気もするし、とにかく今使わなければいけないところであれば、より安全にしたほうがいいのかどうか、耐震診断した結果、建設をもっと急がねばならないとかなるかもしれないし、そこら辺は、今使っているところですから、より安全な場所として使っていただくように考える調査として私は必要なものでないかなと思うんですが、提出者のお考えをお聞かせください。

9 番（佐藤文一議員） 議長、佐藤文一。

下山准一議長 佐藤文一君。

9 番（佐藤文一議員） それでは、佐藤悦子議員の質問に対しての答弁をさせていただきます。

最初に、その内容を把握していたんじゃないかというお話ですけれども、そちらは私に関しては、議会初日、この補正予算が出るまでは聞いておりません。

この修正動議に関しては、昨年6月の定例会の一般質問においての答弁に対して、本合海児童センターへの併設を検討し、地域の方々と協議を進めていくという答弁に対して、その後、

約1年間、特に説明もなく、また水害被害を考えると大変危険な場所と認識しているにもかかわらず、その場所にある公民館の耐震診断業務委託料という補正予算が組まれたことに対しての動議であります。それ以上でもそれ以下でもありませんので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 提出者は、執行部からの説明、検討した結果こうだったんだけどというお話は、提出者はお聞きになっていないというお話でした。 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_。  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_。  
\_\_\_\_\_。

私が聞いたところでは、本合海児童センター併設を検討した結果の話、それから小学校を検討した結果の話、そういう話も聞かせられ、まだ決まなくて、当面、今活用されている施設を使わざるを得ないと、そういう意味で、使っている限り安全のように調査させていただきたいというお話で、私はおおむね納得させていたと思いますが、 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_。

9 番（佐藤文一議員） 議長、佐藤文一。

下山准一議長 佐藤文一君。

9 番（佐藤文一議員） \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_。

\_\_\_\_\_。

1 4 番（石川正志議員） 議長、石川正志。

下山准一議長 石川正志君。

14番(石川正志議員) 私は会派代表者会で議長の招集に応じて参加しておりますが、そのような事実はないことを本会議でお話しされるのは非常に遺憾であり、よって今の発言の取消しを求めて、動議。

下山准一議長 ただいま石川正志君より動議が提出されました。その動議に対して賛同される方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

下山准一議長 定数を超過しておりますので、動議は成立いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時06分 休憩

午後1時11分 開議

下山准一議長 休憩を解いて再開いたします。

ただいま石川正志君から、佐藤悦子さんの発言は不穏当と認められるから議長において発言の取消しを言われましたので、私から、議長においても不穏当と認めますから、発言の取消しを命じます。

1番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子さん。

1番(佐藤悦子議員) 私の認識間違いでありましたので、その部分は削除させていただきたいと思います。認識間違いだったようですので、申し訳ありませんでした。

下山准一議長 ただいま佐藤悦子さんより、質問における発言の訂正並びに発言の取消しの申出がありました。先ほどの佐藤悦子議員の発言における訂正箇所については、議長においてこれを許可いたします。発言取消しの申出についてはこれを許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。

それでは、続けて、佐藤悦子さん、3回目の

質問があればお願いします。

1番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子さん。

1番(佐藤悦子議員) 提出者から、執行部から説明されてないと提出者からお聞きいたしました。私なりに説明をお聞きする機会がありました。お聞きしたところでは、本合海児童センターへの併設を検討したんだけど、なかなか併設はできないんじゃないかと関係者から言われたと。それから、小学校についても、やはり小学校の子供の活動が最優先されるべきだという学校側の意見があって、ここにも検討はしてみたけれども簡単ではなかった、そうだとならなかったということで、今のところ場所をどうするということではなかなか決められないでいるんだと、仕方ないので現在使っているところを当面使わざるを得ないわけで、そういう中で、使っているところであるだけ、できれば、決まるまでなんですけれども、安全に使うためには耐震診断しなくちゃいけないんじゃないかなど考えているという説明を私はいただきました。そういう意味では、そのとおりだろうなど私は感じました。どうでしょうか、それについては。

9番(佐藤文一議員) 議長、佐藤文一。

下山准一議長 佐藤文一君。

9番(佐藤文一議員) お答えさせていただきます。

先ほども申し上げましたとおり、決して、今使えるか使えないかということに関して今申し上げているではありません。ただ、この6月定例会の一般質問の答弁より、はっきり言ってしまうと、何も知らされていないまま、こちらも地震というわけじゃなく、水害に対しての危険区域という認識でお答えいただいたものに対して、今この状況で補正が出されたということに対しての動議でございますので、よろしく御理解をお願いいたします。

下山准一議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより修正案に対する討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより修正案について採決いたします。

本案は電子表決システムにより行います。

議案第38号令和2年度新庄市一般会計補正予算（第3号）の修正案について、賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

（電子表決）

**下山准一議長** ボタンの押し忘れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** それでは締め切ります。

投票の結果は、賛成9票、反対2票、棄権5票、賛成多数であります。よって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

修正議決した部分を除く議案第38号令和2年度新庄市一般会計補正予算（第3号）について

は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、修正議決した部分を除く議案第38号は原案のとおり可決されました。

## 日程第12議案第39号令和2年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

**下山准一議長** 日程第12議案第39号令和2年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件に関しましては既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第39号令和2年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

**日程第13議案第40号令和2年度新庄市水道事業会計補正予算  
(第1号)**

**下山准一議長** 日程第13議案第40号令和2年度新庄市水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本件に関しましては既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

**4番(八鍬長一議員)** 議長、八鍬長一。

**下山准一議長** 八鍬長一君。

**4番(八鍬長一議員)** 2点についてお尋ねします。

1点目は、補正予算の第3条、資本的収入及び支出の補正のうち過年度損益勘定留保資金3億1,412万2,000円で補填するとしていますが、この金額を補填した場合、留保資金の残額はどのようなになるか。

それから、2つ目は、2ページの泉田道路築造関連工事負担金であります。新庄泉田道路及び金山道路が順調に工事が進んでいることは歓迎したいと思います。将来の東北中央自動車道に係る水道の送水管または関連の水道管の工事については、あとどのぐらい予定しているのでしょうか。よろしくお願ひします。

**荒澤精也上下水道課長** 議長、荒澤精也。

**下山准一議長** 上下水道課長荒澤精也君。

**荒澤精也上下水道課長** 2点ございました。

過年度損益勘定留保資金3億1,412万2,000円ということで、実際に過年度損益勘定留保資金については5億8,760万円ほどございますので、差し引きますと、これを使いますと2億7,300万円ほどの手持ちという形になります。

また、泉田道路関連の今後の整備の部分でというお話でございました。今回補正させていた

だくところについては、野中地内における部分で事業費の確定をもって補正させていただいているという状況になります。

あともう1本、発注済みの工事がございますが、昭和地区、昭和一年度に入るところの水道の部分で今回整備させていただきます、布設替え工事させていただいているところ、この2本で今年度をもって泉田道路の築造関連については終了ということになっています。当然その後北のほうに延びていく部分がございますが、県の施設部分については係る部分があるかと思ひますが、市の水道事業に係る部分についてはこの2本で今年度をもって終了ということになります。以上でございます。

**4番(八鍬長一議員)** 議長、八鍬長一。

**下山准一議長** 八鍬長一君。

**4番(八鍬長一議員)** 分かりました。

企業会計ですとなかなか一般会計のお金のやりくりとは違っていろいろなところからお金が生まれてくるものですから、その辺についても私どもも注意深く留保資金等については見ていきたいと思ひています。以上です。

**下山准一議長** ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第40号令和2年度新庄市水道事業会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。暫時休憩いたします。

午後1時24分 休憩

午後1時33分 開議

**下山准一議長** 休憩を解いて再開いたします。

## 日 程 の 追 加

**下山准一議長** 追加案件が出ておりますので、ここで議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長石川正志君。

(石川正志議会運営委員長登壇)

**石川正志議会運営委員長** それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について報告いたします。

本日午後1時25分から、議員協議会室において議会運営委員6名出席の下、執行部から副市長、関係課長並びに議会事務局職員の出席を求め、議会運営委員会を開催し、本日の本会議における議事日程の追加について協議をしたところであります。

協議の結果、議案第77号令和2年度新庄市一般会計補正予算(第4号)の補正予算1件並びに議会案第2号教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について、議会案第3号新庄市議会議員の議員報酬の特例に関する条例についての議会案2件を本日の議事日程に追加することにしました。

以上、よろしくお取り計らいますようお願い申し上げます、議会運営委員会における協議の経過と結果についての報告といたします。

**下山准一議長** お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長から報告がありました補正予算1件、議会案2件を本日の議事日程に追加することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、補正予算1件、議会案2件を本日の議事日程に追加することに決しました。

ここで、追加日程を配付するため暫時休憩いたします。

午後1時36分 休憩

午後1時38分 開議

**下山准一議長** 休憩を解いて再開いたします。それでは、追加日程に入ります。

## 日程第14議案第77号令和2年度新庄市一般会計補正予算(第4号)

**下山准一議長** 日程第14議案第77号令和2年度新庄市一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** 議案第77号令和2年度新庄市一般会計補正予算(第4号)について御説明申し上げます。

このたびの追加補正につきましては、国の2次補正予算に関連する新型コロナウイルス対策費と、加えて市単独の支援策を追加するものでございます。

補正額につきましては、歳入歳出それぞれ7,999万6,000円を追加し、補正後の予算総額を245億3,966万5,000円とするものであります。

内容といたしましては、6ページからの歳出であります。国の2次補正予算関連といたしまして、3款2項1目児童行政事業費にコロナウイルス感染拡大防止対策支援補助金を計上しておりますが、これにつきましては児童福祉施設等における感染拡大防止対策としてマスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品購入に対して1施設当たり50万円を上限に補助するものでございます。

なお、3款の各目に計上しております消耗品及び備品購入費につきましては、同じ事業内容であります。市が運営する施設分についてそれぞれの費目に計上するものであります。

3款2項2目のひとり親世帯臨時特別給付金につきましては、児童扶養手当受給世帯などに対し1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円を加算して給付する内容などです。いずれの事業も全額国費が充当されるものでございます。

また、7ページ、10款1項6目の学校給食食材提供事業者助成金につきましては、3月からの学校の臨時休校に伴う学校給食の休止対応といたしまして、学校給食の食材提供事業者に対し助成金を支給するものであります。

最後に、市単独支援策であります。7款1項5目の事業者等事業継続支援給付金につきましては、売上高が前年比30%以上減少した中小企業等に対しまして、事業継続に資することを目的として、今年度分の固定資産税第1期分の3分の1相当額で50万円を上限として支援金を給付するものでございます。

私からの説明は以上ですが、全て新型コロナウイルス関連の追加支援策でありますので、御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

**下山准一議長** お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第77号令和2年度新庄市一般会計補正予算（第4号）は、会

議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第77号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

**10番（山科正仁議員）** 議長、山科正仁。

**下山准一議長** 山科正仁君。

**10番（山科正仁議員）** 6ページになります。

3款2項2目児童母子措置費ですけれども、この中で国の2次補正ということで、低所得者、ひとり親世帯、子供1人に5万円、2人目からプラス3万円ということで、合計8万円支給ということに決定したということであると説明を受けました。

これは5月の臨時会においてその補正で同様の内容のものが可決されておまして、現在執行段階に入っているのかなと思われまして。市単独の施策であります2万円の支給ということで、これはかなり重複する部分があると思うのですが、子育て推進課はどのように考えておられますか。

**西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長** 議長、西田裕子。

**下山准一議長** 子育て推進課長兼福祉事務所長西田裕子さん。

**西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長** ひとり親世帯に関しましては、こちらの児童扶養手当の受給者につきましては、所得の制限によりまして、扶養人数にも違いがありますけれども、比較的所得者と捉えております。そしてまた、児童扶養手当につきましては、児童手当と違っていて、子供に対する対象が高校生まで、18歳までということになっておりますので、よりひとり親世帯につきましては有意義な施策と思っております。以上です。

10番(山科正仁議員) 議長、山科正仁。

下山准一議長 山科正仁君。

10番(山科正仁議員) 課長から、いわゆるダブルで継続するという内容になるかと思えます。

しかし、今後非常に悪化が予想される新庄市の財政面において、国から10分の10の予算措置でありますので、これは受けるべきだと思えますけれども、あえて市単独による上乘せというのをプラスして、もはや執行段階に入っている、今から止めるというわけにいかないと思えますけれども、今後のことを考えても、国でやるべきものにまた上乘せをすること自体が市の財政を考える面では非常に不安を覚えるわけであります。

財政課にお伺いしますけれども、先ほど決算に向けて事務処理が行われているという内容をお聞きしましたが、予想される経常収支比率、暫定で結構ですので、どのぐらい悪化しそうかどうかをお伺いいたします。

平向真也財政課長 議長、平向真也。

下山准一議長 財政課長平向真也君。

平向真也財政課長 ただいま経常収支比率ということで御質問ありましたが、現在、令和元年度の決算の最終確認を行っているという状況でございますので、正確な数字はまだ申し上げられません、平成30年度の92.6%より数%上昇するのではないかなと見込んでございます。

以上です。

10番(山科正仁議員) 議長、山科正仁。

下山准一議長 山科正仁君。

10番(山科正仁議員) 数%の上昇ということは悪化していくという考えであると思えます。

3款のこの問題に限らず、今後の財政は非常に困難になってくるのは見えると思えます。財政課長の答弁だけではなくて、世界的に、国内も全部そうなってくると思えますので、今後、我々議員からの一般質問の内容も恐らくコロナウイルス禍によって悪化していく財政をどうし

ていくんだと、市の財政の方向性を問う問題が多くなってくると思うんです。これは、いわゆる市長のかじ取りの方向性というのを非常に見られる時期かと思えます。つまりコロナに名を借りた支援とか財政の予算の配分のアンバランス、これが一番怖いということだと思えます。後世の子供たちに非常に禍根を残すような予算の配分というのを慎重になっていかないとまずいと思えます。市長においては財政課としてしっかりした協議、それから予算の取り方というのが重要ではないかなと考えるわけでありますが、市長、いかがでしょうか。

平向真也財政課長 議長、平向真也。

下山准一議長 財政課長平向真也君。

平向真也財政課長 議員のおっしゃるとおりでございます。やはり市の行政を支えていくのは財政でございますので、一時期に負担がかかるということがないように、適正に有利な起債等財源を確保しながら適正に財政運営を行っていかねばならないと考えてございます。その中でバランスを取っていくということが重要であると考えてございます。以上でございます。

下山准一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第77号令和2年度新庄市一般会計補正予算(第4号)については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

### 日程第15 議会案第2号教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について

**下山准一議長** 日程第15議会案第2号教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務文教常任委員長山科正仁君。

（山科正仁総務文教常任委員長登壇）

**山科正仁総務文教常任委員長** 議会案第2号教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

令和2年6月19日。

新庄市議会議長下山准一殿。

別紙を読み上げます。

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書。

新型コロナウイルス感染症対策として3月には全国で一斉臨時休校が行われました。また、4月以降も、再開する学校、休校が延長された学校、再休校に入る学校などがあり、学校現場では学びの保障や心のケア、感染症対策など教職員が不断の努力を続けています。

学校現場では、新学習指導要領への対応だけでなく、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や学習準備の時間を十分に確保することが困難な状況となってい

ます。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配措置ではなく抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数改善が不可欠です。

義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、2021年度政府予算編成において下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記。

1. 計画的な教職員定数改善を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、衆議院議長宛て、参議院議長宛て、内閣総理大臣宛て、総務大臣宛て、財務大臣宛て、文部科学大臣宛て。

以上です。

**下山准一議長** お諮りいたします。

ただいま説明のありました議会案第2号教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出については、会議規則第37条第2項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、

議会案第2号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。これより採決いたします。

議会案第2号教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議会案第2号は原案のとおり可決されました。

## 日程第16 議会案第3号新庄市議会議員の議員報酬の特例に関する条例について

**下山准一議長** 日程第16議会案第3号新庄市議会議員の議員報酬の特例に関する条例についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。山科正仁君。  
（10番山科正仁議員登壇）

**10番（山科正仁議員）** それでは、議会案第3号新庄市議会議員の議員報酬の特例に関する条例について御説明申し上げます。

本案は、地方自治法第112条及び会議規則第

14条第1項に基づき提出するものであります。

提出者は、私、山科正仁、賛成者は奥山省三議員、石川正志議員、八鍬長一議員の各議員、会派代表者であります。

お手元の別紙を御覧願います。

まず提案の理由でございますが、議案末尾に記載しておりますとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大が市民生活に甚大な影響を及ぼしていることを受け、社会経済活動の活性化をはじめとした地域の課題に迅速かつ的確に対応するため、議員報酬を減額するための提案を行うものであります。

報酬の減額は、令和2年7月1日から令和3年3月31日までの期間とし、報酬月額8%を減額するものでございます。施行月日は令和2年7月1日とするものであります。

以上、皆様よろしく御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。

**下山准一議長** お諮りいたします。

ただいま説明のありました議会案第3号新庄市議会議員の議員報酬の特例に関する条例については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議会案第3号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議会案第3号新庄市議会議員の議員報酬の特例に関する条例については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議会案第3号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後1時57分 休憩

午後2時02分 開議

**下山准一議長** 休憩を解いて再開いたします。

ただいまから10分間休憩いたします。

午後2時03分 休憩

午後2時11分 開議

**下山准一議長** 休憩を解いて再開いたします。

## 日 程 の 追 加

**下山准一議長** 追加案件が出ておりますので、ここで議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長石川正志君。

(石川正志議会運営委員長登壇)

**石川正志議会運営委員長** それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について報告いたします。

本日午後1時57分から、議員協議会室において議会運営委員6名出席の下、執行部から副市長、関係課長並びに議会事務局職員の出席を求め、議会運営委員会を開催し、本日の本会議における議事日程の追加について協議をしたとこ

ろであります。

協議の結果、議案第78号令和2年度新庄市一般会計補正予算(第5号)の補正予算1件を本日の議事日程に追加することにいたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます、議会運営委員会における協議の経過と結果についての報告といたします。

**下山准一議長** お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長から報告のありました補正予算1件を本日の議事日程に追加することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、補正予算1件を本日の議事日程に追加することに決しました。

ここで、追加日程を配付するため暫時休憩いたします。

午後2時13分 休憩

午後2時14分 開議

**下山准一議長** 休憩を解いて再開いたします。

それでは、追加日程に入ります。

## 日程第17議案第78号令和2年度新庄市一般会計補正予算(第5号)

**下山准一議長** 日程第17議案第78号令和2年度新庄市一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** 議案第78号令和2年度新庄市一般会計補正予算(第5号)について御説明申し上げ

げます。

ただいまは新型コロナウイルス対策に要する費用分といたしまして議員提案によります報酬の削減を御決定いただきましたので、これを財源といたしました追加補正予算を御提案するものでございます。

補正額につきましては、歳入歳出それぞれ39万9,000円を追加し、補正後の予算総額を245億4,006万4,000円とするものであります。

内容といたしましては、6ページの歳出であります。新型コロナウイルスの感染予防対策として、マスク、消毒液、フェースシールドなどの消耗品のほか、非接触型体温計や図書館に設置する本の消毒機械などの備品購入費として総額約500万円分の感染予防対策を講じるものでございます。

財源といたしましては、議員報酬削減分に加え、前年度繰越金を充当するものでございます。

以上、御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

**下山准一議長** お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第78号令和2年度新庄市一般会計補正予算（第5号）は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第78号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討

論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第78号令和2年度新庄市一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

## 閉 会

**下山准一議長** ここで市長より御挨拶があります。市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

**山尾順紀市長** 6月9日から始まりました6月定例会、慎重審議誠にありがとうございました。

この間、山形県におきましては、5月11日の自粛解除、また遊興施設等は5月14日というようなことで、約1か月間、山形県においては自粛解除が経過をしております。また、本日6月19日からは全国的な移動を解除するというような新たな段階に入ったと思っております。しかしながら、一度小さくなった経済状況あるいは行動が広がるにはまだまだ時間がかかるのかなと思っております。

この間、大変いろいろなことがある中で、近場では北朝鮮による南北連絡事務所が爆破されるという衝撃的な映像も飛び込んでまいりました。コロナが日本だけではなく、世界中に広がり、グローバル世界を象徴している形ではあります。

しかし、私たち議会と行政におきましては、市民の生活を第一に、そして生活がいち早く元

に戻るような形の政策を今後とも続けていかなければいけないと思っているところであります。

今回は給付金事業等で商工観光課が担当し、新たな経済対策も打ち出す時間がなかなかないという状況でございます。これから訪れます新庄まつりの中止による経済対策ということも念頭に置いて進めなければいけないと内部では検討しているところであります。その際には議会の皆様には臨時議会等の開催をお願いするというのもぜひ御承知いただければと思っております。

コロナという大変な未曾有の大きな災害状況ではありますけれども、この苦難を皆さんとともに乗り越え、またこのポイントが時代のポイントとして新たな新庄市の発展に皆さんと共有できればいいなと思っているところであります。

長期間にわたる6月議会に御礼を申し上げまして、私からの挨拶といたします。誠にありがとうございました。

**下山准一議長** 以上をもちまして、令和2年6月定例会の日程を全て終了いたしましたので、閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時20分 閉会

新庄市議会議長 下山准一

会議録署名議員 佐藤文一

〃 〃 山科正仁